

厚生労働省告示第八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第三項第一号及び第三十条第三項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日において現に法第五条第四項に規定する同行援護に係る法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害者に対して、同行援護に係る法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス又は法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスを行った場合には、この告示による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「旧基準」という。）別表第3の1（注3及び注4を除く。）の規定については、当該支給決定に係る支給決定の有効期間（法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。）内に限り、なおその効力を有するものとし、旧基準別表第3の1の注3又は注4に該当するものは、この告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（以下「新基準」という。）別表第3の1の注3に該当する

甲のよちなほ。1)の職位に於て、保健師の「256単位」、看護師の「257単位」、薬剤師の「405単位」、理学療法士の「406単位」、作業療法士の「589単位」、介護福祉士の「591単位」、保健師の「672単位」、看護師の「674単位」、作業療法士の「755単位」、理学療法士の「758単位」、作業療法士の「839単位」、看護師の「842単位」、作業療法士の「922単位」、看護師の「925単位」、作業療法士の「199単位」、看護師の「200単位」、作業療法士の「278単位」、看護師の「279単位」、作業療法士の「348単位」、看護師の「349単位」、作業療法士の「349単位」の各単位は、保健師の「278単位」、看護師の「279単位」の各単位に相当するものとする。ただし、別に厚生労働大臣が定める者、看護師の「ただし、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従業者基準」という。）第1条第4号、第9号、第14号又は第19号に掲げる者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有するもの（以下「視覚障害関係事業経験者」という。）又は居宅介護従業者基準第1条第6号に掲げる者（同号の規定により同号に該当する者としてみなされるものに限る。）」、「作業療法士の90分、看護師の100分の90（視覚障害関係事業経験者が身体介護を伴う指定同行援護を行った場合にあつては、100分の70）」、作業療法士の90分。

平成三十三年三月十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 出 後	改 出 前
別表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 所要時間30分未満の場合 <u>248単位</u> 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>392単位</u> 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>570単位</u> 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>651単位</u> 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>732単位</u> 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>813単位</u> 所要時間3時間以上の場合 <u>894単位</u> に所要時間3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに <u>81単位</u> を加算した単位数 ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合 所要時間30分未満の場合 <u>248単位</u> 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>392単位</u> 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>570単位</u> 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>651単位</u> 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>732単位</u> 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>813単位</u> 所要時間3時間以上の場合 <u>894単位</u> に所要時間3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに <u>81単位</u> を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 所要時間30分未満の場合 <u>102単位</u> 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>148単位</u> 所要時間45分以上1時間未満の場合 <u>191単位</u> 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>231単位</u>	別表 第1 居宅介護 1 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 所要時間30分未満の場合 <u>245単位</u> 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>388単位</u> 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>564単位</u> 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>644単位</u> 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>724単位</u> 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>804単位</u> 所要時間3時間以上の場合 <u>884単位</u> に所要時間3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに <u>80単位</u> を加算した単位数 ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合 所要時間30分未満の場合 <u>245単位</u> 所要時間30分以上1時間未満の場合 <u>388単位</u> 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 <u>564単位</u> 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 <u>644単位</u> 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 <u>724単位</u> 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 <u>804単位</u> 所要時間3時間以上の場合 <u>884単位</u> に所要時間3時間から 計算して所要時間30分を増すごとに <u>80単位</u> を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 所要時間30分未満の場合 <u>101単位</u> 所要時間30分以上45分未満の場合 <u>146単位</u> 所要時間45分以上1時間未満の場合 <u>189単位</u> 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 <u>229単位</u>

所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合 267単位
所要時間 1 時間30分以上の場合 301単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算した単位数

二 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

所要時間30分未満の場合 102単位

所要時間30分以上 1 時間未満の場合 191単位

所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 267単位

所要時間 1 時間30分以上の場合 335単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに68単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 98単位

注1 イ、二及びホについては、区分1（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第2号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）、指定障害福祉サービス基準第43条の2に規定する共生型居宅介護（以下「共生型居宅介護」という。）の事業を行う事業所（以下「共生型居宅介護事業所」という。）の従業者（同条第1号の規定により置くべき従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業

所要時間 1 時間15分以上 1 時間30分未満の場合 264単位
所要時間 1 時間30分以上の場合 298単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算した単位数

二 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合

所要時間30分未満の場合 101単位

所要時間30分以上 1 時間未満の場合 189単位

所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合 264単位

所要時間 1 時間30分以上の場合 331単位に所要時間 1 時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに67単位を加算した単位数

ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 97単位

注1 イ、二及びホについては、区分1（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）第1条第2号に掲げる区分1をいう。以下同じ。）以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合とする。注3において同じ。）に該当する利用者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第2条第1号に掲げる利用者をいう。以下同じ。）に対して、指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護事業所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護

所（以下「基準該当居宅介護事業所」という。）の従業者（同項に規定する従業者をいう。）（注4、注10、注13及び注14において「居宅介護従業者」という。）が、指定障害福祉サービス基準第4条第1項に規定する指定居宅介護（以下「指定居宅介護」という。）、共生型居宅介護又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）（以下「指定居宅介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の及びのいずれにも該当する支援の度合（障害児にあつては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定相談基準」という。）第3条に規定する指定地域移行支援事業所をいう。）、指定地域定着支援事業所（指定相談基準第40条において準用する指定相談基準第3条に規定する指定地域定着支援事業所をいう。）、指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）及び指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。））への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先

（以下「指定居宅介護」という。）又は指定障害福祉サービス基準第44条第1項に規定する基準該当居宅介護（以下「基準該当居宅介護」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、次の及びのいずれにも該当する支援の度合（障害児にあつては、これに相当する支援の度合）にある利用者に対して、通院等介助（通院等又は官公署（国、都道府県及び市町村の機関、外国公館（外国の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設をいう。）並びに指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定相談基準」という。）第3条に規定する指定地域移行支援事業所をいう。）、指定地域定着支援事業所（指定相談基準第40条において準用する指定相談基準第3条に規定する指定地域定着支援事業所をいう。）、指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）及び指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。））への移動（公的手続又は障害福祉サービスの利用に係る相談のために利用する場合に限る。以下単に「通院等」という。）のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等

等での受診等の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。) (身体介護を伴う場合) が中心である指定居宅介護等を行った場合に、所定単位数を算定する。

・ (略)

3 (略)

4 居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画(指定障害福祉サービス基準第26条第1項(指定障害福祉サービス基準第43条の4及び第48条第1項において準用する場合を含む。)に規定する居宅介護計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

5 (略)

(略)

(略)

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 632単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

6 (略)

(略)

(略)

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 632単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに84単位を加算した単位数

7～9 (略)

9の2 別に厚生労働大臣が定める者をサービス提供責任者(指定障害福祉サービス基準第5条第2項に規定するサービス

の手続、移動等の介助をいう。注6及び注8において同じ。) (身体介護を伴う場合) が中心である指定居宅介護又は基準該当居宅介護(以下「指定居宅介護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

・ (略)

3 (略)

4 居宅介護従業者が、指定居宅介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、居宅介護計画(指定障害福祉サービス基準第26条第1項(指定障害福祉サービス基準第48条第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する居宅介護計画をいう。)に位置付けられた内容の指定居宅介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

5 (略)

(略)

(略)

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 627単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

6 (略)

(略)

(略)

(一) (略)

(二) 所要時間3時間以上の場合 627単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

7～9 (略)

(新設)

提供責任者をいう。以下同じ。)として配置している指定居宅介護事業所、共生型居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所(以下「指定居宅介護事業所等」という。)において、当該サービス提供責任者が作成した居宅介護計画に基づいて指定居宅介護等を行う場合は、1回につき所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

9の3 指定居宅介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定居宅介護事業所等と同一の建物(以下この注において「同一敷地内建物等」という。)に居住する利用者(指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者を除く。)又は指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定居宅介護事業所等における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者に対して、指定居宅介護等を行った場合は、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

10・11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)に届け出た指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が、指定居宅介護又は共生型居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算

(新設)

10・11 (略)

12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)に届け出た指定居宅介護事業所が、指定居宅介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるそ

を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

～ (略)

13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の1の注5の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は障害児通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）若しくは障害児入所支援（同法第7条第2項に規定する障害児入所支援をいう。以下同じ。）を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2 (略)

3 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介

の他の加算は算定しない。

～ (略)

13 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定居宅介護事業所又は基準該当居宅介護事業所（以下「指定居宅介護事業所等」という。）の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する

14 イ及びロについては、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者（指定障害福祉サービス基準第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が居宅介護計画の変更を行い、当該指定居宅介護事業所等の居宅介護従業者が当該利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

15 利用者が居宅介護以外の障害福祉サービスを受けている間（第15の1の注5の適用を受けている間（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。）を除く。）又は指定通所支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）若しくは指定入所支援（同法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。以下同じ。）を受けている間は、居宅介護サービス費は、算定しない。

2 (略)

3 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第5条第1項に規定する指定居宅介

護事業者又は共生型居宅介護の事業を行う者が、指定障害福祉サービス基準第22条（指定障害福祉サービス基準第43条の4において準用する場合を含む。）に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

4 （略）

4の2 福祉専門職員等連携加算 564単位

注 利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。第2の5の2及び第14の2の1において同じ。）、指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士、公認心理師その他の国家資格を有する者（以下この4の2において「社会福祉士等」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる

護事業者が、指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

4 （略）

4の2 福祉専門職員等連携加算 564単位

注 利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。第2の5の2において同じ。）、指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（以下この4の2において「社会福祉士等」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づく指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定居宅介護事業所等（国、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定居宅介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあ

単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ（略）

6（略）

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。以下同じ。）時における移動中の介護を行った場合

— 所要時間 1 時間未満の場合	184単位
— 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	274単位
— 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	365単位
— 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	456単位
— 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	548単位
— 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	638単位
— 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	730単位
— 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	815単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
— 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合	1,495単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
— 所要時間12時間以上16時間未満の場合	2,170単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
— 所要時間16時間以上20時間未満の場合	2,816単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

っては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ（略）

6（略）

第2 重度訪問介護

1 重度訪問介護サービス費

（新設）

イ 所要時間 1 時間未満の場合	183単位
ロ 所要時間 1 時間以上 1 時間30分未満の場合	273単位
ハ 所要時間 1 時間30分以上 2 時間未満の場合	364単位
ニ 所要時間 2 時間以上 2 時間30分未満の場合	455単位
ホ 所要時間 2 時間30分以上 3 時間未満の場合	546単位
ヘ 所要時間 3 時間以上 3 時間30分未満の場合	636単位
ト 所要時間 3 時間30分以上 4 時間未満の場合	728単位
チ 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合	813単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
リ 所要時間 8 時間以上12時間未満の場合	1,493単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数
又 所要時間12時間以上16時間未満の場合	2,168単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数
ル 所要時間16時間以上20時間未満の場合	2,814単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

___ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,498単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

□ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所若しくは同法第2条第1項に規定する助産所又は介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設若しくは同条第29項に規定する介護医療院（以下「病院等」という。）に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合

___ 所要時間1時間未満の場合 184単位

___ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 274単位

___ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 365単位

___ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 456単位

___ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 548単位

___ 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合 638単位

___ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合 730単位

___ 所要時間4時間以上8時間未満の場合 815単位に所要時間4時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

___ 所要時間8時間以上12時間未満の場合 1,495単位に所要時間8時間から計算して所要時間30分を増すごとに85単位を加算した単位数

___ 所要時間12時間以上16時間未満の場合 2,170単位に所要時間12時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

___ 所要時間16時間以上20時間未満の場合 2,816単位に所要時間16時間から計算して所要時間30分を増すごとに86単位を加算した単位数

___ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,498単位に所要時

___ 所要時間20時間以上24時間未満の場合 3,496単位に所要時間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

（新設）

間20時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数

注1 イについては、区分4（区分省令第1条第5号に掲げる区分4をいう。以下同じ。）以上に該当し、次の又はのいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（指定障害福祉サービス基準第2条第9号に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「指定重度訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者、共生型重度訪問介護（指定障害福祉サービス基準第43条の3に規定する共生型重度訪問介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「共生型重度訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共生型重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（指定障害福祉サービス基準第2条第14号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「基準該当重度訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者（以下「重度訪問介護従業者」という。）が、居宅又は外出時において重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）、共生型重度訪問介護又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

・ （略）

2 イについては、平成18年9月30日において現に日常生活支援（この告示による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169

注1 区分4（区分省令第1条第5号に掲げる区分4をいう。以下同じ。）以上に該当し、次の又はのいずれかに該当する利用者に対して、重度訪問介護（居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。2並びに第3及び第4において同じ。）時における移動中の介護を総合的に行うものをいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者（3において「指定重度訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（法第30条第1項第2号に掲げる基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当重度訪問介護事業所」という。）に置かれる従業者（注7及び注10において「重度訪問介護従業者」という。）が、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）又は重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

・ （略）

2 平成18年9月30日において現に日常生活支援（この告示による廃止前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第169号）別表介護給

号)別表介護給付費等単位数表(において「旧介護給付費等単位数表」という。)の1の注5に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。)の支給決定(法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けている利用者のうち、次の又はのいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。

2の2 ロについては、注1の又はに掲げる者であって、区分6(区分省令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において指定重度訪問介護等を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。ただし、90日を超えた期間に行われた場合であっても、入院又は入所をしている間引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の80に相当する単位数を算定できるものとする。

・ (略)

3 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第1項、第43条の4及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6に該当する者につき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100

付費等単位数表(において「旧介護給付費等単位数表」という。)の1の注5に規定する日常生活支援をいう。以下同じ。)の支給決定(法第19条第1項に規定する支給決定をいう。以下同じ。)を受けている利用者のうち、次の又はのいずれにも該当する者に対して、指定重度訪問介護等を行った場合に、障害支援区分の認定が効力を有する期間内に限り、所定単位数を算定する。

(新設)

・ (略)

3 指定重度訪問介護等を行った場合に、現に要した時間ではなく、重度訪問介護計画(指定障害福祉サービス基準第43条第1項及び第48条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第26条の規定により作成する計画をいう。以下同じ。)に位置付けられた内容の指定重度訪問介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める者が、区分6(区分省令第1条第7号に掲げる区分6をいう。以下同じ。)に該当する者に

分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。
- 8 (略)
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所において、指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
～ (略)
- 10 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所、共生型重度訪問介護事業所又は基準該当重度訪問介護事業所(以下「指定重度訪問介護事業所等」という。)の重度訪問介護従業者が、指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 11 (略)
- 12 利用者が重度訪問介護又は療養介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の注5の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))を除く。)は、重度

つき、指定重度訪問介護等を行った場合に、所定単位数の100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 7 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して指定重度訪問介護等を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき所定単位数を算定する。
。
- 8 (略)
- 9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度訪問介護事業所において、指定重度訪問介護を行った場合にあっては、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
～ (略)
- 10 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定重度訪問介護事業所又は基準該当重度訪問介護事業所(以下「指定重度訪問介護事業所等」という。)の重度訪問介護従業者が、指定重度訪問介護等を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 11 (略)
- 12 利用者が重度訪問介護以外の障害福祉サービスを受けている間(第15の1の注5の適用を受けている間(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に限る。))を除く。)は、重度訪問介護サー

訪問介護サービス費は、算定しない。

2 移動介護加算

イ～ヘ (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。ただし、別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合は、それぞれの重度訪問介護従業者が行う指定重度訪問介護等につき、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

3 (略)

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定重度訪問介護事業者又は共生型重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第1項又は第43条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する

5 ^{かくたん}喀痰吸引等支援体制加算 100単位

注 指定重度訪問介護事業所等において、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロ又は1の注9の の特定事業所加算()を算定している場合は、算定しない。

5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は

ビス費は、算定しない。

2 移動介護加算

イ～ヘ (略)

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める要件を満たす場合であって、同時に2人の重度訪問介護従業者が1人の利用者に対して移動中の介護を行った場合に、それぞれの重度訪問介護従業者が行う移動中の介護につき所定単位数を加算する。

3 (略)

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定重度訪問介護事業者が、指定障害福祉サービス基準第43条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 ^{かくたん}喀痰吸引等支援体制加算 100単位

注 指定重度訪問介護事業所等において、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な者に対して、登録特定行為事業者の認定特定行為従事者が、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注9の の特定事業所加算()を算定している場合は、算定しない。

5の2 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定重度訪問介護事業所等(国、のぞみの園又は

独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。
)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 (略)

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

(削る)

イ 所要時間30分未満の場合	184単位
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	291単位
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	420単位
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	484単位
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	547単位
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	610単位
ト 所要時間3時間以上の場合	673単位に所要時間3時間から計

算して所要時間30分を増すごとに63単位を加算した単位数

(削る)

注1 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対して、同行援護(外出時において、当該利用者に行き、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む。))、移動の援護

独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。
)が、利用者に対し、指定重度訪問介護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 (略)

第3 同行援護

1 同行援護サービス費

イ 身体介護を伴う場合

— 所要時間30分未満の場合	256単位
— 所要時間30分以上1時間未満の場合	405単位
— 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	589単位
— 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	672単位
— 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	755単位
— 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	839単位
— 所要時間3時間以上の場合	922単位に所要時間3時間から

計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数

ロ 身体介護を伴わない場合

— 所要時間30分未満の場合	105単位
— 所要時間30分以上1時間未満の場合	199単位
— 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	278単位
— 所要時間1時間30分以上の場合	348単位に所要時間1時間30分

注1 イにあっては次の 及び のいずれにも、ロにあっては次の に該当する利用者に対して、同行援護(外出時において、当該利用者に行き、移動に必要な情報の提供(代筆・代

、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(3において「指定同行援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定同行援護事業所」という。)に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当同行援護事業所」という。)に置かれる従業者(以下「同行援護従業者」という。)が同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定同行援護」という。)又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定同行援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

(削る)

(削る)

2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った

読を含む。)、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者の外出時に必要な援助を行うことをいう。以下同じ。)に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者(3において「指定同行援護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定同行援護事業所」という。)に置かれる従業者又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当同行援護事業所」という。)に置かれる従業者(以下「同行援護従業者」という。)が同行援護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定同行援護」という。)又は同行援護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「指定同行援護等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

— 別に厚生労働大臣が定める基準を満たしていること。

— 次の(一)及び(二)のいずれにも該当する支援の度合(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)にあること。

(一) 区分2以上に該当していること。

(二) 区分省令別表第一における次のaからeまでに掲げる項目のいずれかについて、それぞれaからeまでに掲げる状態のいずれか一つに認定されていること。

a 歩行 「全面的な支援が必要」

b 移乗 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

c 移動 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

d 排尿 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

e 排便 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」

2 (略)

3 イについては、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行

場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める者が、別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対して、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4の2 区分3（障害児にあっては、これに相当する支援の割合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の20に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4の3 区分4以上（障害児にあっては、これに相当する支援の割合）に該当する利用者につき、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数の100分の40に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5～9 （略）

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、同行援護サービス費は、算定しない。

2～4 （略）

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数

援護等を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

4 口については、別に厚生労働大臣が定める者が、指定同行援護等を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める者が指定同行援護等を行った場合にあっては、所定単位数に代えて、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

（新設）

（新設）

5～9 （略）

10 利用者が同行援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、同行援護サービス費は、算定しない。

2～4 （略）

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定同行援護事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。）が、利用者に対し、指定同行援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては

を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

6 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	<u>254単位</u>
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>402単位</u>
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>586単位</u>
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>733単位</u>
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>882単位</u>
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>1,030単位</u>
ト 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	<u>1,179単位</u>
チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	<u>1,327単位</u>
リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	<u>1,477単位</u>
ヌ 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	<u>1,624単位</u>
ル 所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	<u>1,773単位</u>
ヲ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	<u>1,921単位</u>
ワ 所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	<u>2,070単位</u>
カ 所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	<u>2,218単位</u>
コ 所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	<u>2,368単位</u>
ク 所要時間7時間30分以上の場合	<u>2,514単位</u>

注1・2 (略)

2の2 指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。

3～7 (略)

、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

6 (略)

第4 行動援護

1 行動援護サービス費

イ 所要時間30分未満の場合	<u>253単位</u>
ロ 所要時間30分以上1時間未満の場合	<u>401単位</u>
ハ 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	<u>584単位</u>
ニ 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合	<u>731単位</u>
ホ 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合	<u>879単位</u>
ヘ 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合	<u>1,027単位</u>
ト 所要時間3時間以上3時間30分未満の場合	<u>1,175単位</u>
チ 所要時間3時間30分以上4時間未満の場合	<u>1,323単位</u>
リ 所要時間4時間以上4時間30分未満の場合	<u>1,472単位</u>
ヌ 所要時間4時間30分以上5時間未満の場合	<u>1,619単位</u>
ル 所要時間5時間以上5時間30分未満の場合	<u>1,767単位</u>
ヲ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合	<u>1,915単位</u>
ワ 所要時間6時間以上6時間30分未満の場合	<u>2,063単位</u>
カ 所要時間6時間30分以上7時間未満の場合	<u>2,211単位</u>
コ 所要時間7時間以上7時間30分未満の場合	<u>2,360単位</u>
ク 所要時間7時間30分以上の場合	<u>2,506単位</u>

注1・2 (略)

2の2 指定行動援護等の提供に当たって、支援計画シート等が作成されていない場合、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

3～7 (略)

8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。

9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、行動援護サービス費は、算定しない。

2 初回加算 200単位

注 指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

3～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについて

8 利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定行動援護事業所等のサービス提供責任者が行動援護計画等の変更を行い、当該指定行動援護事業所等の行動援護従業者が当該利用者の行動援護計画等において計画的に訪問することとなっていない指定行動援護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として、1回につき100単位を加算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

9 利用者が行動援護以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、行動援護サービス費は、算定しない。

2 初回加算 200単位

注 指定行動援護事業所等において、新規に行動援護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った場合又は当該指定行動援護事業所等のその他の行動援護従業者が初回若しくは初回の指定行動援護等を行った日の属する月に指定行動援護等を行った際にサービス提供責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

3～4の2 (略)

5 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定行動援護事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。6において同じ。)が、利用者に対し、指定行動援護等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。た

は、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

6 (略)

第5 療養介護

1 療養介護サービス費(1日につき)

イ 療養介護サービス費

療養介護サービス費()

- (一) 利用定員が40人以下 943単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 917単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 870単位
- (四) 利用定員が81人以上 833単位

療養介護サービス費()

- (一) 利用定員が40人以下 686単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 651単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 605単位
- (四) 利用定員が81人以上 575単位

療養介護サービス費()

- (一) 利用定員が40人以下 543単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 514単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 485単位
- (四) 利用定員が81人以上 463単位

療養介護サービス費()

- (一) 利用定員が40人以下 435単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 399単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 372単位
- (四) 利用定員が81人以上 352単位

療養介護サービス費()

だし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

6 (略)

第5 療養介護

1 療養介護サービス費(1日につき)

イ 療養介護サービス費

療養介護サービス費()

- (一) 利用定員が40人以下 906単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 887単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 848単位
- (四) 利用定員が81人以上 815単位

療養介護サービス費()

- (一) 利用定員が40人以下 660単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 630単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 590単位
- (四) 利用定員が81人以上 562単位

療養介護サービス費()

- (一) 利用定員が40人以下 522単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 497単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 473単位
- (四) 利用定員が81人以上 453単位

療養介護サービス費()

- (一) 利用定員が40人以下 418単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 385単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 362単位
- (四) 利用定員が81人以上 344単位

療養介護サービス費()

- (一) 利用定員が40人以下 435単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 399単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 372単位
- (四) 利用定員が81人以上 352単位

□ 経過的療養介護サービス費

経過的療養介護サービス費()

- (一) 利用定員が40人以下 881単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 881単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 852単位
- (四) 利用定員が81人以上 819単位

注1～8 (略)

9 イ又はロに掲げる療養介護サービス費の算定に当たって、次の又はのいずれかに該当する場合に、それぞれ又はに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

指定療養介護の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、療養介護計画(同条第1項に規定する療養介護計画をいう。)が作成されていない場合
次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

- (一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
- (二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

10 指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2 地域移行加算 500単位

注 入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、指定障害福祉サービス基準第50条の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利

- (一) 利用定員が40人以下 418単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 385単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 362単位
- (四) 利用定員が81人以上 344単位

□ 経過的療養介護サービス費

経過的療養介護サービス費()

- (一) 利用定員が40人以下 877単位
- (二) 利用定員が41人以上60人以下 877単位
- (三) 利用定員が61人以上80人以下 848単位
- (四) 利用定員が81人以上 815単位

注1～8 (略)

9 イ又はロに掲げる療養介護サービス費の算定に当たって、次の又はのいずれかに該当する場合に、それぞれ又はに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

指定療養介護の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、療養介護計画(同条第1項に規定する療養介護計画をいう。)が作成されていない場合
100分の95

(新設)

(新設)

(新設)

2 地域移行加算 500単位

注 入院期間が1月を超えると見込まれる利用者の退院に先立って、指定障害福祉サービス基準第50条の規定により指定療養介護事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退院後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利

用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第3号又は附則第3条の規定により置くべき生活支援員(注2及び注3において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

4 (略)

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援(指定相談基準第1条第11号に規定する指定

用者が退院後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退院後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入院中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退院後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退院後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退院後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第50条第1項第3号又は附則第3条の規定により置くべき生活支援員(注2及び注3において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

4 (略)

5 障害福祉サービスの体験利用支援加算 300単位

注 指定療養介護事業所において指定療養介護を利用する利用者が、指定地域移行支援(指定相談基準第1条第9号に規定する指定

地域移行支援をいう。以下同じ。)の障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の又はのいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

・ (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ~ホ (略)

7 (略)

第6 生活介護

1 生活介護サービス費(1日につき)

イ 生活介護サービス費

利用定員が20人以下

(一) 区分6	<u>1,283単位</u>
(二) 区分5	<u>963単位</u>
(三) 区分4	<u>683単位</u>
(四) 区分3	<u>613単位</u>
(五) 区分2以下	<u>561単位</u>

利用定員が21人以上40人以下

(一) 区分6	<u>1,144単位</u>
---------	----------------

地域移行支援をいう。以下同じ。)の障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定相談基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。)を利用する場合において、指定療養介護事業所に置くべき従業者が、次の又はのいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

・ (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。7において同じ。)が、利用者に対し、指定療養介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げる他の加算は算定しない。

イ~ホ (略)

7 (略)

第6 生活介護

1 生活介護サービス費(1日につき)

イ 生活介護サービス費

利用定員が20人以下

(一) 区分6	<u>1,278単位</u>
(二) 区分5	<u>959単位</u>
(三) 区分4	<u>680単位</u>
(四) 区分3	<u>610単位</u>
(五) 区分2以下	<u>559単位</u>

利用定員が21人以上40人以下

(一) 区分6	<u>1,139単位</u>
---------	----------------

(二) 区分5	<u>854単位</u>
(三) 区分4	<u>601単位</u>
(四) 区分3	<u>541単位</u>
(五) 区分2以下	<u>493単位</u>
利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分6	<u>1,104単位</u>
(二) 区分5	<u>819単位</u>
(三) 区分4	<u>570単位</u>
(四) 区分3	<u>504単位</u>
(五) 区分2以下	<u>461単位</u>
利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分6	<u>1,049単位</u>
(二) 区分5	<u>784単位</u>
(三) 区分4	<u>551単位</u>
(四) 区分3	<u>495単位</u>
(五) 区分2以下	<u>447単位</u>
利用定員が81人以上	
(一) 区分6	<u>1,032単位</u>
(二) 区分5	<u>768単位</u>
(三) 区分4	<u>537単位</u>
(四) 区分3	<u>480単位</u>
(五) 区分2以下	<u>430単位</u>
□ <u>共生型生活介護サービス費</u>	
— <u>共生型生活介護サービス費()</u>	<u>694単位</u>
— <u>共生型生活介護サービス費()</u>	<u>854単位</u>
八 <u>基準該当生活介護サービス費</u>	
基準該当生活介護サービス費()	<u>694単位</u>
基準該当生活介護サービス費()	<u>854単位</u>
三 (略)	
注1 イ及び八については、次の から までのいずれかに該当	

(二) 区分5	<u>851単位</u>
(三) 区分4	<u>599単位</u>
(四) 区分3	<u>539単位</u>
(五) 区分2以下	<u>491単位</u>
利用定員が41人以上60人以下	
(一) 区分6	<u>1,099単位</u>
(二) 区分5	<u>816単位</u>
(三) 区分4	<u>568単位</u>
(四) 区分3	<u>502単位</u>
(五) 区分2以下	<u>459単位</u>
利用定員が61人以上80人以下	
(一) 区分6	<u>1,045単位</u>
(二) 区分5	<u>781単位</u>
(三) 区分4	<u>549単位</u>
(四) 区分3	<u>493単位</u>
(五) 区分2以下	<u>445単位</u>
利用定員が81人以上	
(一) 区分6	<u>1,028単位</u>
(二) 区分5	<u>765単位</u>
(三) 区分4	<u>535単位</u>
(四) 区分3	<u>478単位</u>
(五) 区分2以下	<u>428単位</u>
(新設)	
□ <u>基準該当生活介護サービス費</u>	
基準該当生活介護サービス費()	<u>691単位</u>
基準該当生活介護サービス費()	<u>851単位</u>
八 (略)	
注1 イ及び口については、次の から までのいずれかに該当	

する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）及び障害支援区分に応じ（に該当する場合には、区分5とみなして、利用定員に応じ）、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の注7に規定する指定生活介護等（注1の2に規定する共生型生活介護を除く。注5において同じ。）の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

～ （略）

する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第77条に規定する指定生活介護（以下「指定生活介護」という。）、指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う生活介護又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当生活介護（以下「特定基準該当生活介護」という。）（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合に、利用定員（多機能型事業所（指定障害福祉サービス基準第215条第1項に規定する多機能型事業所をいう。）である指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては一体的に事業を行う当該多機能型事業所の利用定員の合計数とし、複数の昼間実施サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第2条第16号に掲げる昼間実施サービスをいう。以下同じ。）を行う指定障害者支援施設等にあっては当該昼間実施サービスの利用定員の合計数とする。第10から第14までにおいて同じ。）及び障害支援区分に応じ（に該当する場合には、区分5とみなして、利用定員に応じ）、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、指定障害福祉サービス基準第220条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス事業所（以下「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

～ （略）

1の2 口のについては、指定児童発達支援事業所等（指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。）又は指定通所介護事業所等（指定障害福祉サービス基準第93条の3第1号に規定する指定通所介護事業所等をいう。以下同じ。）において、共生型生活介護（指定障害福祉サービス基準第93条の2に規定する共生型生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定通所介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

1の3 口のについては、指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定障害福祉サービス基準第93条の4第1号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等をいう。以下同じ。）において、共生型生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定小規模多機能型居宅介護事業所等の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ハのについては、指定障害福祉サービス基準第94条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護（同条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「基準該当生活介護事業所」という。）において、基準該当生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 ハのについては、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定による基準該当生活介護事業所において、基準該当生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 ニについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、平成33年3月31日

（新設）

（新設）

2 口のについては、指定障害福祉サービス基準第94条に規定する基準該当生活介護事業者が基準該当生活介護（同条に規定する基準該当生活介護をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「基準該当生活介護事業所」という。）において、基準該当生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 口のについては、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定による基準該当生活介護事業所において、基準該当生活介護を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定生活介護等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単

までの間、1日につき所定単位数を算定する。

- 5 イに掲げる生活介護サービス費及びロに掲げる共生型生活介護サービス費の算定に当たって、イについては次の から までのいずれかに該当する場合に、ロについては 又は に該当する場合に、それぞれ から までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

注7に規定する指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス計画(指定障害福祉サービス基準第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(特定基準該当生活介護に係る計画に限る。)又は施設障害福祉サービス計画(指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(以下「生活介護計画等」という。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

前3月における指定生活介護事業所又は共生型生活介護の事業を行う事業所(以下「共生型生活介護事業所」という。)の利用者のうち、当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の平均利用時間(前3月において当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所

位数を算定する。

- 5 イに掲げる生活介護サービス費の算定に当たって、次の から までのいずれかに該当する場合に、それぞれ 又は に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

指定生活介護等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第93条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、生活介護計画(指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する生活介護計画をいう。)、特定基準該当障害福祉サービス計画(指定障害福祉サービス基準第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する特定基準該当障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(特定基準該当生活介護に係る計画に限る。)又は施設障害福祉サービス計画(指定障害者支援施設基準第23条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。以下同じ。)(以下「生活介護計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

(新設)

の利用した時間の合計時間を当該利用者が当該指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所を利用した日数で除して得た時間をいう。)が5時間未満の利用者の占める割合が100分の50以上である場合 100分の70

6 イからハまでについては、指定障害福祉サービス基準第89条第3号（指定障害福祉サービス基準第93条の5及び第223条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

7 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定生活介護事業所等」という。）において、指定生活介護、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス若しくはのぞみの園が行う生活介護、共生型生活介護又は特定基準該当生活介護（以下「指定生活介護等」という。）を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定する。

8 （略）

8の2 指定障害福祉サービス基準第93条、第93条の5及び第223条第2項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

8の3 ロについては、次の及びのいずれも満たすものとして都道府県知事に届け出た共生型生活介護事業所について、1日につき58単位を加算する。

サービス管理責任者（指定障害福祉サービス基準第50条第1項第4号に規定するサービス管理責任者をいう。以下

6 イ及びロについては、指定障害福祉サービス基準第89条第3号（指定障害福祉サービス基準第223条において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

7 一体的な運営が行われている利用定員が81人以上の指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定生活介護事業所等」という。）において、指定生活介護等を行った場合には、所定単位数の1000分の991に相当する単位数を算定する。

8 （略）

（新設）

（新設）

同じ。)を1名以上配置していること。

— 地域に貢献する活動を行っていること。

9 (略)

2 人員配置体制加算

イ~ハ (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位(指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者(1の注1の又はのいずれかに該当する者に限る。注2及び注3において同じ。)に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護、共生型生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所若しくは共生型生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定

9 (略)

2 人員配置体制加算

イ~ハ (略)

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上である指定生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位(指定生活介護等であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者(1の注1の又はのいずれかに該当する者に限る。注2及び注3において同じ。)に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等(指定生活介護若しくは特定基準該当生活介護であって区分5若しくは区分6に該当する者若しくはこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の50以上である指定生活介護事業所が行うもの、指定障害者支援施設が行う生活介護に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護

障害福祉サービス又はのぞみの園が行う生活介護に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

- 3 八については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所等の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員(注2及び注3において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者又は指定障害福祉サービス基準第93条の2第1号、第93条の3第1号若しくは第93条の4第1号の規定により置くべき従業者(注2及び注3において「共生型生活介護従業者」という。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、

に限る。)の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

- 3 八については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護等の単位において、指定生活介護等の提供を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、利用者に対して、1日につき所定単位数(地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の指定生活介護等の単位の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数とする。)を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第78条第1項第2号、第220条第1項第4号若しくは附則第4条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第1号若しくは附則第3条第1項第1号の規定により置くべき生活支援員(注2及び注3において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につ

精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

生活支援員又は共生型生活介護従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

生活支援員又は共生型生活介護従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

3の2 常勤看護職員等配置加算

イ 常勤看護職員等配置加算()

— 利用定員が20人以下	28単位
— 利用定員が21人以上40人以下	19単位
— 利用定員が41人以上60人以下	11単位
— 利用定員が61人以上80人以下	8単位
— 利用定員が81人以上	6単位

ロ 常勤看護職員等配置加算()

— 利用定員が20人以下	56単位
— 利用定員が21人以上40人以下	38単位
— 利用定員が41人以上60人以下	22単位

き所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること

生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

3の2 常勤看護職員等配置加算

(新設)

<u>イ</u> 利用定員が20人以下	28単位
<u>ロ</u> 利用定員が21人以上40人以下	19単位
<u>ハ</u> 利用定員が41人以上60人以下	11単位
<u>ニ</u> 利用定員が61人以上80人以下	8単位
<u>ホ</u> 利用定員が81人以上	6単位

(新設)

— 利用定員が61人以上80人以下 16単位

— 利用定員が81人以上 12単位

注1 イについては、看護職員を常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第16号又は指定障害者支援施設基準第2条第15号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。）で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、口の常勤看護職員等配置加算()を算定している場合は、算定しない。

2 口については、看護職員を常勤換算方法で2人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。

3 イ及び口については、1の注5の に該当する場合は、算定しない。

4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で

注 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、当該指定生活介護等の単位の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、1の注5の に該当する場合は、算定しない。

（新設）

（新設）

4 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者（以下「視覚障害者等」という。）である指定生活介護等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定生活介護等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第78条、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条に定める人員配置に加え、常勤換算方法（指定障害福祉サービス基準第2条第15号又は指定障害者支援施設基準第2条第15

除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 訪問支援特別加算

・ (略)

注 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第78条、第93条の2第1号、第93条の3第2号、第93条の4第4号、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条の規定により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(以下「生活介護従業者」という。)が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

7 (略)

7の2 重度障害者支援加算 7単位

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等(指定障害者支援施設等を除く。以下この7の2において同じ。)において、指定生活介護等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 重度障害者支援加算が算定されている指定生活介護事業所等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護

号に掲げる常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 訪問支援特別加算

・ (略)

注 指定生活介護事業所等において継続して指定生活介護等を利用する利用者について、連続した5日間、当該指定生活介護等の利用がなかった場合において、指定障害福祉サービス基準第78条、第220条若しくは附則第4条又は指定障害者支援施設基準第4条若しくは附則第3条の規定により指定生活介護事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者(以下「生活介護従業者」という。)が、生活介護計画等に基づき、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問して当該指定生活介護事業所等における指定生活介護等の利用に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、生活介護計画等に位置付けられた内容の指定生活介護等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

7 (略)

(新設)

事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定生活介護等を行った場合に、更に1日につき180単位を加算する。ただし、当該厚生労働大臣が定める者1人当たりの利用者の数が5を超える場合には、5を超える数については、算定しない。

3 注2の加算が算定されている指定生活介護事業所等については、当該加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、更に1日につき所定単位数に700単位を加算する。

8 リハビリテーション加算

- イ リハビリテーション加算() 48単位
ロ リハビリテーション加算() 20単位

注1 イについては、次の から までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

～ (略)

2 ロについては、注1の から までのいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であって、リハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者、共生型生活介護の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第93条及び第93条の5において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援

8 リハビリテーション加算 20単位

- (新設)
(新設)

注 次の から までのいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

～ (略)

(新設)

9 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第93条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合

施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

10 食事提供体制加算 30単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。）にあっては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚

計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

10 食事提供体制加算 30単位

注 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等（法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（同令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この10において同じ。）にあっては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあっては、16万円未満）である者並びに同令第17条第2号から第4号までに掲げる者（以下「低所得者等」という。）であって生活介護計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当生活介護の利用者に対して、指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所において、食事の提供を行った場合に、平成30

厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

11 (略)

12 送迎加算

イ 送迎加算() 21単位

ロ 送迎加算() 10単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この12において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下この12において同じ。)に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所、共生型生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、更に片道につき所定単位数に28単位を加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算() 500単位

ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算() 250単位

年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

11 (略)

12 送迎加算

イ 送迎加算() 27単位

ロ 送迎加算() 13単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(国又は地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この12において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。以下この12において同じ。)に対して、その居宅等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しており、かつ、区分5若しくは区分6に該当する者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に14単位を加算する。

(新設)

13 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

(新設)

(新設)

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援（指定相談基準）を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の又はのいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

・（略）

2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

13の2 就労移行支援体制加算

イ	利用定員が20人以下	42単位
ロ	利用定員が21人以上40人以下	18単位
ハ	利用定員が41人以上60人以下	10単位
ニ	利用定員が61人以上80人以下	7単位
ホ	利用定員が81人以上	6単位

注 指定生活介護事業所等における指定生活介護等を受けた後就労（第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき当該指定生活介護等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じ

注 指定障害者支援施設等において指定生活介護を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の又はのいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

・（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

て得た単位数を加算する。

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 から13の2までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 から13の2までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 から13の2までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ニ・ホ（略）

15 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、1 から13の2までにより算定した単位数の1000分の6に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第7 短期入所

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。）が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 から13までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 から13までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数

ニ・ホ（略）

15 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等又は基準該当生活介護事業所が、利用者に対し、指定生活介護等又は基準該当生活介護を行った場合に、1 から13までにより算定した単位数の1000分の6に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第7 短期入所

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

福祉型短期入所サービス費（ ）

（一） 区分6	<u>896単位</u>
（二） 区分5	<u>761単位</u>
（三） 区分4	<u>629単位</u>
（四） 区分3	<u>565単位</u>
（五） 区分1及び区分2	<u>494単位</u>

福祉型短期入所サービス費（ ）

（一） 区分6	<u>584単位</u>
（二） 区分5	<u>512単位</u>
（三） 区分4	<u>308単位</u>
（四） 区分3	<u>233単位</u>
（五） 区分1及び区分2	<u>167単位</u>

福祉型短期入所サービス費（ ）

（一） 区分3	<u>761単位</u>
（二） 区分2	<u>597単位</u>
（三） 区分1	<u>494単位</u>

福祉型短期入所サービス費（ ）

（一） 区分3	<u>512単位</u>
（二） 区分2	<u>270単位</u>
（三） 区分1	<u>167単位</u>

福祉型強化短期入所サービス費（ ）

（一） 区分6	<u>1,096単位</u>
（二） 区分5	<u>962単位</u>
（三） 区分4	<u>829単位</u>
（四） 区分3	<u>766単位</u>
（五） 区分1及び区分2	<u>695単位</u>

福祉型強化短期入所サービス費（ ）

（一） 区分6	<u>785単位</u>
---------	--------------

1 短期入所サービス費（1日につき）

イ 福祉型短期入所サービス費

福祉型短期入所サービス費（ ）

（一） 区分6	<u>892単位</u>
（二） 区分5	<u>758単位</u>
（三） 区分4	<u>626単位</u>
（四） 区分3	<u>563単位</u>
（五） 区分1及び区分2	<u>492単位</u>

福祉型短期入所サービス費（ ）

（一） 区分6	<u>582単位</u>
（二） 区分5	<u>510単位</u>
（三） 区分4	<u>307単位</u>
（四） 区分3	<u>232単位</u>
（五） 区分1及び区分2	<u>166単位</u>

福祉型短期入所サービス費（ ）

（一） 区分3	<u>758単位</u>
（二） 区分2	<u>595単位</u>
（三） 区分1	<u>492単位</u>

福祉型短期入所サービス費（ ）

（一） 区分3	<u>510単位</u>
（二） 区分2	<u>269単位</u>
（三） 区分1	<u>166単位</u>

（新設）

（新設）

(二) <u>区分5</u>	<u>713単位</u>
(三) <u>区分4</u>	<u>509単位</u>
(四) <u>区分3</u>	<u>434単位</u>
(五) <u>区分1及び区分2</u>	<u>367単位</u>
<u>福祉型強化短期入所サービス費()</u>	
(一) <u>区分3</u>	<u>962単位</u>
(二) <u>区分2</u>	<u>798単位</u>
(三) <u>区分1</u>	<u>695単位</u>
<u>福祉型強化短期入所サービス費()</u>	
(一) <u>区分3</u>	<u>713単位</u>
(二) <u>区分2</u>	<u>471単位</u>
(三) <u>区分1</u>	<u>367単位</u>
□ <u>医療型短期入所サービス費</u>	
医療型短期入所サービス費()	<u>2,889単位</u>
医療型短期入所サービス費()	<u>2,686単位</u>
医療型短期入所サービス費()	<u>1,679単位</u>
八 <u>医療型特定短期入所サービス費</u>	
医療型特定短期入所サービス費()	<u>2,768単位</u>
医療型特定短期入所サービス費()	<u>2,555単位</u>
医療型特定短期入所サービス費()	<u>1,578単位</u>
医療型特定短期入所サービス費()	<u>2,014単位</u>
医療型特定短期入所サービス費()	<u>1,881単位</u>
医療型特定短期入所サービス費()	<u>1,209単位</u>
三 <u>共生型短期入所サービス費</u>	
<u>共生型短期入所(福祉型)サービス費()</u>	<u>761単位</u>
<u>共生型短期入所(福祉型)サービス費()</u>	<u>233単位</u>
<u>共生型短期入所(福祉型強化)サービス費()</u>	<u>958単位</u>
<u>共生型短期入所(福祉型強化)サービス費()</u>	<u>432単位</u>
ホ <u>基準該当短期入所サービス費</u>	
基準該当短期入所サービス費()	<u>761単位</u>

(新設)

(新設)

□ <u>医療型短期入所サービス費</u>	
医療型短期入所サービス費()	<u>2,609単位</u>
医療型短期入所サービス費()	<u>2,407単位</u>
医療型短期入所サービス費()	<u>1,404単位</u>
八 <u>医療型特定短期入所サービス費</u>	
医療型特定短期入所サービス費()	<u>2,489単位</u>
医療型特定短期入所サービス費()	<u>2,277単位</u>
医療型特定短期入所サービス費()	<u>1,304単位</u>
医療型特定短期入所サービス費()	<u>1,738単位</u>
医療型特定短期入所サービス費()	<u>1,606単位</u>
医療型特定短期入所サービス費()	<u>936単位</u>
(新設)	
三 <u>基準該当短期入所サービス費</u>	
基準該当短期入所サービス費()	<u>758単位</u>

基準該当短期入所サービス費()

233単位

- 注1 イの については、区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。以下この第7において同じ。）に対して、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）において指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 2 イの については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等若しくは第10の1の注3のに規定する基準該当自立訓練（機能訓練）、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等若しくは第11の1の注5のに規定する基準該当自立訓練（生活訓練）、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等若しくは第14の1の八に規定する基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 3 イの については、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）に規定する区分1（以下「障害児支援区分1」という。）以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分（以下「障害児の障害の支援の区分」という。）に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 4 イの については、障害児支援区分1以上に該当する利用

基準該当短期入所サービス費()

232単位

- 注1 イ については、区分1以上に該当する利用者（障害児を除く。以下この第7において同じ。）に対して、指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第1項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）において指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 2 イ については、区分1以上に該当する利用者が、指定生活介護等、第10の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 3 イ については、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）に規定する区分1（以下「障害児支援区分1」という。）以上に該当する障害児に対して、指定短期入所を行った場合に、同告示に定める障害児の障害の支援の区分（以下「障害児の障害の支援の区分」という。）に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。
- 4 イ については、障害児支援区分1以上に該当する利用者

者が、指定通所支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）（以下「指定通所支援基準」という。）第2条第3号に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）、共生型通所支援（指定通所支援基準第2条第11号に規定する共生型通所支援をいう。以下同じ。）又は指定通所支援基準第54条の6の規定する基準該当児童発達支援若しくは指定通所支援基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス（以下この1において「指定通所支援等」という。）を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の2 イのについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

が、指定通所支援を利用した日において、指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

（新設）

4の3 イのについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定生活介護等、第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

（新設）

4の4 イのについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定短

（新設）

期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、
1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

4の5 イのについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、指定通所支援又は共生型通所支援を利用した日において、指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、1日につきそれぞれ所定単位数を算定する。

5 ロのについては、第5の1の注1の 若しくは に規定する利用者又は重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。）に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロのについては、第5の1の注1の 若しくは に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 ロのについては、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

（新設）

5 ロについては、第5の1の注1の 若しくは に規定する利用者又は重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している障害児をいう。以下同じ。）に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

6 ロについては、第5の1の注1の 若しくは に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

7 ロについては、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- 8 八のについては、第5の1の注1の 若しくは に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 9 八のについては、第5の1の注1の 若しくは に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 10 八のについては、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 11 八のについては、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の 若しくは に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

- 8 八については、第5の1の注1の 若しくは に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 9 八については、第5の1の注1の 若しくは に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 10 八については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる利用者又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された障害者等に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。
- 11 八については、指定生活介護等、第10の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、第5の1の注1の 若しくは に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につ

12 八の については生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、第5の1の注1の 若しくは に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 八の については、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13の2 二の については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者に対して、共生型短期入所（指定障害福祉サービス基準第125条の2に規定する共生型短期入所をいう

き所定単位数を算定する。

12 八 については、指定生活介護等、第10の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、第5の1の注1の 若しくは に規定する利用者又は重症心身障害児に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13 八 については、指定生活介護等、第10の1の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等、第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型等、第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等又は指定通所支援を利用した日において、区分1又は障害児支援区分1以上に該当し、かつ、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等若しくはこれに準ずる障害者等又は区分1若しくは障害児支援区分1以上に該当し、かつ、医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有すると診断された利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た医療機関である指定短期入所事業所において指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

（新設）

。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「共生型短期入所事業所」という。）において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

13の3 二の については、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する利用者が、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

（新設）

13の4 二の については、別に厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

（新設）

13の5 二の については、別に厚生労働大臣が定める者に対して、生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において、看護職員を常勤で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

（新設）

14 ホの については、指定障害福祉サービス基準第125条の5に規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所（同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「基準該当短期入所事業所」という。）において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

14 二 については、指定障害福祉サービス基準第125条の2に規定する基準該当短期入所事業者が基準該当短期入所（同条に規定する基準該当短期入所をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「基準該当短期入所事業所」という。）において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

15 ホの については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護、第10の1の注3の に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは第11の1の注5の に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）又は児童福祉法に基づく指定通所支援基準第54条の12の規定による基準該当児童発達支援若しくは同令第71条の6において準用する同令第54条の12の規定による基準該当放課後等デイサービスを利用した日において、基

15 二 については、第6の1の注3に規定する基準該当生活介護、第10の1の注3の に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）若しくは第11の1の注5の に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第54条の8の規定による基準該当児童発達支援若しくは同令第71条の4において準用する同令第54条の8

準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

15の2 利用定員が20人以上であるとして都道府県知事に届け出た単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。4及び14において同じ。）

において、指定短期入所を行った場合には、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。ただし、10の定員超過特例加算を算定している場合は、算定しない。

15の3 指定障害福祉サービス基準第125条及び第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

15の4 二については、共生型短期入所事業所が、地域に貢献する活動を行い、かつ、指定障害福祉サービス基準第125条の2第2号又は第125条の3第2号の規定により置くべき従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が次の又はに掲げる割合以上であるものとして都道府県知事に届け出た共生型短期入所事業所において、共生型短期入所を行った場合に、当該割合に応じ、それぞれ又はに掲げる単位数を所定単位数に加算する。

— 100分の35 15単位

— 100分の25 10単位

16 （略）

17 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間（1のイの若しくは又はハの、若しくはを算定する場合を除く。）は、短期入所サービス費は、算定しない。

の規定による基準該当放課後等デイサービスを利用した日において、基準該当短期入所事業所において基準該当短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

（新設）

（新設）

（新設）

16 （略）

17 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間（1のイの若しくは又はハの、若しくはを算定する場合を除く。）は、短期入所サービス費は、算定しない。

2 短期利用加算 30単位

注 指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において、指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に、指定短期入所等の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1年につき30日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

2の2 常勤看護職員等配置加算

- イ 利用定員が6人以下 10単位
- ロ 利用定員が7人以上12人以下 8単位
- ハ 利用定員が13人以上17人以下 6単位
- ニ 利用定員が18人以上 4単位

注 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算する。ただし、1の注16に該当する場合は、算定しない。

2の3 医療的ケア対応支援加算 120単位

注 1のイの、若しくはの福祉型強化短期入所サービス費又は1のロの若しくはの共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

2の4 重度障害児・障害者対応支援加算 30単位

注 1のイの、若しくはの福祉型強化短期入所サービス費又は1のロの若しくはの共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

2 短期利用加算 30単位

注 指定短期入所事業所において、指定短期入所を行った場合に、指定短期入所の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

（新設）

（新設）

（新設）

3 重度障害者支援加算 50単位

注1 指定短期入所事業所等において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は1の八の医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

2 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1のに規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所等の提供を行った場合に、更に1日につき10単位を加算する。

4 単独型加算 320単位

注1 単独型事業所において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は1の八の医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

2 単独型事業所において、1のイの の福祉型短期入所サービス費()、 の福祉型短期入所サービス費()、 の福祉型強化短期入所サービス費()又は の福祉型強化短期入所サービス費()の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、更に所定単位数に100単位を加算する。

5 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

ホ 医療連携体制加算() 39単位

ハ 医療連携体制加算() 1,000単位

3 重度障害者支援加算 50単位

注1 指定短期入所事業所において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者に対して指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は1の八の医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

2 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1のに規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所の提供を行った場合に、さらに1日につき10単位を加算する。

4 単独型加算 320単位

注1 単独型事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。以下この4及び13において同じ。)において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は1の八の医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

2 単独型事業所において、1のイの の福祉型短期入所サービス費()又は同イの の福祉型短期入所サービス費()の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に100単位を加算する。

5 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

(新設)

(新設)

ト 医療連携体制加算()

500単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの、若しくは の福祉型強化短期入所サービス費、1の口の医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの若しくは の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所等を行う場合の利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のイの、若しくは の福祉型強化短期入所サービス費、1の口の医療型短期入所サービス費、1のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは1のニの若しくは の共生型短期入所(福祉型強化)サービス費の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引かくたん等に係る指導を行った場合に、当該

(新設)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の口の医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の精神科訪問看護・指導料()若しくは訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第67号)別表の訪問看護基本療養費() (以下「精神科訪問看護・指導料等」という。)の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の口の医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第10の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所を行う場合の利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引かくたん等に係る指導を行った場合に、当該看

看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、1 のイの、若しくは の福祉型強化短期入所サービス費、1 の口の医療型短期入所サービス費又は 1 のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等^{かくたん}が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等^{かくたん}を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、1 のイの、若しくは の福祉型強化短期入所サービス費、1 の口の医療型短期入所サービス費若しくは 1 のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイ若しくは口の算定対象となる利用者については、算定しない。

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、1 のイの、若しくは の福祉型強化短期入所サービス費、1 の口の医療型短期入所サービス費、1 のハの医療型特定短期入所サービス費若しくは 1 のニの 若しくは の共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者又は指定生活介護等若しくは第 10 の 1 の 2 の注 1 に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設において指定短期入所等を行う場合の利用者（注 6 及び注 7 において「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については、算定しない。

6 ヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して 4 時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

看護職員 1 人に対し、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、1 の口の医療型短期入所サービス費又は 1 のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等^{かくたん}が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等^{かくたん}を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、1 の口の医療型短期入所サービス費若しくは 1 のハの医療型特定短期入所サービス費の算定対象となる利用者又はイ若しくは口の算定対象となる利用者については、算定しない。

（新設）

（新設）

い。

7 トについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定短期入所事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については、算定しない。

8 ヘ及びトについては、イ又はロを算定している場合には、算定しない。

6 栄養士配置加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、次の及びに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費又は八の医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

・ (略)

2 ロについては、次の及びに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又は1の口の医療型短期入所サービス費又は八の医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

・ (略)

7 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者又は共生型短期入所の事業を行う者が、指定障害福祉サービス基準第125条又は第125条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

6 栄養士配置加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、次の及びに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の口の医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

・ (略)

2 ロについては、次の及びに掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ又は1の口の医療型短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。

・ (略)

7 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者が、指定障害福祉サービス基準第125条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

8 食事提供体制加算 48単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

(削る)

9 緊急短期入所受入加算

イ 緊急短期入所受入加算() 180単位

ロ 緊急短期入所受入加算() 270単位

注1 イについては、1のイの福祉型短期入所サービス費又は1のニの共生型短期入所サービス費を算定している場合であって、指定短期入所事業所等が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、当該指定短期入所等を緊急に行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として、1日につき、所定単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、

8 食事提供体制加算 48単位

注 低所得者等に対して、指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

9 緊急短期入所体制確保加算 40単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所(空床利用型事業所(指定障害福祉サービス基準第115条第2項に規定する空床利用型事業所をいう。))を除く。)において、指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

10 緊急短期入所受入加算

イ 緊急短期入所受入加算() 120単位

ロ 緊急短期入所受入加算() 180単位

注1 イについては、1のイの福祉型短期入所サービス費を算定している場合であって、指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日について、所定単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの医療型短期入所サービス費若しくは1のハの医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が、別に厚生労働大臣が定める者に対し、

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、所定単位数を加算する。

10 定員超過特例加算 50単位

注 指定短期入所事業所等において、別に厚生労働大臣が定める者に対し、居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、第7の1の注16に規定する利用者の基準を超えて、指定短期入所等を緊急に行った場合に、10日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

11 （略）

12 送迎加算 186単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所等（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所等（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に

居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日について、所定単位数を加算する。

（新設）

11 （略）

12 送迎加算 186単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定短期入所事業所（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この12において同じ。）において、利用者に対して、その居宅等と指定短期入所事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

（新設）

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い

従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から12までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号口に規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（同項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。））において行う場合にあっては1000分の57に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。））において行う場合にあっては1000分の74に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。））において行う場合にあっては1000分の170に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあっては1000分の42に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から12までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。））において行う場合にあっては1000分の41に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。））において行う場合にあっては1000分の54に相当する単位数

、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から12までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練（指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号口に規定する指定宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（同項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。））において行う場合にあっては1000分の57に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。））において行う場合にあっては1000分の74に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）（単独型事業所を除く。））において行う場合にあっては1000分の170に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあっては1000分の42に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から12までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。））において行う場合にあっては1000分の41に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。））において行う場合にあっては1000分の54に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。））

、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の124に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の31に相当する単位数）

八 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の23に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の69に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の17に相当する単位数）

二・ホ （略）

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所等又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所等又は基準該当短期入所を行った場合に、1 から12までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合については1000分の8に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合については1000分の10に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合については1000分の23に相当する単位数、単独型事業

において行う場合にあつては1000分の124に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の31に相当する単位数）

八 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の23に相当する単位数、指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合にあつては1000分の69に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の17に相当する単位数）

二・ホ （略）

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定短期入所事業所又は基準該当短期入所事業所が、利用者に対し、指定短期入所又は基準該当短期入所を行った場合に、1 から12までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合については1000分の8に相当する単位数、共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合については1000分の10に相当する単位数、外部サービス利用型共同生活援助事業所（単独型事業所を除く。）において行う場合については1000分の23に相当する単位数、単独型事業所において行う場合については1000分の6に相当する単位数）を加算する。ただし、13の福

所において行う場合については1000分の6に相当する単位数)を加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合

— 所要時間1時間未満の場合 201単位

— 所要時間1時間以上12時間未満の場合 301単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに100単位を加算した単位数

— 所要時間12時間以上24時間未満の場合 2499単位に所要時間12時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに98単位を加算した単位数

ロ 短期入所を提供した場合(1日につき) 946単位

ハ 共同生活援助(指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助を除く。)を提供した場合(1日につき) 997単位

注1 イからハまでについては、区分6(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の 又は のいずれかに該

社・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第8 重度障害者等包括支援

1 重度障害者等包括支援サービス費

イ 1月に指定重度障害者等包括支援(指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。)として提供された障害福祉サービスについて別に厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数(以下「実績単位数」という。))が、1月につき市町村が別に厚生労働大臣が定めるところにより支給決定した単位数に当該月の日数(当該月において当該支給決定が効力を有する期間の日数に限るものとし、当該月における入院期間(入院の初日及び最終日を除く。))を除く。)を乗じて得た単位数(以下「支給決定単位数」という。)の100分の95以上である場合 支給決定単位数

(新設)

(新設)

(新設)

ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合 実績単位数に95分の100を乗じて得た単位数

(新設)

注1 重度障害者等包括支援サービス費については、区分6(障害児にあっては、これに相当する支援の度合)に該当し、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、次の 又

当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所（指定障害福祉サービス基準第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定重度障害者等包括支援（指定障害福祉サービス基準第126条に規定する指定重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、提供した障害福祉サービス及び所要時間に応じ、所定単位数を算定する。

・ （略）

2. 指定重度障害者等包括支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める要件を満たし、かつ、同時に2人の重度障害者等包括支援従業者（指定重度障害者等包括支援事業所の従業者をいう。以下同じ。）が1人の利用者に対して指定重度障害者等包括支援を行った場合に、それぞれの重度障害者等包括支援従業者が行う指定重度障害者等包括支援につき所定単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の中で行った場合に限る。
3. イについては、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業者（指定障害福祉サービス基準第127条に規定する指定重度障害者等包括支援事業者をいう。）が、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
4. イについては、夜間又は早朝に指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の25に相当する単位数を所定単位数に加算し、深夜に指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1回につき所定単位数の100分の50に相当する単位数を所定単位数に加算する。
5. ロについては、低所得者等である利用者に対して行われる場合には、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につ

は のいずれかに該当する利用者に対して、指定重度障害者等包括支援事業所（指定障害福祉サービス基準第127条第2項に規定する指定重度障害者等包括支援事業所をいう。）において、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、所定単位数を算定する。

・ （略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

き48単位を加算する。

6 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。

2 (略)

2の2 初回加算 200単位

注 指定重度障害者等包括支援事業所において、新規に重度障害者等包括支援計画（指定障害福祉サービス基準第134条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、利用を開始した日の属する月につき、所定単位数を加算する。

2の3 医療連携体制加算

イ 短期入所を提供する場合

— <u>医療連携体制加算()</u>	600単位
— <u>医療連携体制加算()</u>	300単位
— <u>医療連携体制加算()</u>	500単位
— <u>医療連携体制加算()</u>	100単位
— <u>医療連携体制加算()</u>	1,000単位
— <u>医療連携体制加算()</u>	500単位

ロ 共同生活援助を提供する場合

— <u>医療連携体制加算()</u>	500単位
— <u>医療連携体制加算()</u>	250単位
— <u>医療連携体制加算()</u>	500単位
— <u>医療連携体制加算()</u>	100単位

注1 イについては、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として短期入所を提供した場合に、所定単位数を算定する。

2 ロについては、指定重度障害者等包括支援事業所において、指定重度障害者等包括支援として共同生活援助を提供した

2 利用者が重度障害者等包括支援以外の障害福祉サービスを受けている間又は指定通所支援若しくは指定入所支援を受けている間は、重度障害者等包括支援サービス費は、算定しない。

2 (略)

(新設)

(新設)

場合に、所定単位数を算定する。

- 3 イの については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等又は第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行う指定障害者支援施設等において指定重度障害者等包括支援を行う場合の利用者（注4、注7及び注8において「指定生活介護等利用者」という。）については、算定しない。
- 4 イの については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。
- 5 イの については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者^{かくたん}に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。
- 6 イの については、喀痰吸引等^{かくたん}が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者^{かくたん}が、喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。
- 7 イの については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して、1日あたりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。
- 8 イの については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職

員が2以上の利用者に対して、1日あたりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定生活介護等利用者については、算定しない。

9 イの 及び については、イの 又は を算定している場合は、算定しない。

10 ロの については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者（精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者を除く。以下この注10及び注11において同じ。）に対して看護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

11 ロの については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する

12 ロの については、医療機関等との連携により、看護職員を指定重度障害者等包括支援事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

13 ロの については、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、 又は を算定している場合は、算定しない。

2の4 送迎加算 186単位

(新設)

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定重度障害者等包括支援事業所（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公

の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この2の4において同じ。)において、利用者に対して、その居宅等と指定重度障害者等包括支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される短期入所の提供に当たって当該送迎を行った場合に限る。

2の5 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院期間の延長を行った場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。

2の6 精神障害者地域移行特別加算 300単位

(新設)

注 指定障害福祉サービス基準第135条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第127条の規定により指定重度障害者等包括支援事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとし

て都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、重度障害者等包括支援計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。

2の7 強度行動障害者地域移行特別加算 300単位

(新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等(児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。以下同じ。)に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、重度障害者等包括支援計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、指定重度障害者等包括支援として提供される共同生活援助の中で当該支援等を行った場合に限る。

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。4において同じ。)が、利用者に対し、指定重度障害者等包括支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 から 2 の 7 までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 から 2 の 7 までにより算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 から 2 の 7 までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ニ・ホ (略)

4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、1 から 2 の 7 までにより算定した単位数の1000分の3に相当する単位数を加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費(1日につき)

イ 利用定員が40人以下

区分6	455単位
区分5	384単位
区分4	309単位
区分3	233単位
区分2以下	169単位

ロ 利用定員が41人以上60人以下

区分6	357単位
区分5	298単位
区分4	236単位
区分3	186単位
区分2以下	147単位

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 及び 2 により算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 及び 2 により算定した単位数の1000分の18に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1 及び 2 により算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

ニ・ホ (略)

4 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定重度障害者等包括支援事業所が、利用者に対し、指定重度障害者包括支援を行った場合に、1 及び 2 により算定した単位数の1000分の3に相当する単位数を加算する。ただし、3の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第9 施設入所支援

1 施設入所支援サービス費(1日につき)

イ 利用定員が40人以下

区分6	453単位
区分5	382単位
区分4	308単位
区分3	232単位
区分2以下	168単位

ロ 利用定員が41人以上60人以下

区分6	356単位
区分5	297単位
区分4	235単位
区分3	185単位
区分2以下	146単位

八 利用定員が61人以上80人以下

区分6	<u>296単位</u>
区分5	<u>248単位</u>
区分4	<u>199単位</u>
区分3	<u>163単位</u>
区分2以下	<u>133単位</u>

二 利用定員が81人以上

区分6	<u>270単位</u>
区分5	<u>224単位</u>
区分4	<u>179単位</u>
区分3	<u>147単位</u>
区分2以下	<u>126単位</u>

ホ 経過施設入所支援サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数

注1 (略)

(略)

第10の1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。)、第12の1の1の注1に規定する指定就労移行支援等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等(以下「指定自立訓練等」という。)を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(略)

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道

八 利用定員が61人以上80人以下

区分6	<u>295単位</u>
区分5	<u>247単位</u>
区分4	<u>198単位</u>
区分3	<u>162単位</u>
区分2以下	<u>132単位</u>

二 利用定員が81人以上

区分6	<u>269単位</u>
区分5	<u>223単位</u>
区分4	<u>178単位</u>
区分3	<u>146単位</u>
区分2以下	<u>125単位</u>

ホ 経過施設入所支援サービス費 別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第1に掲げるそれぞれの所定単位数に100分の32を乗じて得た単位数

注1 (略)

(略)

第10の1の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等、第11の1の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(同注に規定する指定宿泊型自立訓練を除く。)、第12の1の注1に規定する指定就労移行支援等又は第14の1の注1に規定する指定就労継続支援B型等(以下「指定自立訓練等」という。)を受け、かつ、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者

(略)

2 ホについては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道

府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、平成33年3月31日までの間、1日につき所定単位数を算定する。

- 3 イからニまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の又はのいずれかに該当する場合に、それぞれ又はに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

指定施設入所支援等の提供に当たって、指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める割合

(一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

- 4 (略)

- 5 指定障害者支援施設基準48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2 夜勤職員配置体制加算

利用定員が21人以上40人以下	60単位
利用定員が41人以上60人以下	48単位
利用定員が61人以上	39単位

注 (略)

- 3～5 (略)

6 入院・外泊時加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の2の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援

府県知事に届け出た指定障害者支援施設において、指定施設入所支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

- 3 イからニまでに掲げる施設入所支援サービス費の算定に当たって、次の又はのいずれかに該当する場合に、それぞれ又はに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

指定施設入所支援等の提供に当たって、指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

- 4 (略)

- (新設)

2 夜勤職員配置体制加算

利用定員が21人以上40人以下	49単位
利用定員が41人以上60人以下	41単位
利用定員が61人以上	36単位

注 (略)

- 3～5 (略)

6 入院・外泊時加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、利用者が病院又は診療所への入院を要した場合及び利用者に対して居宅における外泊（第15の1の注1に規定する指定共同生活援助及び第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な

助及び第15の1の2の2の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ から までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、 から までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

7 (略)

8 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注において同じ。)の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

8の2 体験宿泊支援加算 120単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指定地域移行支援の体験的な宿泊支援(指定相談基準第23条第1項に規定する体験的な宿泊支援のうち単身での生活に向けたものをいう。以下この注において同じ。)を利用する場合において、

利用に伴う外泊を含む。以下この6において同じ。)を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として、所定単位数に代えて、利用定員に応じ、それぞれ から までに掲げる単位数(地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合にあっては、 から までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数)を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

7 (略)

8 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる利用者(指定生活介護等を受ける者に限る。以下この注において同じ。)の退所に先立って、施設従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

(新設)

当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定相談基準第3条第2項に規定する指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

9 地域生活移行個別支援特別加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、イが算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

10~13 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(ニ及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ~ホ (略)

15 (略)

9 地域生活移行個別支援特別加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、イが算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣に定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。))に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

10~13 (略)

14 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定施設入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ~ホ (略)

15 (略)

第10 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービス費（1日につき）

イ 機能訓練サービス費（ ）

利用定員が20人以下	791単位
利用定員が21人以上40人以下	707単位
利用定員が41人以上60人以下	672単位
利用定員が61人以上80人以下	644単位
利用定員が81人以上	607単位

ロ 機能訓練サービス費（ ）

所要時間 1 時間未満の場合	248単位
所要時間 1 時間以上の場合	570単位
視覚障害者に対する専門的訓練の場合	732単位

ハ 共生型機能訓練サービス費 696単位

ニ 基準該当機能訓練サービス費 696単位

注1 イについては、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等において、指定障害福祉サービス基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第6条の6第1号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

第10 自立訓練（機能訓練）

1 機能訓練サービス費（1日につき）

イ 機能訓練サービス費（ ）

利用定員が20人以下	787単位
利用定員が21人以上40人以下	704単位
利用定員が41人以上60人以下	669単位
利用定員が61人以上80人以下	641単位
利用定員が81人以上	604単位

ロ 機能訓練サービス費（ ）

所要時間 1 時間未満の場合	245単位
所要時間 1 時間以上の場合	564単位
視覚障害者に対する専門的訓練の場合	724単位

（新設）

ハ 基準該当機能訓練サービス費 787単位

注1 イについては、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。以下同じ。）、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定障害福祉サービス基準第155条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第6条の6第1号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者

2 口の 及び については、指定障害福祉サービス基準第156条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号の規定により1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所等（注2の3に規定する共生型自立訓練（機能訓練）事業所を除く。注2の2、注4及び注4の2において同じ。）に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等（注2の3に規定する共生型自立訓練（機能訓練）を除く。以下この注、注2の2、注4、注4の2において同じ。）を行った場合に、自立訓練（機能訓練）計画（指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練（機能訓練）計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「自立訓練（機能訓練）計画等」という。）に位置付けられた内容の1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2の2 口の については、別に厚生労働大臣が定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 八については、共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第162条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以

支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 口の 及び については、指定障害福祉サービス基準第156条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、自立訓練（機能訓練）計画（指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練（機能訓練）計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「自立訓練（機能訓練）計画等」という。）に位置付けられた内容の指定自立訓練（機能訓練）等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2の2 口の については、別に厚生労働大臣が定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

（新設）

下「共生型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）において、共生型自立訓練（機能訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練（機能訓練）事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 三については、次に掲げる場合に、1日につき所定単位数を算定する。

・（略）

4 イから八までに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の から までのいずれかに該当する場合に、ロについては 又は に該当する場合に、ハについては ハ に該当する場合に、それぞれ から までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

（略）

1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（機能訓練）計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に^{（一）}、それぞれ次に掲げる割合

^{（一）} 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

^{（二）} 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所等における1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等の利用者（1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（1の2の注1に規定する指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日

3 ハについては、次に掲げる場合に、1日につき所定単位数を算定する。

・（略）

4 イ又はロに掲げる機能訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の から までのいずれかに該当する場合に、ロについては ハ に該当する場合に、それぞれ から までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

（略）

指定自立訓練（機能訓練）等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画に限る。6の注において同じ。）が作成されていない場合 100分の95

（新設）

（新設）

指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等の利用者（指定自立訓練等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。）の平均値が規則第6条の6第1号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場

までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第1号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合
100分の95

4の2 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所等に置くべき従業者が、当該利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練(機能訓練)等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4の3 指定障害福祉サービス基準第162条、第162条の4及び第223条第3項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4の4 八については、次の及びのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型自立訓練(機能訓練)事業所について、1日につき58単位を加算する。

- サービス管理責任者を1名以上配置していること。
- 地域に貢献する活動を行っていること。

5 (略)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ~ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号の二若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイのの規定により置くべき生活支援員(注2及び注3において「生活支援員」という。)又は指定障害福祉サービス基準第162条の2第2号若しくは第162条の3第4号の規定により置くべき従業者(注2及び注3において「共生型自立訓練(機能訓練)従業者」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福

合 100分の95

(新設)

(新設)

(新設)

5 (略)

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ~ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第156条第1項第1号の二若しくは第220条第1項第4号又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号のイのの規定により置くべき生活支援員(注2及び注3において「生活支援員」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所等において、指定自立訓練(機能訓練)

社士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所、共生型自立訓練（機能訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）において、指定自立訓練（機能訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（機能訓練）又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者のうち、

）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること

業者の割合が100分の75以上であること。

生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 （略）

4 欠席時対応加算 94単位

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条、第162条の2第2号、第162条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用

。

生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第156条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第2号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 （略）

4 欠席時対応加算 94単位

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等において指定自立訓練（機能訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（機能訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第156条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場

者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 リハビリテーション加算

イ リハビリテーション加算() 48単位

ロ リハビリテーション加算() 20単位

注1 イについては、次の から までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、^{けい}頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

～ （略）

2 ロについては、注1の から までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、注1に規定する障害者以外の障害者であってリハビリテーション実施計画が作成されているものに対して、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条若しくは第162条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入

合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 リハビリテーション加算 20単位

（新設）

（新設）

注 次の から までの基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等について、リハビリテーション実施計画が作成されている利用者に対して、1日につき所定単位数を加算する。

～ （略）

（新設）

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第162条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって自立訓練（機能訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなって

所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

7 送迎加算

- イ 送迎加算() 21単位
ロ 送迎加算() 10単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設(ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この7において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

8 障害福祉サービスの体験利用支援加算

- イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算() 500単位

いる利用者(指定障害者支援施設等に入所する者を除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(機能訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(機能訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(機能訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

7 送迎加算

- イ 送迎加算() 27単位
ロ 送迎加算() 13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設(ただし、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この7において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

(新設)

8 障害福祉サービスの体験利用支援加算

- (新設) 300単位

ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算() 250単位

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の又は のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

・ (略)

2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。

3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。

8の2 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（機能訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

8の3 就労移行支援体制加算

イ 利用定員が20人以下 57単位

(新設)

注 指定障害者支援施設等において指定自立訓練（機能訓練）を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の 又は のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

・ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ロ	利用定員が21人以上40人以下	25単位
ハ	利用定員が41人以上60人以下	14単位
ニ	利用定員が61人以上80人以下	10単位
ホ	利用定員が81人以上	7単位

注 指定自立訓練（機能訓練）事業所等における指定自立訓練（機能訓練）等を受けた後就労（第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者（以下この注において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（機能訓練）等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から8の3までにより算

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から8までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から8までにより算定し

定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

八 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から8の3までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

二・ホ（略）

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合にあっては、1から8の3までにより算定した単位数の1000分の8（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費()

利用定員が20人以下	<u>744単位</u>
利用定員が21人以上40人以下	<u>664単位</u>
利用定員が41人以上60人以下	<u>631単位</u>
利用定員が61人以上80人以下	<u>606単位</u>
利用定員が81人以上	<u>570単位</u>

ロ 生活訓練サービス費()

所要時間1時間未満の場合	<u>248単位</u>
所要時間1時間以上の場合	<u>570単位</u>
<u>視覚障害者に対する専門的訓練の場合</u>	<u>732単位</u>

ハ 生活訓練サービス費()

た単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

八 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から8までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

二・ホ（略）

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（機能訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（機能訓練）等又は基準該当自立訓練（機能訓練）を行った場合にあっては、1から8までにより算定した単位数の1000分の8（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第11 自立訓練（生活訓練）

1 生活訓練サービス費（1日につき）

イ 生活訓練サービス費()

利用定員が20人以下	<u>751単位</u>
利用定員が21人以上40人以下	<u>670単位</u>
利用定員が41人以上60人以下	<u>637単位</u>
利用定員が61人以上80人以下	<u>612単位</u>
利用定員が81人以上	<u>575単位</u>

ロ 生活訓練サービス費()

所要時間1時間未満の場合	<u>245単位</u>
所要時間1時間以上の場合	<u>564単位</u>

（新設）

ハ 生活訓練サービス費()

利用期間が2年間以内の場合	<u>268単位</u>
利用期間が2年間を超える場合	<u>162単位</u>
二 生活訓練サービス費()	
利用期間が3年間以内の場合	<u>268単位</u>
利用期間が3年間を超える場合	<u>162単位</u>
ホ 共生型生活訓練サービス費	<u>661単位</u>
ハ 基準該当生活訓練サービス費	<u>661単位</u>

注1 イについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等において、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。1の2において同じ。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ロの及びについては、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等（注4の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）事業所を除く。注2の2、注6及び注6の2において同じ。）に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者

利用期間が2年間以内の場合	<u>271単位</u>
利用期間が2年間を超える場合	<u>163単位</u>
二 生活訓練サービス費()	
利用期間が3年間以内の場合	<u>271単位</u>
利用期間が3年間を超える場合	<u>163単位</u>
(新設)	
ホ 基準該当生活訓練サービス費	<u>751単位</u>

注1 イについては、指定自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」という。）において、指定障害福祉サービス基準第165条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第6条の6第2号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）又は指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）（以下「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

2 ロについては、指定障害福祉サービス基準第166条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を限度として、自立訓練（生活訓練）

が、利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等（注4の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）を除く。以下この注、注2の2、注6及び注6の2までにおいて同じ。）を行った場合に、自立訓練（生活訓練）計画（指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練（生活訓練）計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「自立訓練（生活訓練）計画等」という。）に位置付けられた内容の1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2の2 口のについては、別に厚生労働大臣が定める従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3・4 （略）

4の2 ホについては、共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第171条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）において、共生型自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練（生活訓練）事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 ヘについては、次に掲げる場合に、1日につき所定単位数を算定する。

計画（指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立訓練（生活訓練）計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「自立訓練（生活訓練）計画等」という。）に位置付けられた内容の指定自立訓練（生活訓練）等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

（新設）

3・4 （略）

（新設）

5 ホについては、次に掲げる場合に、1日につき所定単位数を算定する。

・ (略)

6 イからホまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の から までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の 又は に該当する場合に、ハ及びニについては次の 又は のいずれかに該当する場合に、ホについては に該当する場合に、それぞれ から までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所等における1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

6の2 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者

・ (略)

6 イからニまでに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、イについては次の から までのいずれかに該当する場合に、ロについては次の にに該当する場合に、ハ及びニについては次の 又は のいずれかに該当する場合に、それぞれ から までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

利用者の数又は従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、自立訓練(生活訓練)計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画(特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画に限る。7の注2において同じ。)が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

(新設)

に対して、1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき従業者が、当該利用者の居宅を訪問して1の2の注1に規定する指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

6の3 指定障害福祉サービス基準第171条、第171条の4及び第223条第4項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項並びに指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

6の4 ハについては、次の及びのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型自立訓練（生活訓練）事業所について、1日につき58単位を加算する。

- サービス管理責任者を1名以上配置していること。
- 地域に貢献する活動を行っていること。

7 （略）

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ （略）

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員若しくは指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員（以下この1の2及び9において「生活支援員等」という。）又は指定障害福祉サービス基準第171条の2第2号若しくは第171条の3第4号の規定により置くべき従業者（注2及び注3において「共生型自立訓練（生活訓練）従業者」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た

（新設）

（新設）

7 （略）

1の2 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ （略）

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員（以下この1の2及び9において「生活支援員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき15単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき10単位を加算する。

指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」という。）において、指定自立訓練（生活訓練）、指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス、のぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）、共生型自立訓練（生活訓練）又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を行った場合に、1日につき15単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき10単位を加算する。

- 2 口については、生活支援員等又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又は口の福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

生活支援員等又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

- 2 ロについては、生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

- 3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又は口の福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

生活支援員等として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

生活支援員等又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

1の3 （略）

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者（1の口に規定する生活訓練サービス費（ ）が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。）の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 （略）

4 欠席時対応加算 94単位

注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第171条の3第4号若しくは

生活支援員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

1の3 （略）

2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練の利用者（1の口に規定する生活訓練サービス費（ ）が算定されている利用者を除く。以下この注において同じ。）の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立訓練（生活訓練）等又は当該指定宿泊型自立訓練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等又は指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

3 （略）

4 欠席時対応加算 94単位

注 指定自立訓練（生活訓練）事業所等において指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練（生活訓練）等を利用する利用者（当該指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）が、あらかじめ当該指定自立訓練（生活訓練）等の利用を予定していた日に、急病等によりその利用を中止した場合において、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条

第220条又は指定障害者支援施設基準第4条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 医療連携体制加算

イ～ニ（略）

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護若しくは特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所又は10の看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。注2及び注3において同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所、共生型自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者かくたんに喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

4の2 医療連携体制加算

イ～ニ（略）

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所（特定基準該当生活介護若しくは特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所又は10の看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。注2から注4までにおいて同じ。）に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練（生活訓練）事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者かくたんに喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 (略)

4の3 個別計画訓練支援加算 19単位

注 次の から までの基準のいずれも満たすものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等について、個別訓練実施計画が作成されている利用者に対して、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

— 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者により、利用者の障害特性や生活環境等に応じて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令別表第1における調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画を作成していること。

— 利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、指定自立訓練（生活訓練）等を行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。

— 利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

— 指定障害者支援施設等に入所する利用者については、従業者により、個別訓練実施計画に基づき一貫した支援を行うよう、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を共有していること。

— に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

5 (略)

5の2 日中支援加算 270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が

4 (略)

(新設)

5 (略)

5の2 日中支援加算 270単位

注 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が

、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター（法第5条第25項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の7の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～5の5（略）

5の6 帰宅時支援加算

イ・ロ（略）

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助、第15の1の2の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び第15の1の2の2の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7（略）

5の8 地域移行加算 500単位

注 利用期間が1月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者（利用期間が2年を超える者を除く。）の退所に先立って、

、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センター（法第5条第25項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の7の注2において「生活介護等利用者」という。）が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

5の3～5の5（略）

5の6 帰宅時支援加算

イ・ロ（略）

注 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき家族等の居宅等において外泊（第15の1の注1に規定する指定共同生活援助及び第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。5の7において同じ。）した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5の7（略）

5の8 地域移行加算 500単位

注 利用期間が1月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者（利用期間が2年を超える者を除く。）の退所に先立って、

指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中2回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

5の9（略）

5の10 精神障害者地域移行特別加算 300単位

注 指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第89条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、自立訓練（生活訓練）計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、5の9の地域生活移行支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

5の11 強度行動障害者地域移行特別加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして

指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中1回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算しない。

5の9（略）

（新設）

（新設）

都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であって当該施設等を退所してから1年以内のものうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条若しくは第171条の4において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算

イ・ロ（略）

注1 イについては、低所得者等（5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等であって自立訓練（生活訓練）計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（注1に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者又は指定障害者支援施設等が、指定障害福祉サービス基準第171条において準用する指定障害福祉サービス基準第22条又は指定障害者支援施設基準第20条第2項に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

7 食事提供体制加算

イ・ロ（略）

注1 イについては、低所得者等（5の短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者に限る。）に対して、指定自立訓練（生活訓練）事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等であって自立訓練（生活訓練）計画等又は特定基準該当障害福祉サービス計画により食事の提供を行うこととなっている利用者（注1に規定する利用者

等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床(医療法第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第12の8において同じ。)が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は第12の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所(第12の8の注において「精神障害者退院支援施設」という。)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者(法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 精神障害者退院支援施設加算

イ・ロ (略)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第1号に掲げる精神病床をいう。以下この注及び第12の9において同じ。)が設けられているものを含む。以下同じ。)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は第12の1の注1に規定する指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は第12の1の注3に規定する指定就労移行支援事業所であって、法附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所(第12の9の注において「精神障害者退院支援施設」という。)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね1年以上入院していた精神障害者(法第4条第1項に規定する精神障害者をいう。以下同じ。)その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1日につき所定単位数を算定する。

9・10 (略)

11 送迎加算

- イ 送迎加算() 21単位
ロ 送迎加算() 10単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この11において同じ。)において、利用者(指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

- イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算() 500単位
ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算() 250単位

注1 イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の又はのいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

・ (略)

9・10 (略)

11 送迎加算

- イ 送迎加算() 27単位
ロ 送迎加算() 13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。以下この11において同じ。)において、利用者(指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

(新設)

12 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

- (新設)
(新設)

注 指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の又はのいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

・ (略)

2 イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。 (新設)

3 ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。 (新設)

4 イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。 (新設)

12の2 社会生活支援特別加算 480単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。

12の3 就労移行支援体制加算 (新設)

イ 利用定員が20人以下 54単位

ロ 利用定員が21人以上40人以下 24単位

ハ 利用定員が41人以上60人以下 13単位

ニ 利用定員が61人以上80人以下 9単位

ホ 利用定員が81人以上 7単位

注 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における指定自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労(第13の1の注1に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この注において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都

道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき当該指定自立訓練（生活訓練）等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から12の3までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ・ホ（略）

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。14において同じ。）が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から12までにより算定した単位数の1000分の57に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から12までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ・ホ（略）

14 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都

道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1から12の3までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費（ ）

利用定員が20人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 1,089単位

(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 935単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 807単位

(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 686単位

(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 564単位

(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。） 524単位

(七) 就労定着者の割合が零の場合 500単位

利用定員が21人以上40人以下

(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 999単位

(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 841単位

(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 714単位

道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等又は基準該当自立訓練（生活訓練）事業所が、利用者に対し、指定自立訓練（生活訓練）等又は基準該当自立訓練（生活訓練）を行った場合に、1から12までにより算定した単位数の1000分の8に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、13の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第12 就労移行支援

1 就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費（ ）

利用定員が20人以下

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

利用定員が21人以上40人以下

（新設）

（新設）

（新設）

804単位

711単位

四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 627単位	(新設)	
五 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 513単位	(新設)	
六 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。) 464単位	(新設)	
七 就労定着者の割合が零の場合 442単位 利用定員が41人以上60人以下	(新設) 利用定員が41人以上60人以下	679単位
一 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 968単位	(新設)	
二 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 817単位	(新設)	
三 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 682単位	(新設)	
四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 592単位	(新設)	
五 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 504単位	(新設)	
六 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。) 443単位	(新設)	
七 就労定着者の割合が零の場合 422単位 利用定員が61人以上80人以下	(新設) 利用定員が61人以上80人以下	634単位
一 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 915単位	(新設)	
二 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合 776単位	(新設)	
三 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合 636単位	(新設)	
四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合 540単位	(新設)	
五 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合 483単位	(新設)	

(六) <u>就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）</u>	414単位	(新設)	
(七) <u>就労定着者の割合が零の場合</u> 利用定員が81人以上	394単位	(新設)	595単位
(一) <u>就労定着者の割合が100分の50以上の場合</u>	883単位	(新設)	
(二) <u>就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合</u>	740単位	(新設)	
(三) <u>就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合</u>	597単位	(新設)	
(四) <u>就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合</u>	495単位	(新設)	
(五) <u>就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合</u>	466単位	(新設)	
(六) <u>就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）</u>	387単位	(新設)	
(七) <u>就労定着者の割合が零の場合</u> 就労移行支援サービス費() 利用定員が20人以下	369単位	(新設)	524単位
(一) <u>就労定着者の割合が100分の50以上の場合</u>	710単位	(新設)	
(二) <u>就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合</u>	609単位	(新設)	
(三) <u>就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合</u>	526単位	(新設)	
(四) <u>就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合</u>	447単位	(新設)	
(五) <u>就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合</u>	367単位	(新設)	
(六) <u>就労定着者の割合が100分の10未満の場合（零の場合を除く。）</u>	341単位	(新設)	
(七) <u>就労定着者の割合が零の場合</u>	325単位	(新設)	

利用定員が21人以上40人以下		利用定員が21人以上40人以下	<u>467単位</u>
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>655単位</u>	(新設)	
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>553単位</u>	(新設)	
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>469単位</u>	(新設)	
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>412単位</u>	(新設)	
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>337単位</u>	(新設)	
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)	<u>304単位</u>	(新設)	
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>290単位</u>	(新設)	
利用定員が41人以上60人以下		利用定員が41人以上60人以下	<u>437単位</u>
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>622単位</u>	(新設)	
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>526単位</u>	(新設)	
(三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合	<u>439単位</u>	(新設)	
(四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合	<u>381単位</u>	(新設)	
(五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合	<u>324単位</u>	(新設)	
(六) 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)	<u>285単位</u>	(新設)	
(七) 就労定着者の割合が零の場合	<u>271単位</u>	(新設)	
利用定員が61人以上80人以下		利用定員が61人以上80人以下	<u>426単位</u>
(一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合	<u>615単位</u>	(新設)	
(二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合	<u>521単位</u>	(新設)	

<p> <u>三 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合</u> <u>428単位</u> </p>	(新設)	
<p> <u>四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合</u> <u>363単位</u> </p>	(新設)	
<p> <u>五 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合</u> <u>324単位</u> </p>	(新設)	
<p> <u>六 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)</u> <u>277単位</u> </p>	(新設)	
<p> <u>七 就労定着者の割合が零の場合</u> 利用定員が81人以上 </p>	(新設)	412単位
<p> <u>一 就労定着者の割合が100分の50以上の場合</u> <u>611単位</u> </p>	(新設)	
<p> <u>二 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満の場合</u> <u>512単位</u> </p>	(新設)	
<p> <u>三 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合</u> <u>414単位</u> </p>	(新設)	
<p> <u>四 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満の場合</u> <u>342単位</u> </p>	(新設)	
<p> <u>五 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満の場合</u> <u>322単位</u> </p>	(新設)	
<p> <u>六 就労定着者の割合が100分の10未満の場合(零の場合を除く。)</u> <u>268単位</u> </p>	(新設)	
<p> <u>七 就労定着者の割合が零の場合</u> <u>256単位</u> </p>	(新設)	
<p> 注1 イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者(65歳に達する前5年間(入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。)引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。)に対 </p>	<p> 注1 イについては、就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者に対して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援(以下「指定就労移行支援等」という。)を行った場合に、所定単位数を算定する。 </p>	

して、指定障害福祉サービス基準第174条に規定する指定就労移行支援、指定障害者支援施設が行う就労移行支援に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う就労移行支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

- 2 ロについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者又は65歳以上の障害者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていたものに限る。）に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、当該指定就労移行支援等のあった日の属する年度の利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合（当該年度の前年度において、当該指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の当該指定就労移行支援事業所等の利用定員で除して得た割合をいう。以下この1及び12において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は

- 2 ロについては、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第1条に規定するあん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を取得することにより、就労を希望する65歳未満の者に対して、指定就労移行支援等を行った場合に、所定単位数を算定する。

- 3 イについては、指定就労移行支援事業所（指定障害福祉サービス基準第175条第1項に規定する指定就労移行支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設等（以下「指定就労移行支援事業所等」という。）において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た就労定着者の割合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4の2 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、指定就労移行支援事業所等が、その指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、1日につき所定単位数を算定する。

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の から__までのいずれかに該当する場合に、それぞれ から__までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害者福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画（指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労移行支援計画等」という。）が作成されていない場合 次に掲げる場合 に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

(略)

(削る)

4 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(新設)

5 イ又はロに掲げる就労移行支援サービス費の算定に当たって、次の から__までのいずれかに該当する場合に、それぞれ から__までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

指定就労移行支援等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害者福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労移行支援計画（指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労移行支援計画をいう。以下同じ。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労移行支援計画等」という。）が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

(略)

過去2年間の就労移行者数（ただし、平成28年4月1日

(削る)

(削る)

6 指定障害福祉サービス基準第184条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

7 (略)

2 (略)

3 就労定着支援体制加算

イ 就労を継続している又は継続していた期間(以下「就労継続期間」という。)が6月以上12月未満の者

利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 15単位

利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 24単位

利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 36単位

利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 51単位

利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 73単位

ロ 就労継続期間が12月以上24月未満の者

利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 13単位

利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 21単位

利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着

以降においては、第13の1の注2又は注3に規定する指定就労継続支援A型事業所等へ移行した者を除く。)が零の場合 100分の85

— 過去3年間の就労定着者数が零の場合 100分の70

— 過去4年間の就労定着者数が零の場合 100分の50

(新設)

6 (略)

2 (略)

3 就労定着支援体制加算

イ 就労を継続している又は継続していた期間(以下「就労継続期間」という。)が6月以上12月未満の者

利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 29単位

利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 48単位

利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 71単位

利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 102単位

利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 146単位

ロ 就労継続期間が12月以上24月未満の者

利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 25単位

利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 41単位

利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着

者が100分の25以上100分の35未満の場合 31単位
利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 44単位
利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 63単位

八 就労継続期間が24月以上36月未満の者

利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 11単位
利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 17単位
利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 26単位
利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 37単位
利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 53単位

注 指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し（第13の1の注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）、指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、イからハまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとの から までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、平成30年9月30日までの間、1日につきイからハまでの所定単位数を加算する。ただし、第14の2の1の就労定着支援サービス費を算定している場合は、算定しない。

4～6 （略）

7 食事提供体制加算 30単位

者が100分の25以上100分の35未満の場合 61単位
利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 88単位
利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 125単位

八 就労継続期間が24月以上36月未満の者

利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 21単位
利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合 34単位
利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合 51単位
利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合 73単位
利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合 105単位

注 指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し（第13の1の注2又は注3に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）、指定就労移行支援等のあった日の属する年度の前年度において、イからハまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとの から までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につきイからハまでの所定単位数を加算する。

4～6 （略）

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 （略）

9 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ （略）

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第175条第1項若しくは第176条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により置くべき職業指導員、生活支援員又は就労支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

注 低所得者等であって就労移行支援計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設等に入所する者を除く。）に対して、指定就労移行支援事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労移行支援事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労移行支援事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 （略）

9 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ （略）

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第175条第1項若しくは第176条第1項又は指定障害者支援施設基準第4条第1項第4号の規定により置くべき職業指導員、生活支援員又は就労支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

10 (略)

11 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

3・4 (略)

12 就労支援関係研修修了加算 6単位

注 就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、当該指定就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は、算定しない。

13 移行準備支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作

3 (略)

10 (略)

11 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労移行支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

3・4 (略)

12 就労支援関係研修修了加算 11単位

注 就労支援員に関し就労支援に従事する者として1年以上の実務経験を有し、別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業者等(3の就労定着支援体制加算の対象となる指定就労移行支援事業者等に限る。)において、指定就労移行支援事業等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

13 移行準備支援体制加算

イ・ロ (略)

注1 (略)

2 ロについては、指定就労移行支援事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための

業を行った場合に、施設外就労利用者（1の口に規定する就労移行支援サービス費()が算定されている利用者を除く。）の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

14 送迎加算

- イ 送迎加算() 21単位
ロ 送迎加算() 10単位

注1 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

- イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算() 500単位
ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算() 250単位

注1 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の 又は のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

・ (略)

2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者（1の口に規定する就労移行支援サービス費()が算定されている利用者を除く。）の人数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

14 送迎加算

- イ 送迎加算() 27単位
ロ 送迎加算() 13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

(新規)

15 障害福祉サービスの体験利用支援加算

300単位

- (新設)
(新設)

注 指定障害者支援施設等において指定就労移行支援を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の 又は のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

・ (略)

<p>2 <u>イについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>ロについては、体験的な利用支援の利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4 <u>イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>15の2 <u>通勤訓練加算</u> 800単位 <u>注 指定就労移行支援事業所等において、当該指定就労移行支援事業所等以外の事業所に従事する専門職員が、視覚障害のある利用者に対して盲人安全つえを使用する通勤のための訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>15の3 <u>在宅時生活支援サービス加算</u> 300単位 <u>注 指定就労移行支援事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>15の4 <u>社会生活支援特別加算</u> 480単位 <u>注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>16 福祉・介護職員処遇改善加算 <u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員</u></p>	<p>16 福祉・介護職員処遇改善加算 <u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員</u></p>

の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から15の4までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ・ホ（略）

17 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、1から15の4までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費()

の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。17において同じ。）が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から15までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から15までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ・ホ（略）

17 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、利用者に対し、指定就労移行支援等を行った場合に、1から15までにより算定した単位数の1000分の9に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、16の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第13 就労継続支援A型

1 就労継続支援A型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援A型サービス費()

利用定員が20人以下		利用定員が20人以下	584単位
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	615単位	(新設)	
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	603単位	(新設)	
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	594単位	(新設)	
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	586単位	(新設)	
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	498単位	(新設)	
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	410単位	(新設)	
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	322単位	(新設)	
利用定員が21人以上40人以下		利用定員が21人以上40人以下	519単位
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	546単位	(新設)	
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	536単位	(新設)	
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	528単位	(新設)	
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	521単位	(新設)	
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	443単位	(新設)	
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	364単位	(新設)	
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	286単位	(新設)	
利用定員が41人以上60人以下		利用定員が41人以上60人以下	487単位
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	513単位	(新設)	
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	503単位	(新設)	

(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u> <u>496単位</u>	(新設)	
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u> <u>489単位</u>	(新設)	
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u> <u>415単位</u>	(新設)	
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u> <u>341単位</u>	(新設)	
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u> 利用定員が61人以上80人以下	(新設)	478単位
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u> <u>503単位</u>	(新設)	
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u> <u>494単位</u>	(新設)	
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u> <u>487単位</u>	(新設)	
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u> <u>480単位</u>	(新設)	
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u> <u>408単位</u>	(新設)	
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u> <u>335単位</u>	(新設)	
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u> 利用定員が81人以上	(新設)	462単位
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u> <u>487単位</u>	(新設)	
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u> <u>477単位</u>	(新設)	
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u> <u>470単位</u>	(新設)	
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u> <u>464単位</u>	(新設)	

(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	(新設)	
393単位		
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	(新設)	
324単位		
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	(新設)	
255単位		
□ 就労継続支援A型サービス費()	□ 就労継続支援A型サービス費()	
利用定員が20人以下	利用定員が20人以下	532単位
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	(新設)	
560単位		
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	(新設)	
549単位		
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	(新設)	
541単位		
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	(新設)	
534単位		
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	(新設)	
454単位		
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	(新設)	
373単位		
(七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合	(新設)	
293単位		
利用定員が21人以上40人以下	利用定員が21人以上40人以下	474単位
(一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合	(新設)	
499単位		
(二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合	(新設)	
490単位		
(三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合	(新設)	
483単位		
(四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合	(新設)	
476単位		
(五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合	(新設)	
403単位		
(六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合	(新設)	

	<u>332単位</u>		
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>261単位</u>	(新設)	
利用定員が41人以上60人以下		利用定員が41人以上60人以下	<u>440単位</u>
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>464単位</u>	(新設)	
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	<u>455単位</u>	(新設)	
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	<u>448単位</u>	(新設)	
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	<u>442単位</u>	(新設)	
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	<u>375単位</u>	(新設)	
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	<u>309単位</u>	(新設)	
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>243単位</u>	(新設)	
利用定員が61人以上80人以下		利用定員が61人以上80人以下	<u>431単位</u>
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>454単位</u>	(新設)	
(二) <u>1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合</u>	<u>445単位</u>	(新設)	
(三) <u>1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合</u>	<u>439単位</u>	(新設)	
(四) <u>1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合</u>	<u>433単位</u>	(新設)	
(五) <u>1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合</u>	<u>367単位</u>	(新設)	
(六) <u>1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合</u>	<u>302単位</u>	(新設)	
(七) <u>1日の平均労働時間数が2時間未満の場合</u>	<u>238単位</u>	(新設)	
利用定員が81人以上		利用定員が81人以上	<u>416単位</u>
(一) <u>1日の平均労働時間数が7時間以上の場合</u>	<u>438単位</u>	(新設)	

以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。）（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間数（当該指定就労継続支援A型等であった日の属する年度の前年度において、当該指定就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結していた利用者の当該指定就労継続支援A型事業所における労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した当該指定就労継続支援A型事業所等における1日当たりの平均労働時間数をいう。注3及び注3の2において同じ。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 口については、指定就労継続支援A型事業所等（別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員及び都道府県知事に届け出た1日の平均労働時間に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3の2 イ及び口の算定に当たって、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から1年間は、当該指定就労継続支援A型事業所等の1日の平均労働時間数にかかわらず、平均労働時間数が3時間以上4時間未満である場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援A型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該就労継続支援A型事業所等の1日の平均労働時間数に応じ、1

する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下「指定就労継続支援A型事業所等」という。）において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 口については、注2に規定する指定就労継続支援A型事業所等以外の指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

（新設）

日につき所定単位数を算定することができる。

- 4 イ及びロの算定に当たって、次の 又は のいずれかに該当する場合に、それぞれ 又は に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援A型計画(指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援A型計画等」という。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

- (一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
(二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

- 4 イ及びロの算定に当たって、次の から までのいずれかに該当する場合(ただし、から までについては、平成27年10月1日以降に限り、及び については、平成27年9月30日までに限る。)に、それぞれ から までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援A型計画(指定障害福祉サービス基準第197条において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援A型計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

— 平均利用時間(過去3月における利用者のうち、雇用契約締結利用者の延べ利用時間を当該利用者の延べ人数で除したものをいう。以下同じ。)が1時間未満の場合 100分の30

— 平均利用時間が1時間以上2時間未満の場合 100分の40

— 平均利用時間が2時間以上3時間未満の場合 100分の50

— 平均利用時間が3時間以上4時間未満の場合 100分の75

— 平均利用時間が4時間以上5時間未満の場合 100分の90

(削る)

(削る)

5 指定障害福祉サービス基準第197条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

6 (略)

2 (略)

3 就労移行支援体制加算

イ 就労移行支援体制加算()

— 利用定員が20人以下 42単位
— 利用定員が21人以上40人以下 18単位
— 利用定員が41人以上60人以下 10単位
— 利用定員が61人以上80人以下 7単位
— 利用定員が81人以上 6単位

ロ 就労移行支援体制加算()

— 利用定員が20人以下 39単位
— 利用定員が21人以上40人以下 17単位
— 利用定員が41人以上60人以下 9単位
— 利用定員が61人以上80人以下 7単位
— 利用定員が81人以上 5単位

注1 イについては、1のイの就労継続支援A型サービス費()が算定されている指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2において同じ。)し、就労を継続している期間

0

— 週20時間未満の利用者(において「短時間利用者」という。)が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合
100分の90

— 短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合 100分の75

(新設)

5 (略)

2 (略)

3 就労移行支援体制加算

26単位

(新設)

(新設)

注 指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援A型事業所等における指定就労継続支援A型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援A型事業所等の指定就労継続支援A型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県

が6月に達した者（以下この3において「就労定着者」という。）が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 口については、1の口の就労継続支援A型サービス費()を算定している指定就労継続支援A型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援A型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

4～6 (略)

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号

知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

4～6 (略)

7 食事提供体制加算 30単位

注 低所得者等であって就労継続支援A型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）に対して、指定就労継続支援A型事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援A型事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た当該指定就労継続支援A型事業所等において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号

の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

9 (略)

10 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

9 (略)

10 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

- 2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援A型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指

3・4 (略)

11 施設外就労加算 100単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12 (略)

12の2 賃金向上達成指導員配置加算

- イ 利用定員が20人以下の場合 70単位
- ロ 利用定員が21人以上40人以下の場合 43単位
- ハ 利用定員が41人以上60人以下の場合 26単位
- ニ 利用定員が61人以上80人以下の場合 19単位
- ホ 利用定員が81人以上の場合 15単位

注 指定障害福祉サービス基準第186条に定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員(生産活動収入を増やすための販路拡大、商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組に係る計画(以下「賃金向上計画」という。)を作成し、当該賃金向上計画に掲げた内容の達成に向けて積極的に取り組むための指導員をいう。以下同じ。)を、常勤換算方法で1以上配置し、かつ、就労継続支援A型事業所と雇用契約を締結している利用者のキャリアアップ(職務経験、職業訓練又は教育訓練の職業能力の開発の機会を通じ、職業能力の向上並びにこれによる将来の職務上の地位及び賃金をはじめとする処遇の改善が図られることをいう。)を図るための措置を講じているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

13 送迎加算

導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

3・4 (略)

11 施設外就労加算 100単位

注 指定就労継続支援A型事業所等において、月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12 (略)

(新設)

13 送迎加算

イ 送迎加算()	21単位
ロ 送迎加算()	10単位
注1 (略)	
2 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、 <u>所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</u>	
14 障害福祉サービスの体験利用支援加算	
イ 障害福祉サービスの体験利用支援加算()	500単位
ロ 障害福祉サービスの体験利用支援加算()	250単位
注1 <u>イ及びロについては、指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の 又は のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。</u>	
・ (略)	
2 <u>イについては、体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。</u>	
3 <u>ロについては、体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。</u>	
4 <u>イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。</u>	
14の2 在宅時生活支援サービス加算	300単位
注 <u>指定就労継続支援A型事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。</u>	
14の3 社会生活支援特別加算	480単位

イ 送迎加算()	27単位
ロ 送迎加算()	13単位
注 (略)	
(新設)	
14 障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位
(新設)	
注 指定障害者支援施設等において指定就労継続支援A型を利用する利用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の 又は のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。	
・ (略)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援A型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から14の3までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ・ホ （略）

15 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。16において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から14までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から14までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ニ・ホ （略）

16 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1から14の3までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、15の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費（ ）

利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	645単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	621単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	609単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	597単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	586単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	571単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	562単位

利用定員が21人以上40人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	572単位
(二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合	552単位
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	541単位
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	531単位
(五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合	521単位
(六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合	508単位
(七) 平均工賃月額が5千円未満の場合	500単位

利用定員が41人以上60人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	537単位
-----------------------	-------

16 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、利用者に対し、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1から14までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数）を所定単位数に加算する。ただし、15の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第14 就労継続支援B型

1 就労継続支援B型サービス費（1日につき）

イ 就労継続支援B型サービス費（ ）

利用定員が20人以下

(新設)	584単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

利用定員が21人以上40人以下

(新設)	519単位
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	
(新設)	

利用定員が41人以上60人以下

(新設)	487単位
------	-------

(二) <u>平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>518単位</u>	(新設)	
(三) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>508単位</u>	(新設)	
(四) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>498単位</u>	(新設)	
(五) <u>平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合</u>	<u>489単位</u>	(新設)	
(六) <u>平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合</u>	<u>476単位</u>	(新設)	
(七) <u>平均工賃月額が5千円未満の場合</u>	<u>469単位</u>	(新設)	
利用定員が61人以上80人以下		利用定員が61人以上80人以下	<u>478単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>527単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>508単位</u>	(新設)	
(三) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>499単位</u>	(新設)	
(四) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>489単位</u>	(新設)	
(五) <u>平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合</u>	<u>480単位</u>	(新設)	
(六) <u>平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合</u>	<u>468単位</u>	(新設)	
(七) <u>平均工賃月額が5千円未満の場合</u>	<u>460単位</u>	(新設)	
利用定員が81人以上		利用定員が81人以上	<u>462単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>510単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>491単位</u>	(新設)	
(三) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>482単位</u>	(新設)	
(四) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>473単位</u>	(新設)	
(五) <u>平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合</u>	<u>464単位</u>	(新設)	
(六) <u>平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合</u>	<u>452単位</u>	(新設)	
(七) <u>平均工賃月額が5千円未満の場合</u>	<u>445単位</u>	(新設)	
□ 就労継続支援B型サービス費()		□ 就労継続支援B型サービス費()	
利用定員が20人以下		利用定員が20人以下	<u>532単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>587単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>565単位</u>	(新設)	
(三) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>555単位</u>	(新設)	
(四) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>544単位</u>	(新設)	
(五) <u>平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合</u>	<u>534単位</u>	(新設)	
(六) <u>平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合</u>	<u>520単位</u>	(新設)	

(七) <u>平均工賃月額が5千円未満の場合</u>	<u>512単位</u>	(新設)	
利用定員が21人以上40人以下		利用定員が21人以上40人以下	<u>474単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>523単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>504単位</u>	(新設)	
(三) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>494単位</u>	(新設)	
(四) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>485単位</u>	(新設)	
(五) <u>平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合</u>	<u>476単位</u>	(新設)	
(六) <u>平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合</u>	<u>464単位</u>	(新設)	
(七) <u>平均工賃月額が5千円未満の場合</u>	<u>457単位</u>	(新設)	
利用定員が41人以上60人以下		利用定員が41人以上60人以下	<u>440単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>486単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>468単位</u>	(新設)	
(三) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>459単位</u>	(新設)	
(四) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>450単位</u>	(新設)	
(五) <u>平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合</u>	<u>442単位</u>	(新設)	
(六) <u>平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合</u>	<u>431単位</u>	(新設)	
(七) <u>平均工賃月額が5千円未満の場合</u>	<u>424単位</u>	(新設)	
利用定員が61人以上80人以下		利用定員が61人以上80人以下	<u>431単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>476単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>458単位</u>	(新設)	
(三) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>450単位</u>	(新設)	
(四) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>441単位</u>	(新設)	
(五) <u>平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合</u>	<u>433単位</u>	(新設)	
(六) <u>平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合</u>	<u>422単位</u>	(新設)	
(七) <u>平均工賃月額が5千円未満の場合</u>	<u>415単位</u>	(新設)	
利用定員が81人以上		利用定員が81人以上	<u>416単位</u>
(一) <u>平均工賃月額が4万5千円以上の場合</u>	<u>459単位</u>	(新設)	
(二) <u>平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合</u>	<u>442単位</u>	(新設)	
(三) <u>平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合</u>	<u>434単位</u>	(新設)	
(四) <u>平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合</u>	<u>426単位</u>	(新設)	

(五) <u>平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合</u>	418単位
(六) <u>平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合</u>	407単位
(七) <u>平均工賃月額が5千円未満の場合</u>	401単位

八 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの から までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下この八並びに注2及び注3において同じ。）に応じ、それぞれイの から までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれイの から までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。

）とのいずれか少ない単位数

算式（略）

注1（略）

- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所

（新設）

（新設）

（新設）

八 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの から までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）に
応じ、それぞれ から までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれ から までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式（略）

注1（略）

- 2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所

をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下この注において「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 3 ロについては、注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所等若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 (略)

4の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援B型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

5 (略)

(略)

指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第202条、

をいう。以下同じ。)又は指定障害者支援施設(以下この注において「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。)において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

- 3 ロについては、注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所等若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

。

4 (略)

(新設)

5 (略)

(略)

指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第202条、

第206条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援B型計画（指定障害福祉サービス基準第202条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援B型計画をいう。以下同じ。）、基準該当就労継続支援B型計画（指定障害福祉サービス基準第206条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当就労継続支援B型に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労継続支援B型計画等」という。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

6 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第5項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

7 (略)

2 (略)

3 就労移行支援体制加算

イ 就労移行支援体制加算()

— 利用定員が20人以下 42単位

— 利用定員が21人以上40人以下 18単位

— 利用定員が41人以上60人以下 10単位

— 利用定員が61人以上80人以下 7単位

— 利用定員が81人以上 6単位

ロ 就労移行支援体制加算()

第206条若しくは第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第23条の規定に従い、就労継続支援B型計画（指定障害福祉サービス基準第202条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援B型計画をいう。以下同じ。）、基準該当就労継続支援B型計画（指定障害福祉サービス基準第206条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する基準該当就労継続支援B型計画をいう。）、特定基準該当障害福祉サービス計画（特定基準該当就労継続支援B型に係る計画に限る。）又は施設障害福祉サービス計画（以下「就労継続支援B型計画等」という。）が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

(新設)

6 (略)

2 (略)

3 就労移行支援体制加算

(新設)

13単位

(新設)

— 利用定員が20人以下	39単位
— 利用定員が21人以上40人以下	17単位
— 利用定員が41人以上60人以下	9単位
— 利用定員が61人以上80人以下	7単位
— 利用定員が81人以上	5単位

注1 イについては、1のイの就労継続支援B型サービス費()を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労(指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。注2において同じ。)し、就労を継続している期間が6月に達した者(以下この3において「就労定着者」という。)が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

2 ロについては、1のロの就労継続支援B型サービス費()を算定している指定就労継続支援B型事業所等において、就労定着者が前年度において1人以上いるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき当該指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。

(削る)

注 指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度において、指定就労継続支援B型事業所等における指定就労継続支援B型等を受けた後就労し、6月を超える期間継続して就労している者が、当該指定就労継続支援B型事業所等の指定就労継続支援B型等に係る利用定員の100分の5を超えるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

4 目標工賃達成加算

<u>イ</u> 目標工賃達成加算()	69単位
<u>ロ</u> 目標工賃達成加算()	59単位
<u>ハ</u> 目標工賃達成加算()	32単位

注1 イについては、指定就労継続支援B型事業所等において、

指定就労継続支援 B 型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援 B 型事業所等の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第 1 項（指定障害福祉サービス基準第223条第 5 項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第 9 条第 1 項に定める工賃をいう。以下同じ。）の平均額（以下「平均工賃額」という。）が、次の から までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。

— 当該前年度における地域の最低賃金の 2 分の 1 に相当する額を超えていること。

— 指定就労継続支援 B 型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第 4 項（指定障害福祉サービス基準第223条第 5 項において準用する場合を含む。）又は指定障害者支援施設基準附則第 9 条第 4 項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。

— 指定就労継続支援 B 型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

— 原則として、指定就労継続支援 B 型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

2. 口については、指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援 B 型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の から までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援 B 型事業所等において、指定就労継続支援 B 型等を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、イの目標工賃達成加算()を算定している場合は、算定しない。

4 ~ 6 (略)

7 食事提供体制加算

30単位

— 当該前年度における地域の最低賃金の3分の1に相当する額を超えていること。

— 指定就労継続支援B型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第4項(指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。)又は指定障害者支援施設基準附則第9条第4項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。

— 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

— 原則として、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

3 八については、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の から までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの目標工賃達成加算()又はロの目標工賃達成加算()を算定している場合は、算定しない。

— 当該前年度における各都道府県の施設種別平均工賃を超えていること。

— 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。

— 原則として、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

5 ~ 7 (略)

8 食事提供体制加算

30単位

注 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

8 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ（略）

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行っ

注 低所得者等であって就労継続支援B型計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者（指定障害者支援施設に入所する者を除く。）又は低所得者等である基準該当就労継続支援B型の利用者に対して、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、食事の提供を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

9 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ（略）

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第199条において準用する指定障害福祉サービス基準第186条第1項第1号、指定障害福祉サービス基準第220条第1項第4号若しくは5号又は指定障害者支援施設基準附則第3条第1項第5号の規定により置くべき職業指導員又は生活支援員（注2及び注3において「職業指導員等」という。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1

た場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

9 (略)

10 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。注2において同じ。)に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。

3・4 (略)

11 施設外就労加算 100単位

注 指定就労継続支援B型事業所等において、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

12・13 (略)

14 送迎加算

日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

10 (略)

11 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。注2において同じ。)に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定就労継続支援B型事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

3・4 (略)

12 施設外就労加算 100単位

注 指定就労継続支援B型事業所等において、1月の利用日数から事業所内における必要な支援等を行うための2日を除く日数を限度として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たし、企業及び官公庁等で作業を行った場合に、施設外就労利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

13・14 (略)

15 送迎加算

イ	送迎加算()	21単位
ロ	送迎加算()	10単位
	<u>注1</u> 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この14において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。 <u>2</u> イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。	
15	障害福祉サービスの体験利用支援加算	
イ	障害福祉サービスの体験利用支援加算()	500単位
ロ	障害福祉サービスの体験利用支援加算()	250単位
	<u>注1</u> (略) <u>2</u> イについては、体験的な利用を開始した日から起算して5日以内の期間について算定する。 <u>3</u> ロについては、体験的な利用を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について算定する。 <u>4</u> イ又はロが算定されている指定障害者支援施設等が、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た場合に、更に1日につき所定単位数に50単位を加算する。	
16	在宅時生活支援サービス加算	300単位
	<u>注</u> 指定就労継続支援B型事業所等が、やむを得ない事由により、通所によって支援を受けることが困難であると市町村が認める利	

イ	送迎加算()	27単位
ロ	送迎加算()	13単位
	<u>注</u> 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この15において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。 (新設)	
16	障害福祉サービスの体験利用支援加算	300単位
	(新設)	
	(新設)	
	<u>注</u> (略)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	

用者に対して、当該利用者の居宅において支援を行った場合に、
1日につき所定単位数を加算する。

16の2 社会生活支援特別加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

（新設）

17 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所（国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。18において同じ。）が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から16までにより算定した単位数の1000分の52に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の69に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から16までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数）

八 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から16の2までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

二・ホ (略)

18 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、1から16の2までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、17の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第14の2 就労定着支援

1 就労定着支援サ - ビス費(1月につき)

イ 利用者数が20人以下

— 就労定着率が9割以上の場合	3,200単位
— 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,640単位
— 就労定着率が7割以上8割未満の場合	2,120単位
— 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,600単位
— 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,360単位
— 就労定着率が1割以上3割未満の場合	1,200単位
— 就労定着率が1割未満の場合	1,040単位

ロ 利用者数が21人以上40人以下

— 就労定着率が9割以上の場合	2,560単位
— 就労定着率が8割以上9割未満の場合	2,112単位
— 就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,696単位
— 就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,280単位
— 就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,088単位

八 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)

二・ホ (略)

18 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所が、利用者に対し、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、1から16までにより算定した単位数の1000分の7に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の9に相当する単位数)を所定単位数に加算する。ただし、17の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

(新設)

—	就労定着率が1割以上3割未満の場合	960単位
—	就労定着率が1割未満の場合	832単位
八 利用者数が41人以上		
—	就労定着率が9割以上の場合	2,400単位
—	就労定着率が8割以上9割未満の場合	1,980単位
—	就労定着率が7割以上8割未満の場合	1,590単位
—	就労定着率が5割以上7割未満の場合	1,200単位
—	就労定着率が3割以上5割未満の場合	1,020単位
—	就労定着率が1割以上3割未満の場合	900単位
—	就労定着率が1割未満の場合	780単位

注1 イから八までについては、就労に向けた支援として指定生活介護等若しくは基準該当生活介護、指定自立訓練（機能訓練）等若しくは基準該当自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）等若しくは基準該当自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援等、指定就労継続支援A型等又は指定就労継続支援B型等若しくは基準該当就労継続支援B型（以下この1において「生活介護等」という。）を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るため、指定就労定着支援（指定障害福祉サービス基準第206条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イから八までについては、指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定就労定着支援を行った場合に、都道府県知事に届け出た指定就労定着支援のあった日の属する年度の利用者数及び就労定着率（指定就労定着支援のあった日の属する年度の前年度の末日において指定就労定着支援を受けている利用者と当該前年度の末日から起算して過去3年間において就労定着支援を受け

た者のうち通常の事業所での就労を継続しているものの合計数を、当該前年度の末日から起算して過去3年間において指定就労定着支援を受けた利用者の総数で除して得た率をいう。以下この第14の2において同じ。) に応じ、1月につき所定単位数を算定する。ただし、新規に指定を受けた日から1年間は、当該就労定着事業所の就労定着率は、推定値による

3 イからハの算定に当たって、次の 又は のいずれかに該当する場合は、それぞれ 又は に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

― 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

― 指定就労定着支援の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第206条の12において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、就労定着支援計画（指定障害福祉サービス基準第206条の12において読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労定着支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

4 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者の居宅若しくは別に厚生労働大臣が定める地域に所在する利用者が雇用された通常の事業所において、当該利用者との対面により指定就労定着支援を行った場合に、特別地域加算として、1月につき240単位を加算する。

5 指定就労定着支援事業者が、指定障害福祉サービス基準第206条の8第2項の規定による利用者との対面による支援を1月に1回以上行わないで指定就労定着支援を行った場合は

、就労定着支援サービス費は、算定しない。

6 指定就労定着支援事業者が行うサービス事業所又は障害者支援施設に配置されている雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の3第2項第2号に規定する訪問型職場適応援助者が当該指定就労定着支援事業者が行う指定就労定着支援事業所の利用者に対し、同号に規定する計画に基づく援助を行い、同項に規定する障害者雇用安定助成金の申請を行った場合は、当該申請に係る援助を行った月において、当該援助を受けた利用者に係る就労定着支援サービス費は、算定しない。

7 利用者が自立訓練（生活訓練）又は自立生活援助を受けている間は、就労定着支援サービス費は、算定しない。

2 企業連携等調整特別加算 240単位

注 指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、当該指定就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り、1月につき所定単位数を加算する。

3 初期加算 900単位

注 生活介護等と一体的に運営される指定就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、新規に就労定着支援計画を作成し、指定就労定着支援を行った場合に、指定就労定着支援の利用を開始した月について、1回に限り、所定単位数を加算する。

4 就労定着実績体制加算 300単位

注 過去6年間において指定就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合が前年度において100分の70以上として都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120単位

注 別に厚生労働大臣が定める研修を修了した者を就労定着支援員として配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労定着支援事業所において、指定就労定着支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定障害福祉サービス基準第206条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者が、指定障害福祉サービス基準第206条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

第14の3 自立生活援助

(新設)

1 自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費()

- 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,547単位
- 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
1,083単位

ロ 自立生活援助サービス費()

- 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満
1,158単位
- 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上
811単位

注1 イについては、規則第6条の11の2において定める法第5条第20項に規定する厚生労働省令で定めるもの又は指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、第15の1の4の注1に規定するに規定する共同生活援助を行う住居若しくは法第5条第28項に規定する福祉ホームに入所等をしてきた障害者であって退所等をしてから1年以内のものに対して、指定自立生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。

- 以下同じ。)の従業者が、指定自立生活援助(指定障害福祉サービス基準第206条の13に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。
- 2 ロについては、注1に該当する者以外の障害者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、所定単位数を算定する。
 - 3 イについては、指定自立生活援助事業所の利用者の数を指定障害福祉サービス基準第206条の14第1項第1号の規定により当該指定自立生活援助事業所に置くべき地域生活支援員(以下「地域生活支援員」という。)の員数で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注1に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。
 - 4 イについては、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注1に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。
 - 5 ロについては、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30未満として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注2に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。
 - 6 ロについては、指定自立生活援助事業所の利用者の数を地域生活支援員の員数で除して得た数が30以上として都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、注2に該当する者に対して、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。
 - 7 イ及びロについては、次の イ から ロ までのいずれかに該当する場合に、それぞれ イ から ロ までに掲げる割合を所定単位数

数に乗じて得た数を算定する。

— 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

— 指定自立生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、自立生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する自立生活援助計画をいう。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

— 指定自立生活援助事業所における指定自立生活援助の利用者（当該指定自立生活援助の利用期間が1年に満たない者を除く。）のサービス利用期間（当該指定自立生活援助の利用を開始した日から当該指定自立生活援助を利用した月の末日までの期間をいう。）の平均値が、規則6条の10の6において定める法第5条第16項に規定する厚生労働省令で定める期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95

8 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合は、1月につき230単位を所定単位数に加算する。

9 指定自立生活援助事業者（指定障害福祉サービス基準第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）が、地域支援員による指定障害福祉サービス基準第206条の18に規定する支援（利用者の居宅を訪問することにより行うものをいう。）を、1月に2日以上行うことなく、指定自立生活援助を行った場合は、自立生活援助サービス費は

、算定しない。

2 福祉専門職員配置等加算

イ 福祉専門職員配置等加算()	450単位
ロ 福祉専門職員配置等加算()	300単位
ハ 福祉専門職員配置等加算()	180単位

注1 イについては、地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定自立生活援助事業所において、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

— 地域生活支援員として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。

— 地域生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。

3 初回加算 500単位

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に、指定自立生活援助の利用を開始した月について、1月につき所定単位数を加算する。

4 同行支援加算 500単位

注 指定自立生活援助事業所の従業者が、利用者に対して、外出を伴う支援を行うに当たり、当該利用者に同行し必要な情報提供又は助言等を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定自立生活援助事業者が、指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第22条に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 共同生活援助サービス費（ ）

区分6	661単位
区分5	547単位
区分4	467単位
区分3	381単位
区分2	292単位
区分1以下	242単位

ロ 共同生活援助サービス費（ ）

区分6	611単位
区分5	496単位
区分4	417単位
区分3	331単位
区分2	242単位
区分1以下	198単位

ハ 共同生活援助サービス費（ ）

第15 共同生活援助

1 共同生活援助サービス費（1日につき）

イ 共同生活援助サービス費（ ）

区分6	668単位
区分5	552単位
区分4	471単位
区分3	385単位
区分2	295単位
区分1以下	259単位

ロ 共同生活援助サービス費（ ）

区分6	617単位
区分5	501単位
区分4	420単位
区分3	334単位
区分2	244単位
区分1以下	212単位

ハ 共同生活援助サービス費（ ）

区分6	<u>578単位</u>
区分5	<u>463単位</u>
区分4	<u>383単位</u>
区分3	<u>298単位</u>
区分2	<u>209単位</u>
区分1以下	<u>170単位</u>

二 共同生活援助サービス費()

区分6	<u>691単位</u>
区分5	<u>577単位</u>
区分4	<u>497単位</u>
区分3	<u>411単位</u>
区分2	<u>322単位</u>
区分1以下	<u>272単位</u>

注1～4 (略)

5 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあつては、イからハまでにかかわらず、次の から までの場合に応じ、それぞれ1日につき所定単位数を算定する。

注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	<u>440単位</u>
(二) 区分5	<u>394単位</u>
(三) 区分4	<u>361単位</u>

注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	<u>389単位</u>
(二) 区分5	<u>343単位</u>
(三) 区分4	<u>311単位</u>

注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	<u>356単位</u>
(二) 区分5	<u>310単位</u>

区分6	<u>584単位</u>
区分5	<u>467単位</u>
区分4	<u>387単位</u>
区分3	<u>301単位</u>
区分2	<u>211単位</u>
区分1以下	<u>182単位</u>

二 共同生活援助サービス費()

区分6	<u>699単位</u>
区分5	<u>582単位</u>
区分4	<u>502単位</u>
区分3	<u>415単位</u>
区分2	<u>326単位</u>
区分1以下	<u>289単位</u>

注1～4 (略)

5 平成30年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合にあつては、イからハまでにかかわらず、次の から までの場合に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

注2に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	<u>444単位</u>
(二) 区分5	<u>398単位</u>
(三) 区分4	<u>365単位</u>

注3に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	<u>393単位</u>
(二) 区分5	<u>347単位</u>
(三) 区分4	<u>314単位</u>

注4に規定する指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分6	<u>360単位</u>
(二) 区分5	<u>313単位</u>

<p> 6 (略) 7 (略) </p> <p>(略)</p> <p> 指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活援助計画(指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 <u>次に掲げる場合</u>に応じ、それぞれ次に掲げる割合 </p> <p> (一) <u>作成されていない期間が3月未満の場合</u> 100分の70 (二) <u>作成されていない期間が3月以上の場合</u> 100分の50 ~ (略) </p> <p> <u>8 指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。</u> </p> <p> <u>9 (略)</u> </p> <p> <u>1の2 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1日につき)</u> </p> <p> <u>イ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費()</u> </p> <table border="0"> <tr> <td>—</td> <td><u>区分6</u></td> <td>1,098単位</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td><u>区分5</u></td> <td>982単位</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td><u>区分4</u></td> <td>901単位</td> </tr> </table>	—	<u>区分6</u>	1,098単位	—	<u>区分5</u>	982単位	—	<u>区分4</u>	901単位	<p>278単位</p>
—	<u>区分6</u>	1,098単位								
—	<u>区分5</u>	982単位								
—	<u>区分4</u>	901単位								

<p> 6 (略) 7 共同生活援助サービス費(注5に規定する場合を含む。)の算定に当たって、次の から までのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、及び に該当する場合には、 に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た額を、及び に該当する場合には、 に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。 </p> <p>(略)</p> <p> 指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、共同生活援助計画(指定障害福祉サービス基準第213条において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する共同生活援助計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 <u>100分の95</u> </p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>~ (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>8 (略)</u></p> <p>(新設)</p>	<p>281単位</p>
---	--------------

—	<u>区分3</u>	717単位
□	<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費()</u>	
—	<u>区分6</u>	1,014単位
—	<u>区分5</u>	898単位
—	<u>区分4</u>	816単位
—	<u>区分3</u>	633単位
八	<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費()</u>	
—	<u>区分6</u>	963単位
—	<u>区分5</u>	846単位
—	<u>区分4</u>	765単位
—	<u>区分3</u>	582単位
二	<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費()</u>	
—	<u>区分6</u>	1,128単位
—	<u>区分5</u>	1,012単位
—	<u>区分4</u>	931単位
—	<u>区分3</u>	747単位
注1	<u>イから二までについては、障害者（身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがあるものに限る。）に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。</u>	
2	<u>イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に規定する世話人（注3において「世話人」という。）が、常勤換算方法で、利用者の数を3で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分</u>	

に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

- 3 口については、世話人が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。）において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 4 ハについては、注2及び注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所以外の日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。
- 5 日中を共同生活住居（指定障害福祉サービス基準第213条の3に規定する共同生活住居をいう。以下この1の2において同じ。）以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の から までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。ただし、注7に規定する単位数を算定している場合は、算定しない。

注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

<u>(一) 区分6</u>	<u>904単位</u>
<u>(二) 区分5</u>	<u>788単位</u>
<u>(三) 区分4</u>	<u>707単位</u>
<u>(四) 区分3</u>	<u>620単位</u>
<u>(五) 区分2</u>	<u>456単位</u>
<u>(六) 区分1以下</u>	<u>397単位</u>

注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分 6	820単位
(二) 区分 5	704単位
(三) 区分 4	622単位
(四) 区分 3	536単位
(五) 区分 2	371単位
(六) 区分 1 以下	321単位

— 注 4 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分 6	769単位
(二) 区分 5	652単位
(三) 区分 4	571単位
(四) 区分 3	485単位
(五) 区分 2	321単位
(六) 区分 1 以下	277単位

6. 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の から までの場合に応じ、それぞれ1日につき次に掲げる単位数を算定する。

— 注 2 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分 6	693単位
(二) 区分 5	646単位
(三) 区分 4	613単位

— 注 3 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

(一) 区分 6	608単位
(二) 区分 5	562単位
(三) 区分 4	529単位

— 注 4 に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合

業所の場合

- (一) 区分 6 557単位
- (二) 区分 5 511単位
- (三) 区分 4 478単位

7. 平成33年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は、所定単位数に代えて、次の から までの場合に応じ、それぞれ1日につき、次に掲げる単位数を算定する。

注2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事

業所の場合

- (一) 区分 6 601単位
- (二) 区分 5 554単位
- (三) 区分 4 521単位

注3に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事

業所の場合

- (一) 区分 6 516単位
- (二) 区分 5 470単位
- (三) 区分 4 437単位

注4に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事

業所の場合

- (一) 区分 6 465単位
- (二) 区分 5 419単位
- (三) 区分 4 386単位

8. 二については、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、一時的に体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用が必要と認められる者であって、日中を当該共同生活住居以外の場所で過ごすものに対し、日中サービス支援型指定共同生活援助（1回当たり連続30日以内のものに限る。）を提供した場合に、障害支援区分に応じ、年50日以内に限り、1日につき所定単位数を算定する。

— <u>区分6</u>	<u>934単位</u>
— <u>区分5</u>	<u>818単位</u>
— <u>区分4</u>	<u>737単位</u>
— <u>区分3</u>	<u>650単位</u>
— <u>区分2</u>	<u>486単位</u>
— <u>区分1以下</u>	<u>427単位</u>

10 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（注5から注7まで及び注9に規定する場合を含む。）の算定に当たって、次の から までのいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

- 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
- 日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、日中サービス支援型共同生活援助計画（指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する日中サービス支援型共同生活援助計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合
 - (一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70
 - (二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50
- 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 100分

の93

— 一体的な運営が行われている共同生活住居（ に該当する共同生活住居を除く。）の入居定員の合計数が21人以上である場合 100分の95

11 指定障害福祉サービス基準第213条の11において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

12 利用者が日中サービス支援型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間（居宅介護を受けている間（注6及び注7の適用を受けている間に限る。）及び重度訪問介護を受けている間（注6及び注7の適用を受けている間に限る。）を除く。）は、日中サービス支援型共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の2の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費()	242単位
ロ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費()	198単位
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費()	170単位
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費()	113単位
ホ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費()	272単位

注1 イからホまでについては、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日

1の2 外部サービス利用型共同生活援助サービス費（1日につき）

イ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費()	259単位
ロ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費()	212単位
ハ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費()	182単位
ニ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費()	121単位
ホ	外部サービス利用型共同生活援助サービス費()	289単位

注1 イからホまでについては、障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日

において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。)に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービス(指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項第1号に規定する世話人(注3及び注4において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3～6 (略)

7 (略)

(略)

基本サービスの提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、外部サービス利用型共同生活援助計画(指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第213条の13に規定する共同生活住居をいう。において同じ。)の入居定員が8人以上である場合 100分の90

(略)

8 指定障害福祉サービス基準第213条の22において準用する

において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。)に対して、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービス(指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する基本サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人(注3及び注4において「世話人」という。)が、常勤換算方法で、利用者の数を4で除して得た数以上配置されているものとして都道府県知事に届け出た外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、基本サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3～6 (略)

7 (略)

(略)

基本サービスの提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第213条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第58条の規定に従い、外部サービス利用型共同生活援助計画(指定障害福祉サービス基準第213条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

共同生活住居(指定障害福祉サービス基準第213条の3に規定する共同生活住居をいう。において同じ。)の入居定員が8人以上である場合 100分の90

(略)

(新設)

指定障害福祉サービス基準第73条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

9 利用者が外部サービス利用型共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の3 受託居宅介護サービス費

イ～ニ (略)

注 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者(区分2以上に該当する利用者に限る。)に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス(指定障害福祉サービス基準第213条の12に規定する受託居宅介護サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

1の4 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項、第213条の4第1項若しくは第213条の14第1項の規定により置くべき世話人又は指定障害福祉サービス基準第208条第1項若しくは第213条の4第1項の規定により置くべき生活支援員(注2及び注3において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「指定共同生活援助事業所等」という。)において、指

8 利用者が外部サービス利用型指定共同生活援助以外の障害福祉サービスを受けている間は、外部サービス利用型共同生活援助サービス費は、算定しない。

1の3 受託居宅介護サービス費

イ～ニ (略)

注 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者(区分2以上に該当する利用者に限る。)に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス(指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する受託居宅介護サービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、現に要した時間ではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において、外部サービス利用型指定共同生活援助計画に位置付けられた内容の受託居宅介護サービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

1の4 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定障害福祉サービス基準第208条第1項若しくは第213条の4第1項の規定により置くべき世話人又は指定障害福祉サービス基準第208条第1項の規定により置くべき生活支援員(注2及び注3において「世話人等」という。)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

・ (略)

1の4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定共同生活援助等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用す

2 ロについては、世話人等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

・ (略)

1の4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位

注 視覚障害者等である指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第208

る場合を含む。) 第213条の4 (指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。) 又は第213条の14に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の4の3 看護職員配置加算 70単位

注 指定障害福祉サービス基準に定める員数の従業者に加え、看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の5 (略)

1の5の2 夜勤職員加配加算 149単位

注 指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める員数の夜間支援従事者に加え、共同生活住居ごとに、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の6 重度障害者支援加算 360単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)に対して指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の7 日中支援加算

条(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。)又は第213条の4に定める人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

1の5 (略)

(新設)

1の6 重度障害者支援加算 360単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。)に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

1の7 日中支援加算

イ 日中支援加算()

・ (略)

ロ 日中支援加算()

日中支援対象利用者が1人の場合

(一) 区分4から区分6まで 539単位

(二) 区分3以下 270単位

日中支援対象利用者が2人以上の場合

(一) 区分4から区分6まで 270単位

(二) 区分3以下 135単位

注1 (略)

2 ロについては、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(区分2以下に該当する利用者に限る。)又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

2 自立生活支援加算 500単位

注 居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。)の退居に先立って、指定共同生活援助事業所等の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中2回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退居後1回を限度として

イ 日中支援加算()

・ (略)

ロ 日中支援加算()

日中支援対象利用者が1人の場合

— 区分4から区分6まで 539単位

— 区分3以下 270単位

日中支援対象利用者が2人以上の場合

— 区分4から区分6まで 270単位

— 区分3以下 135単位

注1 (略)

2 ロについては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

2 自立生活支援加算 500単位

注 居宅における単身等での生活が可能であると見込まれる利用者(利用期間が1月を超えると見込まれる利用者に限る。)の退居に先立って、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者が、当該利用者に対して、退居後の生活について相談援助を行い、かつ当該利用者が退居後に生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退居後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入居中1回を限度として所定単位数を加算し、当該利用者の退居後30日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談

、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、加算しない。

3 入院時支援特別加算

イ・ロ (略)

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条、第213条の4又は第213条の14の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画等」という。）に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

3の2 長期入院時支援特別加算

- イ 指定共同生活援助事業所の場合 122単位
- ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 150単位
- ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所等の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条、第213条の4又は第213条の14の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間（入院の初日及び最終

援助を行った場合に、退居後1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が、退居後に他の社会福祉施設に入所する場合等にあつては、加算しない。

3 入院時支援特別加算

イ・ロ (略)

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条又は第213条の4の規定により指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

3の2 長期入院時支援特別加算

- イ 指定共同生活援助事業所の場合 122単位
(新設)
- ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 76単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な利用者が病院又は診療所（当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条又は第213条の4の規定により指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診

日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にとっては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、3の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

4 帰宅時支援加算

イ・ロ (略)

注 利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5 長期帰宅時支援加算

- イ 指定共同生活援助事業所の場合 40単位
- ロ 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 50単位
- ハ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 25単位

注 利用者が共同生活援助計画等に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して外泊している者にとっては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、4の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。

6 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業者等」という。)が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共

療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にとっては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、3の入院時支援特別加算が算定される月は、算定しない。

4 帰宅時支援加算

イ・ロ (略)

注 利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

5 長期帰宅時支援加算

- イ 指定共同生活援助事業所の場合 40単位
(新設)
- ロ 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 25単位

注 利用者が共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する(継続して外泊している者にとっては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、4の帰宅時支援加算が算定される期間は、算定しない。

6 地域生活移行個別支援特別加算 670単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、地域で生活するために必要

同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあつては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

6の2 精神障害者地域移行特別加算 300単位

注 指定障害福祉サービス基準第211条の3（第213条の11において準用する場合を含む。）又は第213条の19に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第208条、第213条の4又は第213条の14の規定により指定共同生活援助事業所等に置くべき従業者のうち社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を1人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であつて当該精神科病院を退院してから1年以内のものに対し、共同生活援助計画等を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、6の地域生活移行個別支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

6の3 強度行動障害者地域移行特別加算 300単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に1年以上入所していた者であつて当該施設等を退所してから1年以内のもののうち、別に厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた利用者に対し、共同生活援助計画又は日中サービス支援型共同生活援助計画に基づき、

な相談援助や個別の支援等を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長を行った場合にあつては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。

（新設）

（新設）

地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の6の重度障害者支援加算を算定している場合は、算定しない。

7 医療連携体制加算

イ～ホ（略）

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。

4 （略）

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等において、指定共同生活援助等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の4の3の看護職員配置加算を算定している場合は、算定しない。

7 医療連携体制加算

イ～ホ（略）

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が2以上の利用者に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8名を限度とし、1日につき所定単位数を加算する。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

4 （略）

5 ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

8 通勤者生活支援加算 18単位

注 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算()

指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで(1の2、1の2の2、1の3及び1の5の2を除く。口の、八の及び10の において同じ。)により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の2から7まで(1の2の2、1の3、1の5及び1の7のイを除く。口の、八の 及び10の において同じ。)により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の

8 通勤者生活支援加算 18単位

注 指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者のうち100分の50以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助を行う指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行う外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

9 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。10において同じ。)が、利用者に対し、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算()

指定共同生活援助事業所の場合 1から8まで(1の2及び1の3を除く。口の、八の 及び10の において同じ。)により算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

(新設)

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の

2の2から8まで(1の5の2、1の6及び6の3を除く。
10の、8の及び10のにおいて同じ。)により算定した
単位数の1000分の170に相当する単位数

□ 福祉・介護職員処遇改善加算()

指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定
した単位数の1000分の54に相当する単位数

— 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の
2から7までにより算定した単位数の1000分の54に相当する
単位数

— 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の
2の2から8までにより算定した単位数の1000分の124に相
当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算()

指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定
した単位数の1000分の30に相当する単位数

— 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1の
2から7までにより算定した単位数の1000分の30に相当する
単位数

— 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の
2の2から8までにより算定した単位数の1000分の69に相当
する単位数

二・ホ (略)

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員
を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都
道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所等が、利用者に対
し、指定共同生活援助等を行った場合に、次に掲げる区分に応じ
、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、9の福祉
・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定し
ない。

2から8まで(1の6を除く。10の、8の及び10のに
おいて同じ。)により算定した単位数の1000分の170に相当
する単位数

□ 福祉・介護職員処遇改善加算()

指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定
した単位数の1000分の54に相当する単位数

(新設)

— 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の
2から8までにより算定した単位数の1000分の124に相当す
る単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算()

指定共同生活援助事業所の場合 1から8までにより算定
した単位数の1000分の30に相当する単位数

(新設)

— 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1の
2から8までにより算定した単位数の1000分の69に相当する
単位数

二・ホ (略)

10 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員
を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都
道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービ
ス利用型指定共同生活援助事業所が、利用者に対し、指定共同生活
援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、
次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算す
る。ただし、9の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場

指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

— 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 7 までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

— 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 の 2 から 8 までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

合にあつては、算定しない。

指定共同生活援助事業所の場合 1 から 8 までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(新設)

— 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の場合 1 の 2 から 8 までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

厚生労働省告示第八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十四条第三項第一号イの規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)の第8の重度障害者等包括支援サービス費(以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。)の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、障害福祉サービス(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第一百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。))第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。)を除く。)を利用する者とする。

二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、イ及びロに掲げる者の区分に応じ、それぞれイ及びロに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定し当該各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に八及び二に定める割合を乗じて得た額を乗じて得た額を合計した額とする。

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下「令」という。)第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)の第8の重度障害者等包括支援サービス費(以下「重度障害者等包括支援サービス費」という。)の注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある者であつて、障害福祉サービス(療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援及び共同生活援助(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第一百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。))第二百十三条の二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助に限る。)を除く。)を利用する者とする。

二 令第四十四条第三項第一号イに規定する厚生労働大臣が定める基準は、次のイからリまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれイからリまでに掲げる単位数を三月から翌年二月までを一年度とする当該年度に属する各月ごとに算定した単位数を合計した数に、十円に別表の上欄に掲げる当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄の割合を乗じた額に当該市町村における当該年度の前年度に係る三月から翌年二月までの居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者のうち重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の割合が百分の五以上である場合には、百分の百五を乗じて得た額(その額が各市町村にお

イ 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者 から

までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ から までに掲げる単位数に当該単位数に百分の十五を乗じて得た数を合計した単位数

重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) 八五、七五〇単位

(二) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 五八、四八〇単位

前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

(一) 六九、八三〇単位

(二) 介護保険給付対象者 四二、五六〇単位

重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(一)に掲げる者を除く。(一) 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) (一)から(四)までに掲げる者以外のもの 次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

a 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び

ける当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスに相当するサービスに係る平成十七年度の国庫補助の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額を下回るときは、当該厚生労働大臣が定める基準に基づき算定した額）に当該市町村における当該介護給付費等の支給に係る障害福祉サービスを受けた障害者等の所得の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準に基づき算定して得た割合を乗じた額を合計した額とする。

（新設）

イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第十九条第一項に規定する支給決定をいう。以下同じ。）を受けた者 次の(一)又は(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる単位数

(一) 八四、三二〇単位

(二) 六十五歳以上の者又は介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第三項第二号に掲げる者に該当する者（以下「介護保険給付対象者」と総称する。） 三三、八三〇単位

前号に掲げる者であつて、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けたもの 次の(一)及び(二)に掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)及び(二)に掲げる単位数

(一) 六九、〇七〇単位

(二) 介護保険給付対象者 三四、五四〇単位

重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(一)に掲げる者を除く。(一) 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) (一)から(四)までに掲げる者以外のもの 次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一) 区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判

- 判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四八、一一〇単位
- b| 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三三、七四〇単位
- c| 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二六、九二〇単位
- d| 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 二一、五〇〇単位
- (二) 介護保険給付対象者（三）及び四）に掲げる者を除く。） 一六、〇二〇単位
- (三) 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（四）に掲げる者を除く。） 次のa|からe|までに掲げる者の区分に応じ、それぞれa|からe|までに掲げる単位数
- a| 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二六、七二〇単位
- b| 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一九、三五〇単位
- c| 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一六、〇二〇単位
- d| 区分四に該当する者 一五、一〇〇単位
- e| 区分三に該当する者 一一、六九〇単位
- (四) 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費

- 定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者 四七、四九〇単位
- (二) 区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者 三三、三三〇単位
- (三) 区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者 二六、五七〇単位
- (四) 区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者 二一、二二〇単位
- 介護保険給付対象者（一）及び二）に掲げる者を除く。） 一四、四九〇単位
- 介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（一）に掲げる者を除く。） 次の(一)|から(五)|までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)|から(五)|までに掲げる単位数
- (一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 二六、三八〇単位
- (二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの 一九、一〇〇単位
- (三) 区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの 一四、四九〇単位
- (四) 区分四に該当する者 一四、九一〇単位
- (五) 区分三に該当する者 一一、五四〇単位
- 介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト

<p>等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（及び）に掲げる者を除く。 （） 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数</p>	
a	三、九六〇単位
b	指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの（cに掲げる者を除く。）から、までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ、から、までに掲げる単位数
c	指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの
d	三、九六〇単位
e	一〇、三四〇単位
<p>行動援護に係る支給決定を受けた者（及び）に掲げる者を除く。 （） 次の（一）から（三）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数</p>	
a	三、九六〇単位
b	二六、五〇〇単位
c	一九、九三〇単位
d	一四、七九〇単位
e	一八、八二〇単位

<p>及び子に掲げる者を除く。（） 次の（一）から（三）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（三）までに掲げる単位数</p>	
a	一六、一六〇単位
b	一〇、二一〇単位
c	七、九六〇単位
<p>（三） 指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定される者のうち介護保険給付対象者であるもの</p>	
<p>二 行動援護に係る支給決定を受けた者（ロ及びハ）に掲げる者を除く。 （） 次の（一）から（五）までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）から（五）までに掲げる単位数</p>	
a	三、九一〇単位
b	二六、四二〇単位
c	一九、八七〇単位
d	一四、七五〇単位
e	一八、七六〇単位

(削る)

(二) 生活介護サービス費等を算定される者(三)に掲げる者を除く。
() 次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

b 区分五に該当する者

c 区分四に該当する者

d 区分三に該当する者

e 障害児

(三) 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者()及び()に掲げる者を除く。

(一) 及び(二)に掲げる者以外のもの 次のaからgまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者

b 区分五に該当する者

c 区分四に該当する者

d 区分三に該当する者

e 区分二()区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下

二七、二七〇単位

一九、八七〇単位

一三、五六〇単位

八、七〇〇単位

一一、二九〇単位

一四、六九〇単位

一八、八二〇単位

二一、四四〇単位

二二、四九〇単位

一八、六六〇単位

一四、六九〇単位

一一、二九〇単位

一八、八二〇単位

二一、四四〇単位

二二、四九〇単位

一八、六六〇単位

一四、六九〇単位

一一、二九〇単位

介護保険給付対象者()及び()に掲げる者を除く。()

生活介護サービス費等を算定される者()に掲げる者を除く。

() 次の(一)から(六)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(六)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの

(二) 区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの

(三) 区分四に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの

(四) 区分三に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの

(五) 区分三から区分六までに該当する者のうち介護保険給付対象であるもの

(六) 障害児

() 共同生活援助サービス費を算定される者(ト)及び(チ)に掲げる者を除く。()

(一) 及び(二)に掲げる者以外のもの 次の(一)から(七)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

(二) 区分五に該当する者

(三) 区分四に該当する者

(四) 区分三に該当する者

(五) 区分二()区分省令第一条第三号に掲げる区分二をいう。以下

二六、九七〇単位

一九、六五〇単位

一三、四一〇単位

八、六〇〇単位

一一、二六〇単位

一八、七六〇単位

二一、四三〇単位

二二、四九〇単位

一八、六六〇単位

一四、六九〇単位

一一、二九〇単位

一八、八二〇単位

二一、四四〇単位

二二、四九〇単位

一八、六六〇単位

一四、六九〇単位

一一、二九〇単位

一八、八二〇単位

二一、四四〇単位

下同じ。() に該当する者

六、八八〇単位

f 区分一（区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。）に該当する者

六、〇七〇単位

g 障害児

二、五六〇単位

(二) 介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（(三)に掲げる者を除く。） 次のaからgまでに掲げる区分に応じ、それぞれaからgまでに掲げる単位数

数

a 区分六に該当する者

二四、一五〇単位

b 区分五に該当する者

一六、七八〇単位

c 区分四に該当する者

一〇、四八〇単位

d 区分三に該当する者

五、五八〇単位

e 区分二に該当する者

三、七九〇単位

f 区分一に該当する者

二、九三〇単位

g 障害児

九、四二〇単位

(三) 生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの

二一、二六〇単位

居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の口、二及びホを算定される者（一）から（マ）まで、及び（ニ）に掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。（）であつて、共同生活援助サービス費のイから（二）までの共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費のイから（二）まで、日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注5の（）から（マ）まで若しくは注9又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

二、三一〇単位

居宅介護に係る支給決定を受けた者（（ロ）に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サ

同じ。（）に該当する者

六、八〇〇単位

(六) 区分一（区分省令第一条第二号に掲げる区分一をいう。以下同じ。）に該当する者

六、〇〇〇単位

(七) 障害児

二、四二〇単位

介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費のイ及びハを算定される者（（ロ）に掲げる者を除く。） 次の(一)から(七)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(一)から(七)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者

二三、八九〇単位

(二) 区分五に該当する者

一六、六〇〇単位

(三) 区分四に該当する者

一〇、三七〇単位

(四) 区分三に該当する者

五、五二〇単位

(五) 区分二に該当する者

三、七五〇単位

(六) 区分一に該当する者

二、九〇〇単位

(七) 障害児

九、三二〇単位

生活介護サービス費等を算定される者のうち区分六に該当するもの

二一、〇三〇単位

居宅介護に係る支給決定を受けた者（介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の口、二及びホを算定される者（ロ）から（マ）まで、ト及びチに掲げる者並びに介護保険給付対象者を除く。）に限る。（）であつて、共同生活援助サービス費のイから（二）までの共同生活援助サービス費又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費を算定される者

二、二八〇単位

居宅介護に係る支給決定を受けた者（（ロ）に掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。）のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の（）から

ービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの
次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)ま
でに掲げる単位数

(一) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の
注1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあ
るもの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれ
aからcまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 一三、〇三〇単位

b 区分五に該当する者 九、四七〇単位

c 区分四に該当する者 七、四〇〇単位

(二) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1
に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるも
の 三、三六〇単位

(三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注
1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にある
もの 次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれa
からcまでに掲げる単位数

a 区分六に該当する者 一一、五〇〇単位

b 区分五に該当する者 七、九三〇単位

c 区分四に該当する者 五、八二〇単位

居宅介護に係る支給決定を受けた者(一)に掲げる者及び介護保
険給付対象者を除く。(二)のうち指定障害福祉サービス基準附則第
十八条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生
活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サ
ービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの
次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)ま
でに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 九、一八〇単位

(二) 区分五に該当する者 五、六二〇単位

(三) 区分四に該当する者 三、五五〇単位

までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単
位数

(一) 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注
1に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるも
の 次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から
(三)までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 一一、八九〇単位

(二) 区分五に該当する者 九、三七〇単位

(三) 区分四に該当する者 七、三二〇単位

(二) 介護給付費等単位数表の第3の1の同行援護サービス費注1に
規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの
三、三二〇単位

(三) 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注1
に規定する利用者の支援の度合に相当する支援の度合にあるもの
次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)
までに掲げる単位数

(一) 区分六に該当する者 一一、三七〇単位

(二) 区分五に該当する者 七、八四〇単位

(三) 区分四に該当する者 五、七六〇単位

居宅介護に係る支給決定を受けた者(二)に掲げる者及び介護保
険給付対象者を除く。(三)のうち指定障害福祉サービス基準附則第十八
条の二第二項の規定の適用を受ける利用者であつて、共同生活援助
サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの 次の(一)から
までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単
位数

(一) 区分六に該当する者 九、〇八〇単位

(二) 区分五に該当する者 五、五六〇単位

(三) 区分四に該当する者 三、五一〇単位

同行援護に係る支給決定を受けた者（イ）からまでに掲げる者のうち次の（一）及び（二）に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の（一）及び（二）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）及び（二）に掲げる単位数

（一）（二）に掲げる者以外のもの 一一、七三〇単位

（二） 共同生活援助サービス費又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費を算定される者（イ）及び（二）に掲げる者を除く。）

三、四九〇単位

ロ イに該当しない者 イの から までに掲げる者の区分に応じ、それぞれイの から までに掲げる単位数

ハ 次の から までに掲げる場合に応じ、それぞれ から までに掲げる割合を乗じて得た割合

掲げる割合を乗じて得た割合

当該市町村が別表第一の上欄に掲げる地域区分に該当する場合
当該市町村が所在する地域区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

当該市町村における年間支給決定者合計数（三月から翌年二月までを一年度とする当該年度において居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援（以下「居宅介護等」という。）に係る支給決定を行った者の合計数をいう。以下同じ。）が別表第二の上欄に掲げる年間支給決定者合計数に該当する場合（イ）に該当する場合を除く。） 別表第二の上欄に掲げる当該年間支給決定者合計数及び同表の中欄に掲げる重度率（居宅介護等に係る支給決定を受けた者の合計数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者の割合をいう。以下同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる割合

当該市町村における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十四条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値が一以上であつて、かつ、当該市町村における重度率が百

リ 同行援護に係る支給決定を受けた者（ロ）からキまでに掲げる者のうち次の（一）及び（二）に掲げる単位数以上の単位数が定められている障害福祉サービス費を算定されるものを除く。） 次の（一）及び（二）に掲げる者の区分に応じ、それぞれ（一）及び（二）に掲げる単位数

（一）（二）に掲げる者以外のもの 一一、五五〇単位

（二） 共同生活援助サービス費を算定される者（ト）及びチに掲げる者を除く。）

三、四四〇単位

（新設）

（新設）

分の五以上である場合 百分の百五

二 当該年度の七月に受けた居宅介護等に係る法第十九条第一項に規定する介護給付費等の額を当該居宅介護等に係る法第二十九条第三項第一号に規定する額で除して得た割合

別表第一

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千九十六
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十九
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

別表第一

年間支給決定者合計数	重度率	割合
六百人未満	百分の二十以上	百分の二百
	百分の十五以上百分の二十未満	百分の百五十
	百分の十以上百分の十五未満	百分の百三十
	百分の五以上百分の十未満	百分の百二十五
六百人以上千八百人未満	百分の二十以上	百分の百五十

（新設）

別表

地域区分	割合
厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の第一号の表の上欄（以下「地域区分欄」という。）に掲げる一級地	千分の千九十八
地域区分欄に掲げる二級地	千分の千九十九
地域区分欄に掲げる三級地	千分の千七十二
地域区分欄に掲げる四級地	千分の千六十
地域区分欄に掲げる五級地	千分の千三十六
地域区分欄に掲げる六級地	千分の千十八
地域区分欄に掲げるその他	千分の千

（新設）

四千二百人以上	三千人以上四千二百人未満	百分の十五以上百分の二十未満	百分の百三十
		百分の十以上百分の十五未満	百分の百二十五
		百分の五以上百分の十未満	百分の百二十
		百分の五以上百分の十未満	百分の百十
		百分の五以上	百分の百五
千八百人以上三千人未満		百分の二十以上百分の十五以上百分の二十未満	百分の百三十
		百分の十以上百分の十五未満	百分の百二十
		百分の五以上百分の十未満	百分の百十
		百分の五以上百分の十未満	百分の百十五
		百分の五以上	百分の百十五

厚生労働省告示第八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 居宅介護職員初任者研修(障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。))第二条第一項第一号に規定する障害者等という。))の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)</p> <p>(の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等)に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知</p>	<p>(指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの)</p> <p>第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第七十一号)第五条第一項(同令第七条において準用する場合を含む。))の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十条第一項(同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。))の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 居宅介護職員初任者研修(障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。))第二条第一項第一号に規定する障害者等という。))の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、次条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準(平成二十四年厚生労働省告示第七十一号)別表に定める内容以上のものをいう。以下同じ。)</p> <p>(の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者)</p> <p>四・五 (略)</p> <p>六 同行援護従業者養成研修(視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等)に対して、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知</p>

識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（平成三十年三月三十一日において視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業に従事した経験を有する者であつて、都道府県知事から必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたものにあつては、平成三十三年三月三十一日までの間は、本号に規定する者に該当するものとみなす。）

七十七（略）

十八 介護職員初任者研修課程（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三第一項に規定する介護職員初任者研修課程をいう。）を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十八の二 生活援助従事者研修課程（介護保険法施行規則第二十二條の二十三第一項に規定する生活援助従事者研修課程をいう。）を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を終了した旨の証明書の交付を受けた者

十九（二十二）（略）

（準用）

第二條 居宅介護職員初任者研修の課程は、介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表第一の課程を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（表略）

識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

七十七（略）

十八 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第一項に規定する政令で定める者

（新設）

十九（二十二）（略）

（準用）

第二條 居宅介護職員初任者研修の課程は、介護保険法施行規則第二十二條の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準別表の課程を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同告示の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

（表略）

厚生労働省告示第八十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十二号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十八年厚生労働省告示第五百三十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
一 (略)	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)第一号、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号)第一号及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第二百五号)第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価(以下「一単位の単価」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等、生活介護、短期入所、自立訓練及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第六条の十二に規定する就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(法第三十条第一項第二号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。以下同じ。)、法第五十一条の十四第一項に規定する指定地域相談支援(以下「指定地域相談支援」という。)、並びに法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援(以下「指定計画相談支援」という。))については十円、居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスについては八・五円に次の表の上欄に掲げる法第三十六条第一項に規定するサービス事業所、法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等、法第五十一条の十九第一項に規定する一般相談支援事業所又は法第五十一条の二十第一項に規定する特定相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じ

地域区分		サービス種類	割合
一級地	二級地		
就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 就労定着支援 自立生活援助 地域相談支援	就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 共同生活援助 施設入所支援 生活介護 計画相談支援 地域相談支援 自立生活援助 就労定着支援	就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 就労定着支援 自立生活援助 地域相談支援	千分の千百十四 千分の千百十八 千分の千百二十 千分の千百二十一 千分の千百三十一 千分の千百六十一 千分の千九十一 千分の千九十四 千分の千九十六

地域区分		サービス種類	割合
一級地	二級地		
就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 (新設) (新設) 地域相談支援	就労継続支援 自立訓練 就労移行支援 共同生活援助 施設入所支援 生活介護 計画相談支援 地域相談支援 (新設) (新設) 地域相談支援	就労移行支援 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 短期入所 重度障害者等包括支援 (新設) (新設) 地域相談支援	千分の千百三 千分の千百六 千分の千百八 千分の千百十 千分の千百十九 千分の千四十四 千分の千八十六 千分の千八十九 千分の千九十

て同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	一級地	二級地	三級地
都道府県	(略)	(削る)	(削る)
地	(略)	(削る)	(削る)
域	(略)	(削る)	(削る)
		東京都	東京都
		神奈川県	神奈川県
		大阪府	大阪府
		埼玉県	埼玉県
		千葉県	千葉県
		東京都	東京都
		町田市、狛江市、多摩市	八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市
		横浜市、川崎市	さいたま市、和光市
		大阪市	千葉市、成田市、印西市

二
(略)

短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 自立生活援助 共同生活援助 地域相談支援 計画相談支援
--

地域区分	一級地	二級地	三級地
都道府県	(略)	(削る)	(削る)
地	(略)	(削る)	(削る)
域	(略)	(削る)	(削る)
		東京都	東京都
		茨城県	茨城県
		埼玉県	埼玉県
		千葉県	千葉県
		東京都	東京都
		茨城県	茨城県
		兵庫県	兵庫県
		大阪府	大阪府
		神奈川県	神奈川県
		鎌倉市、厚木市	船橋市、浦安市、袖ヶ浦市
		稲城市、西東京市	さいたま市、志木市
		武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、	つくば市
		和光市	八王子市、立川市、府中市、昭島市、調布市、小平市、日野市
		取手市	
		成田市、印西市	

二
前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 (新設) (新設) 共同生活援助 地域相談支援 計画相談支援
--

五級地		四級地	
茨城県 (削る)	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、守	神奈川県 (削る)	相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市
(削る)		東京都 (削る)	立川市、青梅市、昭島市、東村山市、東大和市
(削る)		千葉県 (削る)	船橋市、浦安市、袖ヶ浦市
(削る)		茨城県 (削る)	取手市、牛久市、つくば市
兵庫県 (削る)	神戸市、西宮市、宝塚市	兵庫県 (削る)	芦屋市
大阪府 (削る)	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	大阪府	守口市、大東市、門真市
愛知県 (削る)		愛知県	名古屋市
神奈川県 (削る)		神奈川県	鎌倉市
			、国分寺市、国立市、福生市、清瀬市、稲城市、西東京市

五級地		四級地	
茨城県	日立市、古河市、牛久市、ひたちなか	神奈川県	相模原市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、座間市、綾瀬市、愛川町
宮城県	仙台市	東京都	三鷹市、青梅市、小金井市、東村山市、東久留米市、羽村市、あきる野市、日の出町、檜原村
福岡県	福岡市	千葉県	富津市、四街道市
広島県	広島市、府中町	埼玉県	鶴ヶ島市
奈良県	奈良市、大和郡山市、川西町	茨城県	水戸市、土浦市、石岡市、守谷市
兵庫県	神戸市、尼崎市	奈良県	天理市
		兵庫県	西宮市、宝塚市
大阪府	堺市、東大阪市、豊中市、池田市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、摂津市、島本町	大阪府	高槻市、吹田市、寝屋川市、箕面市、高石市
京都府	京都市	愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市
滋賀県	大津市、草津市	神奈川県	横浜市、川崎市、海老名市
三重県	鈴鹿市		
愛知県	豊明市		

		六級地	
広島県	広島市、府中町	広島県	(削る)
福岡県	福岡市	福岡県	(削る)
宮城県	仙台市	宮城県	(削る)
茨城県	古河市、龍ヶ崎市、ひたちなか市、那珂市、大洗町、東海村、阿見町、利根町	茨城県	(削る)
栃木県	宇都宮市、下野市、野木町	栃木県	(削る)
群馬県	高崎市	群馬県	(削る)
埼玉県	川越市、川口市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊奈町、三芳町、宮代町、杉戸町、松伏町	埼玉県	(削る)
千葉県	木更津市、野田市、茂原市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市、酒々井町	千葉県	(削る)
東京都	武蔵村山市、奥多摩町	東京都	(削る)
神奈川県	三浦市、秦野市、葉山町、大磯町、二宮町、清川村	神奈川県	(削る)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

		六級地	
(新設)	(新設)	北海道	(新設)
宮城県	名取市、多賀城市、村田町、七ヶ浜町、利府町	宮城県	(新設)
茨城県	結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、境町、利根町	茨城県	(新設)
栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、下野市、壬生町、野木町	栃木県	(新設)
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、みどり市、榛東村、玉村町、千代田町、大泉町	群馬県	(新設)
埼玉県	熊谷市、春日部市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、桶川市、久喜市、八潮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、日高市、吉川市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、宮代町、杉戸町、白岡町、松伏町	埼玉県	(新設)
千葉県	野田市、東金市、流山市、八街市、富里市、山武市、酒々井町、栄町、大網白里町	千葉県	(新設)
東京都	東大和市、武蔵村山市、瑞穂町	東京都	(新設)
神奈川県	小田原市、三浦市、二宮町、中井町、大井町、箱根町	神奈川県	(新設)
富山県	富山市、南砺市	富山県	(新設)

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	(削る)	(削る)	(削る)
宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市	彦根市、守山市、栗東市、甲賀市	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、龜山市	岡崎市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西尾市、稲沢市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、日進市、愛西市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、大治町、蟹江町	静岡市、沼津市、御殿場市	岐阜市			

京都府	滋賀県	三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	福井県	石川県		
向日市、長岡京市、木津川市、井手町、笠置町、精華町、南山城村	彦根市、長浜市、甲賀市、高島市、米原市、多賀町	桑名市、名張市、亀山市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、朝日町、川越町	豊橋市、岡崎市、一宮市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、安城市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、知立市、高浜市、岩倉市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、裾野市、湖西市、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町、森町	岐南町、笠松町、坂祝町	各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、笠松町、坂祝町	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、海津市、岐南町、笠松町、坂祝町	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、下諏訪町、筑北村	福井市	金沢市

宮城県	名取市
茨城県	結城市、下妻市、常総市、笠間市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、つくばみらい市、河内町、八千代町、五霞町、境町
栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町、前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市、玉村町
群馬県	熊谷市、飯能市、深谷市、坂戸市、日高市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、寄居町
千葉県	東金市、君津市、富津市、八街市、富里市、山武市、大網白里市、栄町、長柄町、長南町
東京都	瑞穂町
神奈川県	箱根町
新潟県	新潟市
富山県	富山市、南砺市
石川県	金沢市、内灘町
福井県	福井市
山梨県	甲府市
長野県	長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、下諏訪町
岐阜県	大垣市、高山市、多治見市、関市、羽島市、美濃加茂市、各務原市、可児市、岐南町、笠松町、坂祝町
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤

香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	和歌山県	奈良県	兵庫県	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	
高松市	徳島市	周南市 坂町	東広島市、廿日市市、海田町、熊野町	岡山市	和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町	天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町	小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町	姫路市、加古川市、三木市、高砂市、城陽市、大山崎町、久御山町、井手町	近江市、米原市、多賀町	長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、多賀町	名張市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	豊橋市、一宮市、半田市、豊川市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、新城市、東海市、高浜市、岩倉市、田原市、清須市、豊山町、大口町、扶桑町、飛島村、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村

その他	福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市、太宰府市、糸島市、那珂川町、粕屋町
府県	全ての都道	一級地から七級地まで以外の地域
長崎県	佐賀県	長崎市 佐賀市
<p>備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成三十年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。</p> <p>三 前二号にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第6の1の二及び第9の1のホを算定する場合における一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。</p>		
その他	福岡県	一級地から六級地まで以外の地域
府県	全ての都道	一級地から六級地まで以外の地域
<p>備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものでない。</p> <p>三 前二号にかかわらず、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）別表介護給付費等単位数表第6の1の八及び第9の1のホを算定する場合における一単位の単価は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）第一号（同号の表の中欄に掲げる支援の種類は、障害児入所支援に係る部分に限る。）から第三号までの規定を準用する。</p>		

厚生労働省告示第八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算（一）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者（登録型の居宅介護従業者（あらかじめ指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があつた場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護又は共生型居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

次に掲げる基準に従い、指定居宅介護又は共生型居宅介護が行われていること。

(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

(二) 指定居宅介護又は共生型居宅介護の提供に当たつては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たつての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに

改正前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算（一）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

当該指定居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者（登録型の居宅介護従業者（あらかじめ指定居宅介護事業所に登録し、当該事業所から指示があつた場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定居宅介護を行う居宅介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。

(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達又は当該指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。

(二) 指定居宅介護の提供に当たつては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たつての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終

に、サービス提供終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。

当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第三十一条第六号（指定障害福祉サービス基準第四十三条の四において準用する場合を含む。）に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。

当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条又は第四十三条の二第一号の規定により置くべき従業者（以下「指定居宅介護等従業者」という。）のうち介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第二号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（以下「実務者研修修了者」という。）、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（平成二十五年厚生労働省告示第百四号）による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年

了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。

当該指定居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第三十一条第六号に掲げる緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。

当該指定居宅介護事業所の新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施していること。

当該指定居宅介護事業所の居宅介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定障害福祉サービス基準第五条及び第七条の規定により置くべき従業者（以下「指定居宅介護等従業者」という。）のうち介護福祉士、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第二号の指定を受けた学校又は養成施設において一月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（以下「実務者研修修了者」という。）、介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第二十二條の二十三に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者（以下「介護職員基礎研修課程修了者」という。）及び指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（平成二十五年厚生労働省告示第百四号）による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）第一条第二号に掲げ

厚生労働省告示第五百三十八号)第一条第二号に掲げる居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者(以下「一級課程修了者」という。)の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護又は共生型居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

指定障害福祉サービス基準第五条第二項(指定障害福祉サービス基準第四十三条の四において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。

前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護又は共生型居宅介護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分五以上である者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為を必要とする者(当該指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰吸引等が必要とする者」という。)の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

二 特定事業所加算(一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施

る居宅介護従業者養成研修の一級課程を修了した者(以下「一級課程修了者」という。)の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護のサービス提供時間のうち常勤の居宅介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

当該指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により一人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所にあつては、常勤のサービス提供責任者を二名以上配置していること。

前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分五以上である者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)第一条各号に掲げる行為を必要とする者(当該指定居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰吸引等が必要とする者」という。)の占める割合が百分の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

二 特定事業所加算(一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

指定居宅介護事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施又は実施を予定しているこ

又は実施を予定していること。

指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定居宅介護事業所又は共生型居宅介護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。

(略)

二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注9の2に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。)に届け出ていること。

ろ 水 (略)

三・四 (略)

五 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(一)

と。

指定障害福祉サービス基準第五条第二項の規定により配置することとされている常勤のサービス提供責任者が二人以下の指定居宅介護事業所であつて、同項の規定により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、同項に規定する基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を一人以上配置していること。

(略)

二 介護給付費等単位数表第1の5の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

当該指定居宅介護事業所等(介護給付費等単位数表第1の1の注13に規定する指定居宅介護事業所等をいう。以下同じ。)において、の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては指定都市又は中核市の市長とし、基準該当サービスの場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。)に届け出ていること。

ろ 水 (略)

三・四 (略)

五 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者（登録型の重度訪問介護従業者（あらかじめ指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護を行う重度訪問介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

次に掲げる基準に従い、指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護が行われていること。

(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達若しくは当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たつての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。

(二) 指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護の提供に当たつては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たつての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たつての留意事項に変更があつた場合も同様に伝達を行っていること。

当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者（登録型の重度訪問介護従業者（あらかじめ指定重度訪問介護事業所に登録し、当該事業所から指示があった場合に、直接、当該指示を受けた利用者の居宅を訪問し、指定重度訪問介護を行う重度訪問介護従業者をいう。）を含む。以下同じ。）に対し、重度訪問介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施又は実施を予定していること。

次に掲げる基準に従い、指定重度訪問介護が行われていること。

(一) 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たつての留意事項の伝達若しくは当該指定重度訪問介護事業所における重度訪問介護従業者の技術指導を目的とした会議の定期的な開催又はサービス提供責任者が重度訪問介護従業者に対して個別に利用者に関する情報若しくはサービスに当たつての留意事項の伝達や技術指導を目的とした研修を必要に応じて行っていること。

(二) 指定重度訪問介護の提供に当たつては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する重度訪問介護従業者に対し、毎月定期的に当該利用者に関する情報やサービス提供に当たつての留意事項を文書等の確実な方法により伝達するとともに、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たつての留意事項に変更があつた場合も同様に伝達を行っていること。

当該指定重度訪問介護事業所の全ての重度訪問介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。

指定障害福祉サービス基準第三十一条第六号に掲げる緊急時等

における対応方法が利用者に明示されていること。

当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の新規に採用した全ての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。

指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。

当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

当該指定重度訪問介護事業所又は共生型重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者又は重度訪問介護従業者として六千時間以上の指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護の実務経験を有する者であること。

(略)

前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護又は共生型重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害支援区分五以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

ロ・八 (略)

六・七 (略)

八 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注1の厚生労働大臣が定める基準

における対応方法が利用者に明示されていること。

当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用した全ての重度訪問介護従業者に対し、熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施していること。

指定重度訪問介護のサービス提供に当たり、常時、重度訪問介護従業者の派遣が可能となっており、現に深夜帯も含めてサービス提供を行っていること。

当該指定重度訪問介護事業所の重度訪問介護従業者の総数のうち介護福祉士の占める割合が百分の三十以上若しくは指定居宅介護等従業者のうち介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者及び一級課程修了者の占める割合が百分の五十以上又は前年度若しくは算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護のサービス提供時間のうち常勤の重度訪問介護従業者によるサービス提供時間の占める割合が百分の四十以上であること。

当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者又は重度訪問介護従業者として六千時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。

(略)

前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害支援区分五以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

ロ・八 (略)

六・七 (略)

八 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注1の厚生労働大臣が定める基準

別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること。

八の二 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注4の厚生労働大臣が定める基準

両耳の聴力レベルが七十デシベル以上のもの(四十センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの)又は一側耳の聴覚レベルが九十デシベル以上及び他側耳の聴覚レベルが五十デシベル以上であること。

九、十二 (略)

十三 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算()

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ウ (略)

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。

・ (略)

ロ、二 (略)

十四、十九 (略)

(削る)

別表第一に掲げる調査項目の項の各欄の区分に応じ、それぞれの調査項目に係る利用者の状況をそれぞれ同表の0点の項から2点の項までに当てはめて算出した点数のうち、移動障害の欄に係る点数が1点以上であり、かつ、移動障害以外の欄に係る点数のいずれかが1点以上であること。

(新設)

九、十二 (略)

十三 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス費の注6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算()

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ウ (略)

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が三年以上の実務経験を有する介護福祉士又は五年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者であること。ただし、平成二十七年三月三十一日まで間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であつて行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

・ (略)

ロ、二 (略)

十四、十九 (略)

二十 介護給付費等単位数表第7の9の注の厚生労働大臣が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ 当該指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける

二十・二十一 (略)

二十二 介護給付費等単位数表第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注1の及び2の7の注の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十三～二十八 (略)

二十九 介護給付費等単位数表第11の5の11の注の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

三十・三十一 (略)

三十二 介護給付費等単位数表第12の13の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ 移行準備支援体制加算()

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(略)

(削る)

一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、介護給付費等単位数表第12の1のイの就労移行支援サービス費()については、就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第二条第十六号又は指定障害者支援施設基準第二条第十五号に掲げる常勤換算方法をいう。第三十五号において同じ。)で、施設外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。

必要がある者(現に指定短期入所を受けている利用者を除く。以下この号において同じ。)を受け入れるために、利用定員の百分の五に相当する数の利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ 算定月の属する月の前三月間において、利用定員に利用者に対して指定短期入所を行った日数を乗じて得た数に占める当該三月間における利用延人数の割合が百分の九十以上であること。

二十一・二十二 (略)

二十三 介護給付費等単位数表第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注1の の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

二十四～二十九 (略)

(新設)

三十・三十一 (略)

三十二 介護給付費等単位数表第12の13の注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ 移行準備支援体制加算()

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(略)

移行準備支援体制加算()の算定対象となる利用者が、利用定員の百分の七十以下であること。

一 就労支援単位ごとに職員を配置することとし、介護給付費等単位数表第12の1のイの就労移行支援サービス費()については、就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法で、施設外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。

<p>三十三・三十四 (略)</p> <p>三十五 介護給付費等単位数表の第13の11の注及び第14の11の注の厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>ロ (略)</p> <p>三十六～三十九 (略)</p> <p>四十 介護給付費等単位数表第15の6の3の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第四号の規定を準用する。</p> <p>四十一・四十二 (略)</p>	<p>三十三・三十四 (略)</p> <p>三十五 介護給付費等単位数表の第13の11の注及び第14の12の注の厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 就労支援単位ごとに実施すること。</p> <p>ロ 施設外就労加算の算定対象となる利用者の数の合計数が、利用定員の百分の七十以下であること。</p> <p>ハ (略)</p> <p>三十六～三十九 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四十・四十一 (略)</p>
--	---

厚生労働省告示第八十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号）第五十条第一項第四号の規定に基づき、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(略)</p> <p>自立訓練(生活訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)(第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。)、自立生活援助又は共同生活援助(一)及び(二)の要件を満たす者であること。</p> <p>(一・二) (略)</p> <p>(略)</p> <p>就労移行支援、就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。)、就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。)(一)及び(二)の要件を満たす者であること。</p> <p>(一・二) (略)</p> <p>(略)</p> <p>□ 指定障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)(を行う事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所」という。)(又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)(において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間(当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成三十年四月一日以降の場合には、平成三十一年三月三十一日まで</p>	<p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(略)</p> <p>自立訓練(生活訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。)(第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。)、共同生活援助(一)及び(二)の要件を満たす者であること。</p> <p>(一・二) (略)</p> <p>(略)</p> <p>就労移行支援、就労継続支援A型(規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。)(一)又は就労継続支援B型(規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。)(一)及び(二)の要件を満たす者であること。</p> <p>(一・二) (略)</p> <p>(略)</p> <p>□ 指定障害福祉サービス(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。)(を行う事業所(以下「指定障害福祉サービス事業所」という。)(又は施設障害福祉サービスを行う指定障害者支援施設等(以下「指定障害福祉サービス事業所等」という。)(において提供される障害福祉サービス又は施設障害福祉サービスの管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該指定障害福祉サービス事業所において行う事業の開始の日又は指定障害者支援施設等の開設の日から起算して一年間(当該事業の開始の日又は当該指定障害者支援施設等の開設の日が平成二十九年四月一日以降の場合には、平成三十年三月三十一日まで</p>

の間)は、イの規定にかかわらず、イ(一)、(二)、(三)、(四)及び
の要件を満たしているものとみなす。

ハ、ホ(略)

ヘ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指
定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に
関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)第七十七条に規定
する指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定障害福祉
サービス基準第二百七条、第二百十三条の二又は第二百十三条の十
二に規定する指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活
援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合に
おけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第二百八条第
一項、第二百十三条の四第一項又は第二百十三条の十四第一項に規
定する指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活
援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつ
て、実務経験者を確保することができるものについては、イの規定
にかかわらず、イ(一) a から c までの期間が通算して三年以上で
ある者であつて、イ(二)の規定を満たす者をサービス管理責任者と
して置くことができる。

ト(略)

の間)は、イの規定にかかわらず、イ(一)、(二)、(三)、(四)及び
の要件を満たしているものとみなす。

ハ、ホ(略)

ヘ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指
定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に
関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号)第七十七条に規定
する指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定障害福祉
サービス基準第二百七条又は第二百十三条の二に規定する指定共同
生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場
合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第二百八
条第一項又は第二百十三条の四第一項に規定する指定共同生活援助
事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつて、
実務経験者を確保することができるものについては、イの規定に
にかかわらず、イ(一) a から c までの期間が通算して三年以上である
者であつて、イ(二)の規定を満たす者をサービス管理責任者として
置くことができる。

ト(略)

厚生労働省告示第八十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める要件（平成十八年厚生労働省告示第五百四十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）の第1の1の居宅介護サービス費の注10、同表の第2の1の重度訪問介護サービス費（以下「重度訪問介護サービス費」という。）の注7本文、同表の第2の2の移動介護加算（以下「移動介護加算」という。）の注2本文、同表の第3の1の同行援護サービス費の注5、同表の第4の1の行動援護サービス費の注4及び同表第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注2の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護（以下「居宅介護等」という。）又は重度障害者等包括支援として提供される居宅介護等を行うことについて利用者の同意を得ている場合であつて、次のイからハまでのいずれかに該当する場合とする。

イ 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合

ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

ハ その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合

二 重度訪問介護サービス費の注7ただし書き及び移動介護加算の注2ただし書きの厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により、重度訪問介護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であつて、次のイ及びロのいずれにも該当する場合とする。

イ 介護給付費等単位数表の第2の1の注10に規定する指定重度訪問介護事業所等（以下「指定重度訪問介護事業所等」という。）が新規に採用した従業者が、区分六（障害支援区分に係る市町村審査会

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第1の1の居宅介護サービス費の注10、同表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注7、同表の第2の2の移動介護加算の注2、同表の第3の1の同行援護サービス費の注5及び同表の第4の1の行動援護サービス費の注4の厚生労働大臣が定める要件は、二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を行うことについて利用者の同意を得ている場合であつて、次のイからハまでのいずれかに該当する場合とする。

一 障害者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合

二 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

三 その他障害者等の状況等から判断して、第一号又は前号に準ずると認められる場合

(新設)

による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第七号に掲げる区分六をいう。）の利用者の支援に一年以上従事することが見込まれる場合

□ 当該利用者への支援に熟練した指定重度訪問介護事業所等の従業者の同行が必要であると認められる場合

厚生労働省告示第八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費（以下「居宅介護サービス費」という。）の注5本文、注6本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者</p> <p>（略）</p> <p>二～四 （略）</p> <p>四の二 居宅介護サービス費の注7本文及び注8本文の厚生労働大臣が定める者</p> <p>居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号、第十八号又は第十八号の二に掲げる者</p> <p>五・六 （略）</p> <p>六の二 居宅介護サービス費の注9の2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>居宅介護従業者基準第一条第三号、第八号、第十三号又は第十八号に掲げる者</p> <p>七・八 （略）</p> <p>九 介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注3本文の厚生労働大臣が定める者</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 居宅介護従業者基準第一条第六号（居宅介護従業者基準別表第六に規定する課程を修了した者に限る。）、第十一号又は第十六号に掲げる者</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費（以下「居宅介護サービス費」という。）の注5本文、注6本文、注7本文、注8本文及び注9本文の厚生労働大臣が定める者</p> <p>（略）</p> <p>二～四 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>五・六 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>七・八 （略）</p> <p>九 介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注3本文及び注4本文の厚生労働大臣が定める者</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 居宅介護従業者基準第一条第六号（居宅介護従業者基準別表第六に規定する課程を修了した者に限る。）、第十一号又は第十六号に掲げる者（居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号、第八号、第十三号、第十八号、第二十号）（居宅介護従業者基準による廃止前</p>

- の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号）第三号に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修（以下「視覚障害者外出介護従業者養成研修」という。）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、「第二十一号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第二十二号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）に掲げる者にあつては、平成三十年三月三十一日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第六号（居宅介護従業者基準第一条第六号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第六に係るものに限る。）の課程を修了した者に限る。）に掲げる者に該当するものとみなす。」
- ロ・八（略）
- 十 同行援護サービス費の注3ただし書の厚生労働大臣が定める者
- ロ・八（略）
- 次のいずれかに該当する者
- イ 居宅介護従業者基準第一条第六号に掲げる者（同号の規定により同号に規定する者に該当するものとしてみなされるものに限る。次号において同じ。）
- ロ（略）
- 十一の二 同行援護サービス費の注4の厚生労働大臣が定める者
- 第九号又は前号に該当する者であつて、視覚障害及び聴覚障害が重

- の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号）第三号に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修（以下「視覚障害者外出介護従業者養成研修」という。）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、「第二十一号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第二十二号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）に掲げる者にあつては、平成三十年三月三十一日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第六号（居宅介護従業者基準第一条第六号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第六に係るものに限る。）の課程を修了した者に限る。）に掲げる者に該当するものとみなす。」
- ロ・八（略）
- 十 同行援護サービス費の注3ただし書及び注4ただし書の厚生労働大臣が定める者
- ロ・八（略）
- 次のいずれかに該当する者
- イ 平成三十年三月三十一日までの間に居宅介護従業者基準第一条第四号、第九号、第十四号又は第十九号に掲げる者に該当することとなるもの
- ロ（略）
- （新設）

複している障害者等に対して法第七十八条第一項に規定する特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成する事業に参加し、都道府県知事から視覚障害及び聴覚障害が重複している障害者等への支援に必要な知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けたもの

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3本文の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの（平成三十三年三月三十一日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第八号、第十三号又は第十九号に掲げる者（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成二十四年厚生労働省告示第七十一号）別表に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。）であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するものを含む。）

十二 介護給付費等単位数表第6の7の2の注2の厚生労働大臣が定める者

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三 介護給付費等単位数表第7の3の注2の厚生労働大臣が定める者
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十四 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注3本文の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第七号、第十二号又は第十七号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

（新設）

十二 介護給付費等単位数表第7の3の注2の厚生労働大臣が定める者
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

十三 介護給付費等単位数表第9の3の注4の厚生労働大臣が定める者
強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研

修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号）による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算（）の算定を受けている指定障害者支援施設において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を予定している者）であつては当該研修を修了しているものとみなす。）

修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号）による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算（）の算定を受けている指定障害者支援施設において、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を予定している者）であつては当該研修を修了しているものとみなす。）

厚生労働省告示第九十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>	<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、共生型生活介護の事業を行う事業所(以下「共生型生活</p>	<p>百分の七十</p>	<p>指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定障害者支援施設又はのぞみの園(以下「指定生活介</p>	<p>百分の七十</p>
<p>二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定生活介護(指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。)、共生型生活介護(指定障害福祉サービス基準第九十三条の二に規定する共生型生活介護をいう。以下同じ。)、指定障害者支援施設(障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。))第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。がを行う生活介護に係る指定障害福祉サービス(同項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。))又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。))がを行う生活介護(以下「指定生活介護等」という。))の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>		<p>二 介護給付費等単位数表第6の1の生活介護サービス費の注5の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合並びに注6の厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準及び所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ 指定生活介護(指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。)、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。))第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。がを行う生活介護に係る指定障害福祉サービス(同項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。))又はのぞみの園(独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成十四年法律第六十七号)第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。以下同じ。))がを行う生活介護(以下「指定生活介護等」という。))の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	

<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>	<p>□ 指定生活介護事業所等（共生型生活介護事業所並びに指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四項第一号及び第六号の基準を満たしている）とみなされた指定障害者支援施設を除く。以下この口において同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>介護事業所」という。）、「指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定生活介護事業所等」という。）の指定生活介護等の利用者の数が次の 又は のいずれかに該当する場合</p> <p>利用定員が十一人以下の指定生活介護事業所等 指定障害福祉サービス基準第八十九条（指定障害福祉サービス基準第九十三条の五において準用する場合を含む。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>（略）</p>
----------------------------	------------------------------	--	---

<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>	<p>□ 指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四項第一号及び第六号の基準を満たしている）とみなされた指定障害者支援施設を除く。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>介護事業所等」という。）の指定生活介護等の利用者の数が次の 又は のいずれかに該当する場合</p> <p>利用定員が十一人以下の指定生活介護事業所等 指定障害福祉サービス基準第八十九条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>（略）</p>
----------------------------	------------------------------	---	---

指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定生活介護事業所等に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員（下欄において「看護職員等」という。）又はサービス管理責任者の員数の員数を満たしていないこと。

百分の七十（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月上旬継続している場合は、百分の五十）

八 指定生活介護事業所又は共生型生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準第八十九条（指定障害福祉サービス基準第九十三条の五において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている営業時間（以下この表において「営業時間」という。）が四時間以上六時間未満であること。 営業時間が四時間未満であること。	百分の七十
介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注16の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合	百分の五十

三 介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注16の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
イ 指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）又は共生型短期入所（指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二に規定する共生型短期入所をい

指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定生活介護事業所等（指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているときとみなされた指定障害者支援施設を除く。）に置くべき看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。

八 指定生活介護事業所の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準第八十九条に規定する運営規程に定められている営業時間（以下この表において「営業時間」という。）が四時間以上六時間未満であること。 営業時間が四時間未満であること。	百分の七十
介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注16の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合	百分の七十

三 介護給付費等単位数表第7の1の短期入所サービス費の注16の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合
イ 指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）の利用者の数（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定

う。以下同じ。）の利用者の数（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項又は第二項の規定の適用を受ける指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）にあつては、当該指定短期入所事業所の指定短期入所の利用者の数及び当該指定短期入所を行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第五条に規定する施設（以下「本体施設」という。）の利用者の数の合計数とし、共生型短期入所を行う指定短期入所生活介護事業所等（指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二第一号に規定する指定短期入所生活介護事業所等）又は指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定障害福祉サービス基準第九十三条の四第一号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等）をいう。）（以下「共生型短期入所事業所」という。）にあつては、当該共生型短期入所事業所が提供する共生型短期入所の利用者の数及び指定短期入所生活介護等（指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二第一号に規定する指定短期入所生活介護等をいう。）又は宿泊サービス（指定障害福祉サービス基準第百二十五条の三第一号に規定する宿泊サービス）をいう。）の利用者の数の合計数とする。）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
共生型短期入所事業所 過去三月間の利用者の数の平均値が、障害福祉サービス基準第百二十五条の四において準用する指定障害福祉サービス基準第百二十三	百分の七十

短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。以下同じ。）にあつては、当該指定短期入所事業所の指定短期入所の利用者の数及び当該指定短期入所を行う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第五条に規定する施設（以下「本体施設」という。）の利用者の数の合計数とする。）が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める利用者の数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
（新設）（略）	百分の七十

利用定員（以下この「利用定員」という。）の数に百分の百五を乗じて得た額を超える場合又は次の（一）若しくは（二）のいずれかに該当する場合は、

（一） 利用定員が五十人以下の共生型短期入所事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に百分の百十を乗じて得た数を超える場合

（二） 利用定員が五十一人以上の共生型短期入所事業所 一日の利用者の数が、利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の五を乗じて得た数に五を加えた数を加えて得た数を超える場合

□ 指定短期入所事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（員数が満たしていない状態が三月以上継続している場合は、百分の五十）

四 （略）

五 介護給付費等単位数表第10の1の機能訓練サービス費の注4の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百五十

□ 指定短期入所事業所の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

四 （略）

五 介護給付費等単位数表第10の1の機能訓練サービス費の注4の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百五十

五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、「共生型自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、「指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、「共生型自立訓練（機能訓練）（の事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、「指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）の指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が次の）又はのいずれかに該当する場合</p> <p>（略）</p>	<p>百分の七十</p>
<p>（一） 利用定員が十一人以下の指定自立訓練（機能訓練）事業所等 指定障害福祉サービス基準第百六十二条又は第百六十二条の四において準用する</p>	

五条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、「指定障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練）（規則第六条の六第一号に掲げる自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（機能訓練）（以下「指定自立訓練（機能訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、「指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所等」という。）の指定自立訓練（機能訓練）等の利用者の数が次の）又はのいずれかに該当する場合</p> <p>過去三月間の利用者の数の平均値が、次の（一）又は（二）のいずれかに該当する場合</p>	<p>百分の七十</p>
<p>（一） 利用定員が十一人以下の指定自立訓練（機能訓練）事業所等 指定障害福祉サービス基準第百六十二条において準用する指定障害福祉サービス</p>	

<p>る指定障害福祉サービス基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合</p>	
<p>又基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合</p>	
<p>（二）（略） <input type="checkbox"/> 指定自立訓練（機能訓練）事業所等（共生型自立訓練（機能訓練）事業所を除く。以下この口において同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。 厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合 百分の七十（看護職員等の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五ヶ月以上継続している場合は、百分の五十）</p>
<p>（二）（略） <input type="checkbox"/> 指定自立訓練（機能訓練）事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。 厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合 百分の七十</p>
<p>六 介護給付費等単位数表第11の1の生活訓練サービス費の注6のの厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合 イ 指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十</p>	<p>六 介護給付費等単位数表第11の1の生活訓練サービス費の注5のの厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合 イ 指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第百六十</p>

五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、「共生型自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス基準第七十一条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、「指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、「共生型自立訓練（生活訓練）（事業を行う事業所（以下「共生型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、「指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」という。）の指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数が次の）又はのいずれかに該当する場合</p> <p>（略）</p>	<p>百分の七十</p>
<p>（一） 利用定員が十一人以下の指定自立訓練（生活訓練）事業所等 指定障害福祉サービス基準第七十一条又は第七十一条の四において準用する</p>	

五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、「指定障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に掲げる自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス又はのぞみの園が行う自立訓練（生活訓練）（以下「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）の利用者の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める利用者の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス基準第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、「指定障害者支援施設又はのぞみの園（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」という。）の指定自立訓練（生活訓練）等の利用者の数が次の）又はのいずれかに該当する場合</p>	<p>百分の七十</p>
<p>過去三月間の利用者の数の平均値が、次の（一）又は（二）のいずれかに該当する場合</p> <p>（一） 利用定員が十一人以下の指定自立訓練（生活訓練）事業所等 指定障害福祉サービス基準第七十一条において準用する指定障害福祉サービス</p>	

<p>る指定障害福祉サービス基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>口 (略)</p> <p>八 指定自立訓練（生活訓練）事業所等（共生型自立訓練（生活訓練）（事業所を除く。以下この八において同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>
	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十（生活支援員若しくは地域移行支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）</p>

七 介護給付費等単位数表第12の1の就労移行支援サービス費の注5の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

<p>又基準第八十九条又は指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程に定められている利用定員（以下この項において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>口 (略)</p> <p>八 指定自立訓練（生活訓練）事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>
	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>

七 介護給付費等単位数表第12の1の就労移行支援サービス費の注5の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)
 ロ (略)

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労移行支援事業所等に置くべき職業指導員若しくは生活支援員若しくは就労支援員（下欄において「職業指導員等」という。）又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（職業指導員等の員数を満たしていない状態が三ヶ月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五ヶ月以上継続している場合は、百分の五十）

八 介護給付費等単位数表第13の1の就労継続支援A型サービスの注4の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定就労継続支援A型事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援A型事業所等に置くべき職業指導員	百分の七十（職業指導員若しくは生活支援員の員数を満たし

イ (略)

ロ 指定就労移行支援事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労移行支援事業所等に置くべき職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

八 介護給付費等単位数表第13の1の就労継続支援A型サービスの注4の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ (略)

ロ 指定就労継続支援A型事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援A型事業所等に置くべき職業指導員	百分の七十

<p>若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p> <p>ていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五ヶ月以上継続している場合は、百分の五十</p>	<p>九 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注5の 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に置くべき職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p> <p>百分の七十(職業指導員若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五ヶ月以上継続している場合は、百分の五十</p>
---	---

<p>若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>	<p>九 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注5の 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所(指定障害福祉サービス基準第二百三条第二項に規定する基準該当就労継続支援B型事業所をいう。)の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p> <p>指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定により、指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所に置くべき職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p> <p>百分の七十</p>
---	---

九の二 介護給付費等単位数表第14の2の1の就労定着支援サービスの

注3の 厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

指定就労定着支援事業所（指定障害福祉サービス基準第二百六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定障害福祉サービス基準の規定により、指定就労定着支援事業所に置くべき就労定着支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>	<p>百分の七十（就労定着支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）</p>

九の三 介護給付費等単位数表第14の3の1の自立生活援助サービスの

注7の 厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

指定自立生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百六条の十四第一項に規定する指定自立生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

（新設）

（新設）

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（サービス管理責任者員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）

十 介護給付費等単位数表第15の1の共同生活援助サービス費の注7のの厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所に置くべき世話人若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十（世話人若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）

十 介護給付費等単位数表第15の1の共同生活援助サービス費の注8のの厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、共同生活援助サービス費については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所に置くべき世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十

十の二 介護給付費等単位数表第15の1の2の日中サービス支援型共同

生活援助サービス費の注10の 厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定障害福祉サービス基準の規定により、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>	<p>百分の七十（世話人若しくは生活支援員の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）</p>

十一 介護給付費等単位数表第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注7の 厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準 厚生労働大臣が定め

（新設）

十一 介護給付費等単位数表第15の1の2の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注7の 厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準 厚生労働大臣が定め

<p>指定障害福祉サービス基準の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>	
<p>百分の七十（世話人の員数を満たしていない状態が三月以上継続している場合又はサービス管理責任者の員数を満たしていない状態が五月以上継続している場合は、百分の五十）</p>	<p>る所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定障害福祉サービス基準の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>	
<p>百分の七十</p>	<p>る所定単位数に乘じる割合</p>

厚生労働省告示第九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

一 指定療養介護の施設基準

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第5の1のイの療養介護サービス費()を算定すべき指定療養介護の単位(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。)ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員(以下この号において「生活支援員」という。)の員数が、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第二条第十六号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を除く。ロの、ハの及びニのにおいて同じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

改正前

一 指定療養介護の施設基準

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号)別表介護給付費等単位数表(以下「介護給付費等単位数表」という。)第5の1のイの療養介護サービス費()を算定すべき指定療養介護の単位(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)第五十条第三項に規定する指定療養介護の単位をいう。以下同じ。)の施設基準

当該指定療養介護の単位(指定障害福祉サービス基準第五十条第七項又は第八項の規定により同条第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなされた指定療養介護事業所の単位を除く。)ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第五十条第一項第三号に規定する生活支援員(以下この号において「生活支援員」という。)の員数が、常勤換算方法(指定障害福祉サービス基準第二条第十五号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第二条第十五号に規定する常勤換算方法をいう。以下同じ。)で、前年度の利用者(介護給付費等単位数表第5の1の注2に規定する者を除く。ロの、ハの及びニのにおいて同じ。)の数の平均値を二で除して得た数以上であること。

ロ)チ (略)

二 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第6の1の2の経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）の施設基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成三十年厚生労働省令第2号）第二条による改正前の指定障害者支援施設基準（第三号において、「旧指定障害者支援施設基準」という。）第四条の2の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしていることみなされた指定障害者支援施設であること。

ロ 介護給付費等単位数表第6の2のイの人員配置体制加算()を算定すべき指定生活介護等の単位（介護給付費等単位数表第6の2の注1に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項第二号から第四号まで又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員又は指定障害福祉サービス基準第九十三条の二第一号、第九十三条の三第一号若しくは第九十三条の四第一号の規定により置くべき従業者（以下この号において「生活支援員等」という。）の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者（介護給付費等単位数表第6の1の注1の 又は のいずれかに該当する者に限る。ロ及び八にお

ロ)チ (略)

二 指定生活介護等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第6の1の8の経過的生活介護サービス費を算定すべき指定生活介護の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の2の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしていることみなされた指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）であること。

ロ 介護給付費等単位数表第6の2のイの人員配置体制加算()を算定すべき指定生活介護等の単位（介護給付費等単位数表第6の2の注1に規定する指定生活介護等の単位をいう。以下同じ。）の施設基準

当該指定生活介護等の単位ごとに置くべき指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項第二号若しくは第二百二十条第一項第二号から第四号まで又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する看護職員、理学療法士及び作業療法士並びに生活支援員（以下この号において「生活支援員等」という。）の員数の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者（介護給付費等単位数表第6の1の注1の（1）又は（2）のいずれかに該当する者に限る。ロ及び八において同じ。）の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

いて同じ。)の数の平均値を一・七で除して得た数以上であること。

八・二 (略)

ホ 介護給付費等単位数表第6の7の2の重度障害者支援加算の注1

の加算を算定すべき指定生活介護事業所等(障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。)

)を除く。以下このホ及びへにおいて同じ。)の施設基準

次の 及び のいずれにも該当する指定生活介護事業所等であること。

介護給付費等単位数表第8の1の注1の に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者が一人以上利用していること。

指定生活介護事業所等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。))別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。

介護給付費等単位数表第6の7の2の重度障害者支援加算の注2の加算を算定すべき指定生活介護事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第七十八条第一項、第九十三条の二第一号、第九十三条の三第二号、第九十三条の四第四号又は指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号に規定する人員配置(介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む。)に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。

八・二 (略)

(新設)

(新設)

ト (略)

チ 介護給付費等単位数表第6の13の障害福祉サービス^ニの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定生活介護を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四十一条に規定する運営規程において、当該指定障害者支援施設が地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する「地域生活支援拠点等」をいう。以下同じ。）であることを定めていること。

二の二 指定短期入所の施設基準

イ (略)

ロ 介護給付費等単位数表第7の1のロ及びハの医療型短期入所サービス費（若しくは医療型短期入所サービス費）又は医療型特定短期入所サービス費（若しくは医療型特定短期入所サービス費）を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の 又は に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(略)

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設又は同条第二十九項に規定する介護医療院

ハ (略)

ニ 介護給付費等単位数表第7の5のホの医療連携体制加算（^ニ）を算定すべき同5の注5に規定する指定短期入所事業所等の施設基準

当該指定短期入所事業所等の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等（以下「訪問看護ステーション等」という。）との連携により、看護師を一名以上

ホ (略)

(新設)

二の二 指定短期入所の施設基準

イ (略)

ロ 介護給付費等単位数表第7の1のロ及びハの医療型短期入所サービス費（若しくは医療型短期入所サービス費）又は医療型特定短期入所サービス費（若しくは医療型特定短期入所サービス費）を算定すべき指定短期入所事業所の施設基準

次の 又は に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。

(略)

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設

ハ (略)

(新設)

確保していること。

看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。
重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

二の三 指定重度障害者等包括支援の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第8の2の5の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき同2の5の注に規定する指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準

指定障害福祉サービス基準第百三十二条第三項の規定により指定障害福祉サービス基準第百二十八条第一項第一号及び第二号又は第二百十三条の四第一項第一号及び第二号の規定により置くべき世話人又は生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第8の2の5の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人又は生活支援員を配置することが可能であること。

社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されるとともに、介護給付費等単位数表第8の2の5の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

指定重度障害者等包括支援として共同生活援助を提供する指定重度障害者等包括支援事業所の従業者に対し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号。以下「医療観察法」という。）第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設（以下「刑事施設」という。）若しくは少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院（以下「少年院」という。）を収容された障害者の支援に関する研修が年一

（新設）

回以上行われていること。

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条に規定する保護観察所（以下「保護観察所」という。）、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下「更生保護施設」という。）、医療観察法第二条第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）、又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）、その他関係機関との協力が体制が整えられていること。

口 介護給付費等単位数表第8の2の7の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき同2の7の注に規定する指定重度障害者等包括支援事業所の施設基準

次の 及び のいずれにも該当する指定重度障害者等包括支援事業所であること。

共同生活援助を行う指定重度障害者等包括支援事業所のサービスマン管理責任者又は生活支援員若しくは地域移行支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を一以上配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

共同生活援助を行う指定重度障害者等包括支援事業所の世話人又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下この において「研修修了者」という。）の割合が百分の二十以上であること。

ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、世話人又は生活支援員のうち、研修修了者の割合が百分の十以上、かつ、強度行

動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を予定している者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

三 指定施設入所支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第9の1のホの経過の施設入所支援サービス費を算定すべき指定施設入所支援を行う指定障害者支援施設の施設基準

旧指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしていることとみなされた指定障害者支援施設であること。

ロ（略）

ハ 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算の口の重度障害者支援加算（）を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

次の及びのいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

（略）

指定障害者支援施設等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（居宅介護従業者基準別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号）による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算（）の算定を受けている指定障害者支援施設等において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置して

三 指定施設入所支援等の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第9の1のホの経過の施設入所支援サービス費を算定すべき指定施設入所支援の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条の二の規定により、指定障害者支援施設基準第四条第一項第一号及び第六号の基準を満たしていることとみなされた指定障害者支援施設であること。

ロ（略）

ハ 介護給付費等単位数表第9の3の重度障害者支援加算の口の重度障害者支援加算（）を算定すべき指定施設入所支援等の施設基準

次の及びのいずれにも該当する指定障害者支援施設等であること。

（略）

指定障害者支援施設等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第百三十八号。以下「居宅介護従事者基準」という。）別表第八に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成二十七年厚生労働省告示第百五十三号）による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算

いる場合は、当該基準に適合するものとみなす。

二 介護給付費等単位数表第9の3の注4の加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条又は附則第三条に規定する人員配置（介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む。以下この二において「人員配置」という。）に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算（）の算定を受けている指定障害者支援施設等において、人員配置に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

ホ 介護給付費等単位数表第9の8の2の体験宿泊支援加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の施設基準
第二号の規定を準用する。

ヘ 介護給付費等単位数表第9の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定施設入所支援等を行う指定障害者支援施設等の単位の施設基準

（略）

指定障害者支援施設等の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によ

（）の算定を受けている指定障害者支援施設等において、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

二 介護給付費等単位数表第9の3の注4の加算を算定すべき指定施設入所支援等の施設基準

指定障害者支援施設基準第四条又は附則第三条に規定する人員配置（介護給付費等単位数表第6の2の人員配置体制加算を算定している場合にあつては当該加算の要件となる人員配置を含む。以下この二において「人員配置」という。）に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従事者基準別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置していること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件による改正前の介護給付費等単位数表第9の3の口の重度障害者支援加算（）の算定を受けている指定障害者支援施設等において、人員配置に加え、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

（新設）

ホ 介護給付費等単位数表第9の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定施設入所支援等の単位の施設基準

（略）

指定障害者支援施設等の従業者に対し、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十

らない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

三の二 指定自立訓練（機能訓練）の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第二号チの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第10の8の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定自立訓練（機能訓練）事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第百五十六条第一項第一号の規定により指定自立訓練（機能訓練）事業所等に置くべき看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員に加え、介護給付費等単位数表第10の8の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

五年法律第百十号）（以下「医療観察法」という。）第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受けている者又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設（以下「刑事施設」という。）若しくは少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第三条に規定する少年院（以下「少年院」という。）を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十九条に規定する保護観察所（以下「保護観察所」という。）、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第七項に規定する更生保護施設（以下「更生保護施設」という。）、医療観察法第二条第三項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）その他関係機関との協力体制が整えられていること。

（新設）

社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を指定自立訓練（機能訓練）事業所に配置すること又は指定医療機関その他の関係機関から当該資格を有する者を当該指定自立訓練（機能訓練）事業所に訪問することにより、介護給付費等単位数表第10の8の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者に対し、医療観察法第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に規定する入院によらない医療を受けている者又は刑事施設若しくは少年院を釈放された障害者の支援に関する研修が年一回以上行われていること。

保護観察所、更生保護施設、指定医療機関又は精神保健福祉センターその他関係機関との協力体制が整えられていること。

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ・ロ（略）

八 介護給付費等単位数表第11の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

（略）

社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第11の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

（略）

二 介護給付費等単位数表第11の5の11の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

次の及びのいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であること。

四 指定自立訓練（生活訓練）の施設基準

イ・ロ（略）

八 介護給付費等単位数表第11の5の9の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定宿泊型自立訓練（生活訓練）を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の施設基準

（略）

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第11の5の9の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

（略）

（新設）

指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を
一以上配置していること。

指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者の割合が百分の二十以上であること。

ホ（略）

介護給付費等単位数表第11の12の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき自立訓練（生活訓練）を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第二号チの規定を準用する。

ト 介護給付費等単位数表第11の12の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定自立訓練（生活訓練）事業所等の施設基準

指定障害福祉サービス基準第百六十六条の規定により指定自立訓練（生活訓練）事業所等に置くべき生活支援員又は地域移行支援員に加え、介護給付費等単位数表第11の12の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の生活支援員を配置することが可能であること。

社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者を指定自立訓練（生活訓練）事業所に配置すること又は指定医療機関その他の関係機関から当該資格を有する者を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所に訪問させることにより、介護給付費等単位数表第11の12の2の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者に対し、医療観察法

二（略）
（新設）

サービスマニュアル第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

ロ 介護給付費等単位数表第13の14の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援A型を行う指定障害者支援施設の施設基準

第二号の二の規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第13の14の3の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援A型事業所等の施設基準

第二号の二の規定を準用する。

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ (略)

ロ 介護給付費等単位数表第14の13の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

就労継続支援B型サービス費()を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の13の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

ハ 介護給付費等単位数表第14の15の障害福祉サービスの体験利用支援加算の注4の加算を算定すべき指定就労継続支援B型を行う指定障害者支援施設等の施設基準

第二号の二の規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第14の16の2の社会生活支援特別加算を算定すべき指定就労継続支援B型事業所等の施設基準

第二号の二の規定を準用する。

七 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百

一) サービスマニュアル第百八十六条第一項第一号又は指定障害者支援施設基準附則第三条第一項第五号に規定する職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、前年度の利用者の数の平均値を七・五で除して得た数以上であること。

(新設)

(新設)

六 指定就労継続支援B型の施設基準

イ (略)

ロ 介護給付費等単位数表第14の14の目標工賃達成指導員配置加算を算定すべき指定就労継続支援B型等の施設基準

就労継続支援B型サービス費()を算定する指定就労継続支援B型事業所等であつて、当該指定就労継続支援B型事業所等に置くべき職業指導員等の数に、介護給付費等単位数表第14の14の注に規定する目標工賃達成指導員の数を加えた総数が、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上であること。

(新設)

(新設)

七 指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百

八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。
）の施設基準

次の から までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所
であること。

(略)

指定共同生活援助事業所のサービスマニエール管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は第二号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)附則第四条に規定する第二号研修をいう。以下この号及び第七号の二において同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は第二号研修の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第三号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下このにおいて「研修修了者」という。)の割合が百分の二十以上であること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち、研修修了者の割合が百分の十以上、かつ、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第三号研修の受講を予定している者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。
）の施設基準

次の から までのいずれにも該当する指定共同生活援助事業所
であること。

(略)

指定共同生活援助事業所のサービスマニエール管理責任者又は生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は第二号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和六十二年厚生省令第四十九号)附則第四条に規定する第二号研修をいう。以下この号及び第七号の二において同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シートを作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)又は第二号研修の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

指定共同生活援助事業所の生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第三号研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則附則第四条に規定する第三号研修をいう。以下同じ。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者(以下このにおいて「研修修了者」という。)の割合が百分の二十以上であること。ただし、平成二十八年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)又は第三号研修の受講を予定している者(以下このにおいて「研修受講予定者」という。)の割合が百分の十以上である場合、同年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち研修受講予定者の割合が百分の二十以上である場合、同年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、生活支援員のうち研修修了者の割合が百分の十以上、かつ、研修受講予定者の割合が百分の十以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

□ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

(略)

社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

・ (略)

ハ 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

第四号二の規定を準用する。

ニ 介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算() (第七号の二の二及び第八号口において「医療連携体制加算()」という。

を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する指定共同生活援助事業所の施設基準

当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を一名以上確保していること。

・ (略)

七の二 日中サービス支援型指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の1の6の重度障害者支援加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

第七号イの規定を準用する。

ロ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基

□ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき指定共同生活援助事業所の施設基準

(略)

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

・ (略)

(新設)

ハ 介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算() (第八号口において「医療連携体制加算()」という。)を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する指定共同生活援助事業所の施設基準

当該指定共同生活援助事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号)第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等(以下「訪問看護ステーション等」という。)との連携により、看護師を一名以上確保していること。

・ (略)

(新設)

準

第七号ロの規定を準用する。

ハ 介護給付費等単位数表第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算を算定すべき日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第四号ニの規定を準用する。

二 介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算()を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の施設基準

第七号ニの規定を準用する。

八 外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百十三条の十四の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(略)

ロ 介護給付費等単位数表第15の7のホの医療連携体制加算()を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

第七号ニの規定を準用する。

八 外部サービス利用型指定共同生活援助の施設基準

イ 介護給付費等単位数表第15の6の地域生活移行個別支援特別加算を算定すべき外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。)の施設基準

指定障害福祉サービス基準第二百十三条の四の規定により外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人に加え、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する適切な支援を行うために必要な数の世話人を配置することが可能であること。

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者が配置されているとともに、介護給付費等単位数表第15の6の注に規定する別に厚生労働大臣が定める者に対する支援について、当該資格を有する者による指導体制が整えられていること。

(略)

ロ 医療連携体制加算()を算定すべき介護給付費等単位数表第15の7の注5に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の施設基準

当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職員として

九 指定地域移行支援の施設基準

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に

基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表（以下「地域相談支援給付費単位数表」という。）第1の4の障害福祉サービスの体験利用加算を算定すべき指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定地域相談支援基準第二十七条に規定する運営規程において、当該指定地域移行支援事業所が地域生活支援拠点等であることを定めていること。

ロ 地域相談支援給付費単位数表第1の5の体験宿泊加算の注3の加算を算定すべき指定地域移行支援事業所の施設基準

イの規定を準用する。

（新設）

、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を一名以上確保していること。
| 看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。
| 重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。

厚生労働省告示第九十二号

厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十二号）は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に提供された指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定については、なお従前の例による。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省告示第九十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一〇五 (略)</p> <p>五の二 介護給付費等単位数表第6の3の2の注2及び第7の2の3の注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>別表第一に掲げる状態のいずれかに該当する者</p> <p>五の三 介護給付費等単位数表第7の1の注4の2及び注4の3の厚生労働大臣が定める者</p> <p>別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。)(第一条第二号に掲げる区分一(第五号の四において「区分一」という。)(以上に該当する者</p> <p>五の四 介護給付費等単位数表第7の1の注4の4及び注4の5の厚生労働大臣が定める者</p> <p>別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、障害児に係る厚生労働大臣が定める区分(平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号)(第二号に規定する区分一(次号において「障害児支援区分一」という。)(以上に該当する者</p> <p>五の五 介護給付費等単位数表第7の1の注13の4及び注13の5の厚生労働大臣が定める者</p> <p>別表第一に掲げる状態のいずれかに該当し、かつ、区分一又は障害児支援区分一以上に該当する者</p> <p>(削る)</p>	<p>一〇五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>六 介護給付費等単位数表第7の11の注2の厚生労働大臣が定める者のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続していること</p> <p>常時頻回の喀痰吸引<small>びやくたん</small>を実施している状態</p> <p>呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態</p>

六 介護給付費等単位数表第7の9の注1及び注2並びに10の注の厚生労働大臣が定める者

指定短期入所事業所又は指定障害福祉サービス基準第九十三条の二第二号に規定する共生型生活介護の事業を行う事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者

七 介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者
運動機能が座位までであつて、別表第二の各項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表第二のそれぞれのスコアを合算し、十人以上である者

八 介護給付費等単位数表第7の11の注2の厚生労働大臣が定める者
次に掲げるいずれかの状態が一定の期間や頻度で継続していること

常時頻回の喀痰吸引を実施している状態

呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態

中心静脈注射を実施している状態

人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭

中心静脈注射を実施している状態

人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態

重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態

膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態

経鼻胃管や胃瘻等の経管栄養が行われている状態

褥瘡に対する治療を実施している状態

気管切開が行われている状態

七 介護給付費等単位数表第7の10の注1及び注2の厚生労働大臣が定める者

現に利用定員の百分の九十五に相当する数の利用者に対応している指定短期入所事業所において、緊急に指定短期入所を受ける必要がある者

八 介護給付費等単位数表第7の11の注1の厚生労働大臣が定める者
運動機能が座位までであつて、別表の各項目に規定する状態が六か月以上継続する場合に、別表のそれぞれのスコアを合算し、十人以上である者

（新設）

<p>和二十五年厚生省令第十五号（別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態）</p> <p>経鼻胃管や胃ろう等の経管栄養が行われている状態</p> <p>褥瘡<small>（褥瘡）</small>に対する治療を実施している状態</p> <p>気管切開が行われている状態</p> <p>九 介護給付費等単位数表第9の9の注2、第10の8の2の注、第11の5の9の注及び12の2の注、第12の15の4の注、第13の14の3の注、第14の16の2の注並びに第15の6の注の厚生労働大臣が定める者（略）</p> <p>十 介護給付費等単位数表第10の1の注2の2及び第11の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者（略）</p> <p>別表第一</p> <p>レスピレーター管理</p> <p>気管内挿管、気管切開</p> <p>鼻咽頭エアウェイ</p> <p>O₂吸入又はspO₂90パーセント以下の状態が10パーセント以上6回/日以上の頻回の吸引</p> <p>ネブライザー 6回/日以上又は継続使用</p> <p>IVH</p> <p>経管（経鼻・胃ろうを含む。）</p> <p>腸ろう・腸管栄養</p> <p>持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）</p> <p>継続する透析（腹膜灌流を含む。）</p> <p>定期導尿3回/日以上</p> <p>(3) 人工肛門</p> <p>別表第二（略）</p>	<p>九 介護給付費等単位数表第9の9の注2、第11の5の9の注及び第15の6の注の厚生労働大臣が定める者（略）</p> <p>十 介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者（略）</p> <p>(新設)</p> <p>別表（略）</p>
---	--

厚生労働省告示第九十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	附則 平成三十三年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。
改正前	附則 平成三十年三月三十一日までの間は、別表第二の二の項中「第十七条第四号」とあるのは、「第十七条第二号又は第四号」とする。

厚生労働省告示第九十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の四第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十二条の四第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成十九年厚生労働省告示第百三十四号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、平成三十三年三月三十一日までの間は、同表の二の項中「第四十二条の四第一項第二号」とあるのは、「第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同じの世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。</p> <p>(表略)</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）第四十二条の四第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として支給決定障害者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる支給決定障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十条第二項又は第七十一条第二項において読み替えて準用する同法第五十八条第三項第一号に規定する支給決定障害者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、同表の二の項中「第四十二条の四第一項第二号」とあるのは、「第四十二条の四第一項第一号に掲げる者のうち、支給決定障害者及び支給決定障害者と同じの世帯に属する者の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第二十六条の二に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が二十八万円未満であるもの又は令第四十二条の四第一項第二号」とする。</p> <p>(表略)</p>

厚生労働省告示第九十六号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第四百十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	附則 平成三十三年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七條の二第三号」とあるのは、「第二十七條の二第二号又は第三号」とする。
改正前	附則 平成三十年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十七條の二第三号」とあるのは、「第二十七條の二第二号又は第三号」とする。

厚生労働省告示第九十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等にに基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十一年厚生労働省告示第七十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8、第4の1の行動援護サービス費の注7、第8の1の重度障害者等包括支援サービス費の注3、第10の1の機能訓練サービス費の注4の2、第11の1の生活訓練サービス費の注6の2、第14の2の1の就労定着支援サービス費の注4及び第14の3の1の自立生活援助サービス費の注8、厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十号）第二号イ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注9に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準別表介護給付費等単位数表第1の1の居宅介護サービス費の注13、第2の1の重度訪問介護サービス費の注10、第3の1の同行援護サービス費の注8及び第4の1の行動援護サービス費の注7、厚生労働大臣が定めるところにより算定した単位数等一の注、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の地域移行支援サービス費の注3及び第2の地域定着支援サービス費の注4並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表計画相談支援給付費単位数表1の計画相談支援費の注9に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十（略）</p>

厚生労働省告示第九十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成二十一年厚生労働省告示第七十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（次号において「介護給付費等単位数表」という。）第13の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次に掲げるものとする。</p> <p>イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号に掲げる地域障害者職業センターにおいて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十五条第一項第二号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修</p> <p>ロ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の三第二項各号に掲げる研修</p> <p>ハ イ及びロに掲げる研修と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修</p> <p>二 介護給付費等単位数表第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、前号ロに掲げるものとする。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第13の12の就労支援関係研修修了加算の注の厚生労働大臣が定める研修は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第十九条第一項第三号に掲げる地域障害者職業センターにおいて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第七十五条第一項第二号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修</p> <p>二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）第二十条の二の三第二項各号に掲げる研修</p> <p>三 前二号に掲げる研修と同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修</p> <p>（新設）</p>

厚生労働省告示第九十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第二項第一号及び第二十一条の五の四第三項第二号の規定（これらの規定を同法第二十一条の五の十三第二項において読み替えて適用する場合を含む。）に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

送 出 後	送 出 前																												
<p>一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費単位数表第1（1の注7を除く。）、第3、第4及び第5により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 （略）</p> <p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <table data-bbox="358 1037 1120 1324"> <tr> <td>利用定員が30人以下の場合</td> <td>1,081単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が31人以上40人以下の場合</td> <td>1,000単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が41人以上50人以下の場合</td> <td>925単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が51人以上60人以下の場合</td> <td>855単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が61人以上70人以下の場合</td> <td>826単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が71人以上80人以下の場合</td> <td>800単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が81人以上の場合</td> <td>774単位</td> </tr> </table> <p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p>	利用定員が30人以下の場合	1,081単位	利用定員が31人以上40人以下の場合	1,000単位	利用定員が41人以上50人以下の場合	925単位	利用定員が51人以上60人以下の場合	855単位	利用定員が61人以上70人以下の場合	826単位	利用定員が71人以上80人以下の場合	800単位	利用定員が81人以上の場合	774単位	<p>一 指定通所支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援をいう。以下同じ。）及び基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表障害児通所給付費単位数表第1（1の注7を除く。）、第3及び第4により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、同表第1（1の注7に限る。）により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額又は同表第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定するものとする。</p> <p>二 （略）</p> <p>別表 障害児通所給付費等単位数表</p> <p>第1 児童発達支援</p> <p>1 児童発達支援給付費（1日につき）</p> <p>イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）</p> <table data-bbox="1276 1037 2038 1324"> <tr> <td>利用定員が30人以下の場合</td> <td>976単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が31人以上40人以下の場合</td> <td>917単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が41人以上50人以下の場合</td> <td>858単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が51人以上60人以下の場合</td> <td>800単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が61人以上70人以下の場合</td> <td>779単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が71人以上80人以下の場合</td> <td>759単位</td> </tr> <tr> <td>利用定員が81人以上の場合</td> <td>737単位</td> </tr> </table> <p>ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合</p>	利用定員が30人以下の場合	976単位	利用定員が31人以上40人以下の場合	917単位	利用定員が41人以上50人以下の場合	858単位	利用定員が51人以上60人以下の場合	800単位	利用定員が61人以上70人以下の場合	779単位	利用定員が71人以上80人以下の場合	759単位	利用定員が81人以上の場合	737単位
利用定員が30人以下の場合	1,081単位																												
利用定員が31人以上40人以下の場合	1,000単位																												
利用定員が41人以上50人以下の場合	925単位																												
利用定員が51人以上60人以下の場合	855単位																												
利用定員が61人以上70人以下の場合	826単位																												
利用定員が71人以上80人以下の場合	800単位																												
利用定員が81人以上の場合	774単位																												
利用定員が30人以下の場合	976単位																												
利用定員が31人以上40人以下の場合	917単位																												
利用定員が41人以上50人以下の場合	858単位																												
利用定員が51人以上60人以下の場合	800単位																												
利用定員が61人以上70人以下の場合	779単位																												
利用定員が71人以上80人以下の場合	759単位																												
利用定員が81人以上の場合	737単位																												

利用定員が20人以下の場合	<u>1,377単位</u>
利用定員が21人以上30人以下の場合	<u>1,185単位</u>
利用定員が31人以上40人以下の場合	<u>1,070単位</u>
利用定員が41人以上の場合	<u>970単位</u>
八 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
利用定員が15人以下の場合	<u>1,325単位</u>
利用定員が16人以上20人以下の場合	<u>1,035単位</u>
利用定員が21人以上の場合	<u>919単位</u>
二 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
<u>主</u> に小学校就学前の障害児（以下「未就学児」という。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	<u>827単位</u>
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>557単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>433単位</u>
<u>以外</u> の場合	
(一) 利用定員が10人以下の場合	<u>703単位</u>
(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>465単位</u>
(三) 利用定員が21人以上の場合	<u>360単位</u>
ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
利用定員が5人の場合	<u>2,088単位</u>
利用定員が6人の場合	<u>1,748単位</u>
利用定員が7人の場合	<u>1,503単位</u>
利用定員が8人の場合	<u>1,320単位</u>
利用定員が9人の場合	<u>1,178単位</u>

利用定員が20人以下の場合	<u>1,220単位</u>
利用定員が21人以上30人以下の場合	<u>1,073単位</u>
利用定員が31人以上40人以下の場合	<u>987単位</u>
利用定員が41人以上の場合	<u>900単位</u>
八 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
利用定員が15人以下の場合	<u>1,152単位</u>
利用定員が16人以上20人以下の場合	<u>874単位</u>
利用定員が21人以上の場合	<u>798単位</u>
二 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(新設)	
利用定員が10人以下の場合	<u>620単位</u>
利用定員が11人以上20人以下の場合	<u>453単位</u>
利用定員が21人以上の場合	<u>364単位</u>
(新設)	
ホ 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	
利用定員が5人の場合	<u>1,608単位</u>
利用定員が6人の場合	<u>1,347単位</u>
利用定員が7人の場合	<u>1,160単位</u>
利用定員が8人の場合	<u>1,020単位</u>
利用定員が9人の場合	<u>911単位</u>

利用定員が10人の場合	1,064単位
利用定員が11人以上の場合	833単位
△ 共生型児童発達支援給付費	560単位
ト 基準該当児童発達支援給付費	
— 基準該当児童発達支援給付費()	664単位
— 基準該当児童発達支援給付費()	560単位

注1 (略)

2 二又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 (略)

2の3 △については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型児童発達支援(指定通所基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型児童発達支援事業所」という。)において、共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の4 トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第54条の6に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当児童発達支援(同条に規定する基準該当児童発達支援をいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

利用定員が10人の場合	824単位
利用定員が11人以上の場合	699単位
(新設)	
(新設)	

注1 (略)

2 二又はホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)において、基準該当児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 (略)

(新設)

(新設)

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

(略)

指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条(指定通所基準第54条の9において準用する場合を含む。)の規定に従い、児童発達支援計画(指定通所基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

指定児童発達支援、共生型児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)の提供に当たって、指定通所基準第26条第5項(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出していない場合 100分の85

4 営業時間(指定児童発達支援事業所(指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当児童発達支援事業所(以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。))を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の場合には指定通所基準第37条(指定通所基準第54条の5及び第54条の9において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発

3 児童発達支援給付費の算定に当たって、次の 又は のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

指定児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画(指定通所基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

(新設)

4 指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

達支援事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。)が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定する。

5 指定児童発達支援又は共生型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第44条第2項(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

6 削除

5 指定通所基準附則第3条の規定の適用を受ける者が、少年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき277単位を所定単位数から減算する。

6 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)において指定児童発達支援を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において基準該当児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を
通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ロ又はハに該当する場合を除く。)

)

— 利用定員が30人以下の場合	68単位
— 利用定員が31人以上40人以下の場合	51単位
— 利用定員が41人以上50人以下の場合	41単位
— 利用定員が51人以上60人以下の場合	34単位
— 利用定員が61人以上70人以下の場合	29単位
— 利用定員が71人以上80人以下の場合	25単位
— 利用定員が81人以上の場合	22単位

ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて

7 (略)

8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達

難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

—	利用定員が20人以下の場合	102単位
—	利用定員が21人以上30人以下の場合	68単位
—	利用定員が31人以上40人以下の場合	51単位
—	利用定員が41人以上の場合	41単位

ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

—	利用定員が20人以下の場合	102単位
—	利用定員が21人以上の場合	68単位

ニ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行った場合（ホに該当する場合を除く。）

—	利用定員が10人以下の場合	205単位
—	利用定員が11人以上20人以下の場合	102単位
—	利用定員が21人以上の場合	68単位

ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

—	利用定員が5人の場合	410単位
—	利用定員が6人の場合	342単位
—	利用定員が7人の場合	293単位
—	利用定員が8人の場合	256単位
—	利用定員が9人の場合	228単位
—	利用定員が10人の場合	205単位
—	利用定員が11人以上の場合	102単位

7 (略)

8 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達

支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この注、注9、注11及び6の注3において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（以下この注及び注9において「理学療法士等」という。）、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（以下この注及び注9において「児童指導員等」という。）又はその他の従業者（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注及び注9において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（二の 又は を算定する場合にあっては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（ロ又はハに該当する場合を除く。）

— 理学療法士等を配置する場合

（一） <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>70単位</u>
（二） <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>60単位</u>
（三） <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>46単位</u>
（四） <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>38単位</u>
（五） <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>32単位</u>
（六） <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>28単位</u>
（七） <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>25単位</u>

— 児童指導員等を配置する場合

支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。6の注3の において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員（以下この注8において「児童指導員等」という。）又は指導員（当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員を除く。以下この注8において同じ。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除き、イを算定する場合にあっては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1のホを算定している場合は、算定しない。

（新設）

（新設）

（新設）

(一) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>52単位</u>	
(二) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>44単位</u>	
(三) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>34単位</u>	
(四) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>28単位</u>	
(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>24単位</u>	
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>21単位</u>	
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>18単位</u>	
— <u>その他の従業者を配置する場合</u>		(新設)
(一) <u>利用定員が30人以下の場合</u>	<u>30単位</u>	
(二) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>26単位</u>	
(三) <u>利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>20単位</u>	
(四) <u>利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>17単位</u>	
(五) <u>利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>14単位</u>	
(六) <u>利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>12単位</u>	
(七) <u>利用定員が81人以上の場合</u>	<u>11単位</u>	
□ <u>主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて</u>		(新設)
<u>難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合</u>		
— <u>理学療法士等を配置する場合</u>		
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>105単位</u>	
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>84単位</u>	
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>60単位</u>	
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>46単位</u>	
— <u>児童指導員等を配置する場合</u>		
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>77単位</u>	
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>62単位</u>	
(三) <u>利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>44単位</u>	
(四) <u>利用定員が41人以上の場合</u>	<u>34単位</u>	
— <u>その他の従業者を配置する場合</u>		
(一) <u>利用定員が20人以下の場合</u>	<u>45単位</u>	
(二) <u>利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>36単位</u>	

項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

— 理学療法士等を配置する場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>418単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>348単位</u>
<u>(三) 利用定員が7人の場合</u>	<u>299単位</u>
<u>(四) 利用定員が8人の場合</u>	<u>261単位</u>
<u>(五) 利用定員が9人の場合</u>	<u>232単位</u>
<u>(六) 利用定員が10人の場合</u>	<u>209単位</u>
<u>(七) 利用定員が11人以上の場合</u>	<u>139単位</u>

— 児童指導員等を配置する場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>309単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>258単位</u>
<u>(三) 利用定員が7人の場合</u>	<u>221単位</u>
<u>(四) 利用定員が8人の場合</u>	<u>193単位</u>
<u>(五) 利用定員が9人の場合</u>	<u>172単位</u>
<u>(六) 利用定員が10人の場合</u>	<u>155単位</u>
<u>(七) 利用定員が11人以上の場合</u>	<u>103単位</u>

— その他の従業者を配置する場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>182単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>152単位</u>
<u>(三) 利用定員が7人の場合</u>	<u>130単位</u>
<u>(四) 利用定員が8人の場合</u>	<u>114単位</u>
<u>(五) 利用定員が9人の場合</u>	<u>101単位</u>
<u>(六) 利用定員が10人の場合</u>	<u>91単位</u>
<u>(七) 利用定員が11人以上の場合</u>	<u>61単位</u>

9 1の二の を算定する指定児童発達支援事業所であって、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者及び注8の加算の算定に必要

(新設)

となる理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（イ又はロを算定する場合にあっては、注2の2の加算を算定している指定児童発達支援事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注3の を算定している場合は、加算しない。

イ 理学療法士等を配置する場合

— 利用定員が10人以下の場合	209単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位
— 利用定員が21人以上の場合	84単位

ロ 児童指導員等を配置する場合

— 利用定員が10人以下の場合	155単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位
— 利用定員が21人以上の場合	62単位

ハ その他の従業者を配置する場合

— 利用定員が10人以下の場合	91単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位
— 利用定員が21人以上の場合	36単位

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算()

— 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発

(新設)

達支援を行った場合（又はに該当する場合を除く。）

<u>(一) 利用定員が30人以下の場合</u>	<u>67単位</u>
<u>(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>57単位</u>
<u>(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>44単位</u>
<u>(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>36単位</u>
<u>(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>31単位</u>
<u>(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>27単位</u>
<u>(七) 利用定員が81人以上の場合</u>	<u>24単位</u>

主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

<u>(一) 利用定員が20人以下の場合</u>	<u>100単位</u>
<u>(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>80単位</u>
<u>(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>57単位</u>
<u>(四) 利用定員が41人以上の場合</u>	<u>44単位</u>

主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

<u>(一) 利用定員が20人以下の場合</u>	<u>100単位</u>
<u>(二) 利用定員が21人以上の場合</u>	<u>80単位</u>

法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合（に該当する場合を除く。）

<u>(一) 利用定員が10人以下の場合</u>	<u>200単位</u>
<u>(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>133単位</u>
<u>(三) 利用定員が21人以上の場合</u>	<u>80単位</u>

主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>400単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>333単位</u>

三) 利用定員が7人の場合	286単位
四) 利用定員が8人の場合	250単位
五) 利用定員が9人の場合	222単位
六) 利用定員が10人の場合	200単位
七) 利用定員が11人以上の場合	133単位

ロ 看護職員加配加算()

— 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(又はに該当する場合を除く。)

一) 利用定員が30人以下の場合	134単位
二) 利用定員が31人以上40人以下の場合	114単位
三) 利用定員が41人以上50人以下の場合	88単位
四) 利用定員が51人以上60人以下の場合	72単位
五) 利用定員が61人以上70人以下の場合	62単位
六) 利用定員が71人以上80人以下の場合	54単位
七) 利用定員が81人以上の場合	48単位

— 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

一) 利用定員が20人以下の場合	200単位
二) 利用定員が21人以上30人以下の場合	160単位
三) 利用定員が31人以上40人以下の場合	114単位
四) 利用定員が41人以上の場合	88単位

— 主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

一) 利用定員が20人以下の場合	200単位
二) 利用定員が21人以上の場合	160単位

— 法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が10人以下の場合 400単位

(二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 266単位

(三) 利用定員が21人以上の場合 160単位

— 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が5人の場合 800単位

(二) 利用定員が6人の場合 666単位

(三) 利用定員が7人の場合 572単位

(四) 利用定員が8人の場合 500単位

(五) 利用定員が9人の場合 444単位

(六) 利用定員が10人の場合 400単位

(七) 利用定員が11人以上の場合 266単位

八 看護職員加配加算()

— 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合()に該当する場合を除く。)

(一) 利用定員が30人以下の場合 201単位

(二) 利用定員が31人以上40人以下の場合 171単位

(三) 利用定員が41人以上50人以下の場合 132単位

(四) 利用定員が51人以上60人以下の場合 108単位

(五) 利用定員が61人以上70人以下の場合 93単位

(六) 利用定員が71人以上80人以下の場合 81単位

(七) 利用定員が81人以上の場合 72単位

— 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合

(一) 利用定員が20人以下の場合 300単位

(二) 利用定員が21人以上30人以下の場合 240単位

(三) 利用定員が31人以上40人以下の場合 171単位

(四) 利用定員が41人以上の場合 132単位

__ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）を通わせる
法第6条の2の2第2項に規定する厚生労働省令で定める
施設において障害児に対し指定児童発達支援を行った場合

（一） <u>利用定員が10人以下の場合</u>	600単位
（二） <u>利用定員が11人以上20人以下の場合</u>	399単位
（三） <u>利用定員が21人以上の場合</u>	240単位

11 への共生型児童発達支援給付費については、児童発達支援管
理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23
年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理
責任者をいう。以下同じ。）、保育士又は児童指導員を1以上
配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県
知事に届け出た共生型児童発達支援事業所において、共生型児
童発達支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所
定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算
定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ <u>児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれ ぞれ1以上配置した場合</u>	181単位
ロ <u>児童発達支援管理責任者を配置した場合</u>	103単位
ハ <u>保育士又は児童指導員を配置した場合</u>	78単位

2 家庭連携加算

イ・ロ（略）

注 指定児童発達支援事業所等において、指定通所基準第5条若し
くは第6条、第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54
条の4第4号又は第54条の6の規定により指定児童発達支援事業
所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1
において「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発
達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条
の2の2第9項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同
意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対す
る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、そ

（新設）

2 家庭連携加算

イ・ロ（略）

注 指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指
定通所基準第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当
児童発達支援事業所を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」
という。）において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第
54条の2の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業
者（栄養士及び調理員を除く。以下この第1において「児童発達
支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき
、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2の2第8項の通
所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の

の内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2・3 (略)

4 食事提供加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第2号、第3号ロ又は第4号に掲げる通所給付決定保護者(以下「中間所得者」という。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第5号に掲げる通所給付決定保護者(以下「低所得者等」という。)の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条(指定通所基準第54条の5において準用する場合を含む。)の規定により、通所利用者負担額合計額(指定通所基準第24条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ~ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定に

居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援(以下「指定児童発達支援等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2・3 (略)

4 食事提供加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第2号、第3号ロ又は第4号に掲げる通所給付決定保護者(以下「中間所得者」という。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第5号に掲げる通所給付決定保護者(以下「低所得者等」という。)の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

5 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額(同条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

6 福祉専門職員配置等加算

イ~ハ (略)

注1 イについては、指定通所基準第5条又は第6条の規定により

より置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者（指定通所基準第5条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下この第1において同じ。）として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者（以下この第1において「共生型児童発達支援事業所従業者」という。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 ロについては、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。
- 3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

指定通所基準第5条若しくは第6条の規定により置くべき児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者（において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型児童発達支援事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 （略）

8 欠席時対応加算 94単位

注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1の八又はホを算定している指定児童発達支援事業所において1月につき当該指定児童発達支援等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

9 特別支援加算 54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイの、ロの、ハの、ニの若しくはホの若しくは注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくはロを算定して

指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員若しくは指導員又は保育士（において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

7 （略）

8 欠席時対応加算 94単位

注 指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

9 特別支援加算 25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

いない場合は、加算しない。

9の2 強度行動障害児支援加算 155単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援又は当該共生型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の八又はホを算定している場合は、加算しない。

10 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

ホ 医療連携体制加算() 1,000単位

ハ 医療連携体制加算() 500単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の八、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の八、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者を

(新設)

10 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

(新設)

(新設)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の八又はホを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の八又はホを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者を

いう。以下同じ。)に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の八、ホ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ、ロ、ホ若しくはハ又は1の八、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1の八、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

6 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1の八、ホ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

11 送迎加算

- イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合 54単位
ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位
注1 (略)

1の2 イ及び1の注10を算定している指定児童発達支援事業所において、当該指定児童発達支援事業所の看護職員を伴い、喀

いう。以下同じ。)に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、1の八又はホを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1の八若しくはホを算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

11 送迎加算

- イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対して行う場合 54単位
ロ 重症心身障害児に対して行う場合 37単位
注1 (略)

(新設)

たん 痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定児童発達支援事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

2 (略)

3 イ及びロについては、指定児童発達支援事業所等において行われる指定児童発達支援等の提供に当たって、指定児童発達支援事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

12 (略)

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算() 200単位

ロ 関係機関連携加算() 200単位

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型児童発達支援事業所については、1の注11のイ又はロを算定していない場合には、算定しない。

2 (略)

12の3 保育・教育等移行支援加算 500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加

2 (略)

(新設)

12 (略)

12の2 関係機関連携加算

イ 関係機関連携加算() 200単位

ロ 関係機関連携加算() 200単位

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児に係る児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 (略)

(新設)

算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に
入所等をする場合は、加算しない。

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出
た指定児童発達支援事業所若しくは共生型児童発達支援事業所又
は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所（国、独立行
政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研
究センターが行う場合を除く。14において同じ。）が、障害児に
対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる
区分に従い、平成33年3月31日までの間（ニ及びホについては、
別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所
定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定
している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない

イ～ホ（略）

14（略）

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 指定医療型児童発達支援事業所において肢体不自由（法第6条
の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以
下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を
行う場合 386単位

ロ 指定医療型児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し
指定医療型児童発達支援を行う場合 498単位

ハ 指定発達支援医療機関において肢体不自由児に対し指定医療型
児童発達支援を行う場合 335単位

ニ 指定発達支援医療機関において重症心身障害児に対し指定医療
型児童発達支援を行う場合 447単位

注1（略）

13 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員
の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出
た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童
発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開
発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14に
おいて同じ。）が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った
場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所
定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定
している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない
。

イ～ホ（略）

14（略）

第2 医療型児童発達支援

1 医療型児童発達支援給付費（1日につき）

イ 肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由を
いう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指
定医療型児童発達支援を行う場合

333単位

ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合

445単位

（新設）

（新設）

注1（略）

2 (略)

(略)

指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 医療型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

3 (略)

4 やむを得ず指定通所基準第44条第1項に規定する身体拘束等を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2～3 (略)

4 食事提供加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める期日まで

2 医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次の又はのいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

3 (略)

4 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき51単位を所定単位数に加算する。

2～3 (略)

4 食事提供加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、中間所得者の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、低所得者等の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成30年3月31日までの間、1日に

の間、1日につき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ(略)

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であるものを除く。注2において同じ。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

7 欠席時対応加算 94単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当

つき所定単位数を加算する。

5 (略)

6 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ(略)

注1 イについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であるものを除く。注2において同じ。)のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

7 欠席時対応加算 94単位

注 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において指定医療型児童発達支援を利用する障害児が、あらかじめ当

該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1の口又は二を算定している指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関において1月につき当該指定医療型児童発達支援を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

8 特別支援加算 54単位

注 (略)

8の2 (略)

8の3 保育職員加配加算 50単位

注1 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

注2 医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を2以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、22単位を加算する。

9 (略)

9の2 関係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当

該指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

8 特別支援加算 25単位

注 (略)

8の2 (略)

8の3 保育職員加配加算 50単位

注 保育機能の充実を図るため、医療型児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た定員21人以上の指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

9 (略)

9の2 関係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、障害児が通う保育所その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当

該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 (略)

9の3 保育・教育等移行支援加算 500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定医療型児童発達支援事業所を退所して保育所等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

11 (略)

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し授業の終了後に指定

該障害児に係る医療型児童発達支援計画に関する会議を開催し、保育所その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 (略)

(新設)

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

11 (略)

第3 放課後等デイサービス

1 放課後等デイサービス給付費(1日につき)

イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等

放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

区分1の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 656単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 440単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 331単位

区分1の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 645単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 431単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 324単位

区分2の1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 609単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 405単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 304単位

区分2の2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 596単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 396単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 297単位

ロ 障害児（重症心身障害児を除く。）に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合（ハ、ニ又はホに該当する場合を除く。）

区分1

- (一) 利用定員が10人以下の場合 787単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 529単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 410単位

区分2

- (一) 利用定員が10人以下の場合 726単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 483単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 374単位

ハ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）

授業の終了後に行う場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 473単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 355単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 276単位

休業日に行う場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 611単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 447単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 359単位

（新設）

（新設）

（新設）

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	1,744単位
(二) 利用定員が6人の場合	1,458単位
(三) 利用定員が7人の場合	1,255単位
(四) 利用定員が8人の場合	1,101単位
(五) 利用定員が9人の場合	982単位
(六) 利用定員が10人の場合	887単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	681単位
休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	2,024単位
(二) 利用定員が6人の場合	1,694単位
(三) 利用定員が7人の場合	1,457単位
(四) 利用定員が8人の場合	1,280単位
(五) 利用定員が9人の場合	1,142単位
(六) 利用定員が10人の場合	1,032単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	804単位
二 共生型放課後等デイサービス給付費	
— 授業の終了後に行う場合	427単位
— 休業日に行う場合	551単位
ホ 基準該当放課後等デイサービス給付費	
— 基準該当放課後等デイサービス給付費(一)	
(一) 授業の終了後に行う場合	530単位
(二) 休業日に行う場合	654単位
— 基準該当放課後等デイサービス給付費(二)	
(一) 授業の終了後に行う場合	427単位
(二) 休業日に行う場合	551単位
注1 イ及びハの については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」と	

授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	1,329単位
(二) 利用定員が6人の場合	1,112単位
(三) 利用定員が7人の場合	958単位
(四) 利用定員が8人の場合	842単位
(五) 利用定員が9人の場合	751単位
(六) 利用定員が10人の場合	679単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	577単位
休業日に行う場合	
(一) 利用定員が5人の場合	1,608単位
(二) 利用定員が6人の場合	1,347単位
(三) 利用定員が7人の場合	1,160単位
(四) 利用定員が8人の場合	1,020単位
(五) 利用定員が9人の場合	911単位
(六) 利用定員が10人の場合	824単位
(七) 利用定員が11人以上の場合	699単位
(新設)	
(新設)	
注1 イの 又はロの については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児	

いう。)に対し、授業終了後に、指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第66条第4項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)(イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出たものに限る。)において指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の2 ニのについては、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス(指定通所基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。)において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

1の3 ホの(一)及び(二)については、就学児に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の3に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)において、基準該当放課後等デイサービス(同条に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2 ロ及びハのについては、就学児に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位(ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出

「という。)に対し、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第66条第3項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)において指定放課後等デイサービス(指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。)を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

2 イの又はロのについては、就学児又は別に厚生労働大臣が定める児童(以下「就学児等」という。)に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位又は基準該当放課後等デイ

たものに限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 二のについては、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の3 ホの (二)及び (三)については、就学児に対し、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

3 イについては、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

4 ロについては、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。ただし、については、平成31年3月31日までの間は、算定しない。

サービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

3 イのについては、授業終了後に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

4 イのについては、休業日に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ～ハ (略)

5 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(略)

指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の6において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画(同条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3

月未満の場合 100分の70

(二) 放課後等デイサービス計画が作成されていない期間が3

月以上の場合 100分の50

指定放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)の提供に当たって、指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第26条第5項に規定する基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出ていない場合 100分の85

- 6 ロ、ハの、ニの又はホの(ニ)若しくは(ニ)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、営業時間(指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の6において準用する指定通所基準第54条の10から第54条の12までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所(以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。))を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。))の場合には指定通所基準第71条、第71条の2又は第71条の6において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にはこれに準ずるものをいう。))が、別に厚生労働大臣が

(略)

指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画(同条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

(新設)

- 6 イの又はロの)に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を乗じて得た数を算定する。

7 指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準を満たしていない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

。

8 常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイ

7 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービスを行った場合又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。）

— 利用定員が10人以下の場合 205単位

— 利用定員が11人以上20人以下の場合 102単位

— 利用定員が21人以上の場合 68単位

ロ 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

— 利用定員が5人の場合 410単位

— 利用定員が6人の場合 342単位

— 利用定員が7人の場合 293単位

— 利用定員が8人の場合 256単位

— 利用定員が9人の場合 228単位

— 利用定員が10人の場合 205単位

— 利用定員が11人以上の場合 102単位

8 常時見守りが必要な就学児等への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、児童指導員、保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつ

サービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この注、注9、注11及び5の注3の において同じ。)若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員(以下この注及び注9において「理学療法士等」という。)、児童指導員若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下この注及び注9において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注及び注9において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イの 又は を算定する場合にあつては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 障害児(重症心身障害児を除く。)に対し指定放課後等デイサービスを行う場合

— 理学療法士等を配置する場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 209単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 139単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 84単位

— 児童指導員等を配置する場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 155単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 103単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 62単位

— その他の従業者を配置する場合

- (一) 利用定員が10人以下の場合 91単位
- (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 61単位
- (三) 利用定員が21人以上の場合 36単位

ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場

ては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の において同じ。)若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者(以下この注8において「児童指導員等」という。)又はその他の従業者(当該別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者を除く。以下この注8において同じ。)を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所(イを算定する場合にあつては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等を2以上配置している場合に限る。)において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、1の口を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

イ 児童指導員等を配置する場合

- 利用定員が10人以下の場合 195単位
- 利用定員が11人以上20人以下の場合 130単位
- 利用定員が21人以上の場合 78単位

ロ その他の従業者を配置する場合

- 利用定員が10人以下の場合 183単位
- 利用定員が11人以上20人以下の場合 122単位
- 利用定員が21人以上の場合 73単位

(新設)

合

— 理学療法士等を配置する場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>418単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>348単位</u>
<u>(三) 利用定員が7人の場合</u>	<u>299単位</u>
<u>(四) 利用定員が8人の場合</u>	<u>261単位</u>
<u>(五) 利用定員が9人の場合</u>	<u>232単位</u>
<u>(六) 利用定員が10人の場合</u>	<u>209単位</u>
<u>(七) 利用定員が11人以上の場合</u>	<u>139単位</u>

— 児童指導員等を配置する場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>309単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>258単位</u>
<u>(三) 利用定員が7人の場合</u>	<u>221単位</u>
<u>(四) 利用定員が8人の場合</u>	<u>193単位</u>
<u>(五) 利用定員が9人の場合</u>	<u>172単位</u>
<u>(六) 利用定員が10人の場合</u>	<u>155単位</u>
<u>(七) 利用定員が11人以上の場合</u>	<u>103単位</u>

— その他の従業者を配置する場合

<u>(一) 利用定員が5人の場合</u>	<u>182単位</u>
<u>(二) 利用定員が6人の場合</u>	<u>152単位</u>
<u>(三) 利用定員が7人の場合</u>	<u>130単位</u>
<u>(四) 利用定員が8人の場合</u>	<u>114単位</u>
<u>(五) 利用定員が9人の場合</u>	<u>101単位</u>
<u>(六) 利用定員が10人の場合</u>	<u>91単位</u>
<u>(七) 利用定員が11人以上の場合</u>	<u>61単位</u>

9 1のイの若しくは又は口のを算定する指定放課後等デイサービス事業所であって、常時見守りが必要な就学児への支援や就学児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要なとなる従業者及び注8の加算の算定に必要なとなる理学療法士等、

(新設)

児童指導員等又はその他の従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（イ又はロを算定する場合にあっては、注3又は注4の加算を算定している指定放課後等デイサービス事業所において、児童指導員等又は保育士を2以上配置している場合に限る。）において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、注5の を算定している場合は、加算しない。

イ 理学療法士等を配置する場合

— 利用定員が10人以下の場合	209単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	139単位
— 利用定員が21人以上の場合	84単位

ロ 児童指導員等を配置する場合

— 利用定員が10人以下の場合	155単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	103単位
— 利用定員が21人以上の場合	62単位

ハ その他の従業者を配置する場合

— 利用定員が10人以下の場合	91単位
— 利用定員が11人以上20人以下の場合	61単位
— 利用定員が21人以上の場合	36単位

10 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 看護職員加配加算()

— 障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合(

(新設)

に該当する場合を除く。)

- | | |
|------------------------|-------|
| (一) 利用定員が10人以下の場合 | 200単位 |
| (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 133単位 |
| (三) 利用定員が21人以上の場合 | 80単位 |

主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等
サービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等
サービスを行った場合

- | | |
|-------------------|-------|
| (一) 利用定員が5人の場合 | 400単位 |
| (二) 利用定員が6人の場合 | 333単位 |
| (三) 利用定員が7人の場合 | 286単位 |
| (四) 利用定員が8人の場合 | 250単位 |
| (五) 利用定員が9人の場合 | 222単位 |
| (六) 利用定員が10人の場合 | 200単位 |
| (七) 利用定員が11人以上の場合 | 133単位 |

ロ 看護職員加配加算()

障害児に対し指定放課後等サービスを行った場合（
に該当する場合を除く。）

- | | |
|------------------------|-------|
| (一) 利用定員が10人以下の場合 | 400単位 |
| (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 | 266単位 |
| (三) 利用定員が21人以上の場合 | 160単位 |

主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等
サービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等
サービスを行った場合

- | | |
|-----------------|-------|
| (一) 利用定員が5人の場合 | 800単位 |
| (二) 利用定員が6人の場合 | 666単位 |
| (三) 利用定員が7人の場合 | 572単位 |
| (四) 利用定員が8人の場合 | 500単位 |
| (五) 利用定員が9人の場合 | 444単位 |
| (六) 利用定員が10人の場合 | 400単位 |

(七) 利用定員が11人以上の場合 266単位

八 看護職員加配加算()

障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合

— 利用定員が10人以下の場合 600単位

— 利用定員が11人以上20人以下の場合 399単位

— 利用定員が21人以上の場合 240単位

11 二の共生型放課後等デイサービス給付費については、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た共生型放課後等デイサービス事業所において、共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ1以上配置した場合 181単位

ロ 児童発達支援管理責任者を配置した場合 103単位

ハ 保育士又は児童指導員を配置した場合 78単位

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定通所基準第66条、第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号又は第71条の3の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児の居宅を訪問して就学児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス

(新設)

2 家庭連携加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の4において準用する同令第54条の6から第54条の8までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。)において、指定通所基準第66条又は第71条の2の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下この第3において「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して

等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算 35単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条又は第71条の2において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月

就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

2の2 事業所内相談支援加算 35単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において、指定放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就学児等及びその家族等に対する相談援助を行った場合に、1月につき1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、同一日に2の家庭連携加算又は3の訪問支援特別加算を算定している場合は、算定しない。

3 訪問支援特別加算

イ・ロ (略)

注 指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

4 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

につき所定単位数を加算する。

5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ（略）

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者（同条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者又は指定通所基準第71条の2において準用する指定通所基準第54条の2第1号、第54条の3第2号若しくは第54条の4第4号の規定により置くべき従業者（以下この第3において「共生型放課後等デイサービス事業所従業者」という。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又

5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ（略）

注1 イについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員又は障害福祉サービス経験者（同条第1項第1号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員又は障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所に

は共生型放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者()において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

児童指導員等として常勤で配置されている従業者又は共生型放課後等デイサービス事業所従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 欠席時対応加算 94単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。ただし、1の八を算定している指定放課後等デイサービス事業所等において1月につき当該指定放課後等デイサービス等を利用した障害児の数を利用定員に当該月の営業日数を乗じた数で除して得た率が100分の80に満たない場合は、1月につき8回を限度として、所定単位数を算定する。

7 特別支援加算 54単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型

において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

指定通所基準第66条の規定により置くべき児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者()において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 欠席時対応加算 94単位

注 指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定する。

7 特別支援加算 25単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、

放課後等デイサービス事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービス事業所を受けた就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1の注8のイの若しくは口の若しくは注9のイを算定している場合又は1の注11のイ若しくは口を算定していない場合は、加算しない。

7の2 強度行動障害児支援加算 155単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する就学児に対し、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービスを行うものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所において、当該指定放課後等デイサービス又は当該共生型放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハを算定している場合は、加算しない。

8 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

ホ 医療連携体制加算() 1,000単位

ヘ 医療連携体制加算() 500単位

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービスを受けた就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

8 医療連携体制加算

イ～ニ (略)

(新設)

(新設)

注1 イについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

2 ロについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受け

就学児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のハ又は注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、就学児1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ、ロ、ホ若しくはヘ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

5 ホについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

6 ^ろヘについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して、1日当たりの訪問時間が4時間を超えて看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のハ若しくは注10の看護職員加配加算を算定している場合は、算定しない。

9 送迎加算

イ・ロ (略)

た就学児等に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に^{かくたん}喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1のロを算定している場合は、算定しない。

4 ニについては、^{かくたん}喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、^{かくたん}喀痰吸引等を行った場合に、就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ若しくはロ又は1のロを算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

9 送迎加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、就学児（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

1の2 イを算定している指定放課後等デイサービス事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、^{かたわ}喀痰吸引等が必要な障害児に対して、その居宅等と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき37単位を所定単位数に加算する。

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

3 イ及びロについては、指定放課後等デイサービス事業所等において行われる指定放課後等デイサービス等の提供に当たって、指定放課後等デイサービス事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合に、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

10 延長支援加算

イ・ロ（略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、就学児の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で

注1 イについては、就学児等（重症心身障害児を除く。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

（新設）

2 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、就学児等（重症心身障害児に限る。）に対して、その居宅等又は当該就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

（新設）

10 延長支援加算

イ・ロ（略）

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービス等を行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児等に対し、就学児等の障害種別に応じ、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長

所定単位数を加算する。

10の2 関係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、就学児が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算する。ただし、共生型放課後等デイサービス事業所については、1の注11イ又はロを算定していない場合には、算定しない。

2 ロについては、就学児が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

10の3 保育・教育等移行支援加算 500単位

注 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス事業所を退所して児童が集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所等をする場合は、加算しない。

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所若しくは共生型放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサ

時間で所定単位数を加算する。

10の2 関係機関連携加算

イ・ロ (略)

注1 イについては、就学児等が通う小学校その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等に係る放課後等デイサービス計画に関する会議を開催し、小学校その他関係機関との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

2 ロについては、就学児等が就職予定の企業又は官公庁等との連携を図るため、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、就職予定の企業又は官公庁等との連絡調整及び相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

11 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所(国、独立行政法人国立病院機

ービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。）が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ（略）

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあっては、1から10の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

第4 居宅訪問型児童発達支援

1 居宅訪問型児童発達支援給付費（1日につき） 988単位

注1 指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定居宅訪問型児童発達支援（指定通所基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

3 居宅訪問型児童発達支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数

構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。）が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ（略）

12 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあっては、1から10の2までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定しない。

（新設）

に乗じて得た数を算定する。

— 従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合

— 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、居宅訪問型児童発達支援計画（同条に規定する居宅訪問型児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 居宅訪問型児童発達支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

4 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の訪問支援員（指定通所基準第71条の8第1項第1号に規定する訪問支援員をいう。以下同じ。）が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

5 指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

2 通所施設移行支援加算 500単位

注 指定通所基準第71条の8に規定する指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、指定居宅訪問型児童発達支援を利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

3 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条の14において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

4 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5において同じ。）が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から3までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から3までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算() 1から3までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

ホ 福祉・介護職員処遇改善加算() ハにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

5 福祉・介護職員処遇改善特別加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都

道府県知事に届け出た指定居宅訪問型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合 あつては、1から3までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算する。ただし、4の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合は、算定しない。

第5 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 988単位

注1 （略）

1の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき679単位を所定単位数に加算する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 保育所等訪問支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

同一日に同一場所で複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93

従業者の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に厚生労働大臣が定める割合
(削る)

第4 保育所等訪問支援

1 保育所等訪問支援給付費（1日につき） 916単位

注1 （略）

1の2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき375単位を所定単位数に加算する。

2 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次の 又は のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95

(新設)

(新設)

同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93

(新設)

3 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、

3 別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第44条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

1の2 初回加算 200単位

注 指定保育所等訪問支援事業所において、新規に保育所等訪問支援計画を作成した障害児に対して、当該指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が初めて又は初回の指定保育所等訪問支援を行った日の属する月に指定保育所等訪問支援を行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算する。

1の3 家庭連携加算

イ 所要時間1時間未満の場合 187単位

ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 指定保育所等訪問支援事業所において、指定通所基準第73条の規定により指定保育所等訪問支援事業所に置くべき従業者が、保育所等訪問支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、その内容の指定保育所等訪問支援を行うのに要する標準的な時間に応じて所定単位数を加算する。

2 (略)

指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき68単位を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域にある保育所等に、指定保育所等訪問支援事業所の訪問支援員（指定通所基準第73条に規定する訪問支援員をいう。）が指定保育所等訪問支援を行った場合にあっては、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

4 (略)

3 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。4において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

4 (略)

厚生労働省告示第百号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第二項第一号（同法第二十四条の二十四第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 出 後	改 出 前
<p>別表 入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費(1日につき)</p> <p>イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>891単位</u></p> <p>入所定員が10人の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>779単位</u></p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,606単位</u></p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>891単位</u></p> <p>入所定員が11人以上20人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>619単位</u></p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,032単位</u></p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>817単位</u></p> <p>入所定員が21人以上30人以下の場合 <u>779単位</u></p> <p>入所定員が31人以上40人以下の場合 <u>651単位</u></p> <p>入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>581単位</u></p>	<p>別表 入所給付費単位数表</p> <p>第1 福祉型障害児入所施設</p> <p>1 福祉型障害児入所施設給付費(1日につき)</p> <p>イ 主として知的障害のある児童(自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。)に対し指定入所支援を行う場合</p> <p>入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>740単位</u></p> <p>入所定員が10人の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>628単位</u></p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>1,451単位</u></p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>740単位</u></p> <p>入所定員が11人以上20人以下の場合</p> <p>(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき <u>543単位</u></p> <p>(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき <u>954単位</u></p> <p>(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき <u>740単位</u></p> <p>入所定員が21人以上30人以下の場合 <u>727単位</u></p> <p>入所定員が31人以上40人以下の場合 <u>611単位</u></p> <p>入所定員が41人以上50人以下の場合 <u>550単位</u></p>

入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>558単位</u>
入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>537単位</u>
入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>516単位</u>
入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>498単位</u>
入所定員が91人以上100人以下の場合	<u>477単位</u>
入所定員が101人以上110人以下の場合	<u>474単位</u>
入所定員が111人以上120人以下の場合	<u>472単位</u>
入所定員が121人以上130人以下の場合	<u>469単位</u>
入所定員が131人以上140人以下の場合	<u>466単位</u>
入所定員が141人以上150人以下の場合	<u>463単位</u>
入所定員が151人以上160人以下の場合	<u>459単位</u>
入所定員が161人以上170人以下の場合	<u>455単位</u>
入所定員が171人以上180人以下の場合	<u>451単位</u>
入所定員が181人以上190人以下の場合	<u>447単位</u>

(21) 入所定員が191人以上の場合 444単位

□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

入所定員が30人以下の場合	<u>787単位</u>
入所定員が31人以上40人以下の場合	<u>718単位</u>
入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>682単位</u>
入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>652単位</u>
入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>622単位</u>
入所定員が71人以上の場合	<u>592単位</u>

八 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合

- 入所定員が5人の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 1,047単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>532単位</u>
入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>514単位</u>
入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>496単位</u>
入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>480単位</u>
入所定員が91人以上100人以下の場合	<u>461単位</u>
入所定員が101人以上110人以下の場合	<u>459単位</u>
入所定員が111人以上120人以下の場合	<u>458単位</u>
入所定員が121人以上130人以下の場合	<u>456単位</u>
入所定員が131人以上140人以下の場合	<u>454単位</u>
入所定員が141人以上150人以下の場合	<u>452単位</u>
入所定員が151人以上160人以下の場合	<u>448単位</u>
入所定員が161人以上170人以下の場合	<u>445単位</u>
入所定員が171人以上180人以下の場合	<u>441単位</u>
入所定員が181人以上190人以下の場合	<u>438単位</u>

(21) 入所定員が191人以上の場合 435単位

□ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合

入所定員が30人以下の場合	<u>735単位</u>
入所定員が31人以上40人以下の場合	<u>678単位</u>
入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>650単位</u>
入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>625単位</u>
入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>598単位</u>
入所定員が71人以上の場合	<u>571単位</u>

八 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合

- 入所定員が5人の場合
- (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 895単位
- (二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき

	<u>830単位</u>
入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>761単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830単位</u>
入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>761単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,597単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>830単位</u>
入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>582単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,142単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>756単位</u>
入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>540単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>959単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>756単位</u>
入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>484単位</u>

	<u>679単位</u>
入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>610単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>679単位</u>
入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>610単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,443単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>679単位</u>
入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>506単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>1,063単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>679単位</u>
入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>464単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>881単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>679単位</u>
入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>433単位</u>

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>858単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>731単位</u>
入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>455単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>731単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>731単位</u>
入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。 から までにおいて同じ。）	<u>644単位</u>
入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>599単位</u>
入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>526単位</u>
入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>507単位</u>
入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>489単位</u>
入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>470単位</u>
入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>453単位</u>
入所定員が91人以上の場合	<u>435単位</u>
二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>1,047単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>826単位</u>
入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設	

(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>805単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>679単位</u>
入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>404単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>679単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>679単位</u>
入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。 から までにおいて同じ。）	<u>604単位</u>
入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>559単位</u>
入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>495単位</u>
入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>481単位</u>
入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>466単位</u>
入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>450単位</u>
入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>435単位</u>
入所定員が91人以上の場合	<u>419単位</u>
二 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
入所定員が5人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>895単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>675単位</u>
入所定員が6人以上9人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設	

であるとき	780単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826単位
入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	780単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,587単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	826単位
入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	583単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,134単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	752単位
入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	543単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	957単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	752単位
入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	481単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	811単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

であるとき	629単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675単位
入所定員が10人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	629単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,433単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675単位
入所定員が11人以上15人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	507単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,055単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675単位
入所定員が16人以上20人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	467単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	879単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675単位
入所定員が21人以上25人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	430単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	759単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	

	<u>727単位</u>
入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>458単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>727単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>727単位</u>
入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。 から までにおいて同じ。）	<u>641単位</u>
入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>596単位</u>
入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>523単位</u>
入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>504単位</u>
入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>487単位</u>
入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>468単位</u>
入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>451単位</u>
入所定員が91人以上の場合	<u>434単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
入所定員が50人以下の場合	<u>747単位</u>
入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>733単位</u>
入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>718単位</u>
入所定員が71人以上の場合	<u>702単位</u>
注1 （略）	
2 （略）	
（略）	
指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第1項に規定する入所支	

	<u>675単位</u>
入所定員が26人以上30人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	<u>407単位</u>
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	<u>675単位</u>
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	<u>675単位</u>
入所定員が31人以上35人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。 から までにおいて同じ。）	<u>601単位</u>
入所定員が36人以上40人以下の場合	<u>556単位</u>
入所定員が41人以上50人以下の場合	<u>492単位</u>
入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>478単位</u>
入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>464単位</u>
入所定員が71人以上80人以下の場合	<u>448単位</u>
入所定員が81人以上90人以下の場合	<u>433単位</u>
入所定員が91人以上の場合	<u>418単位</u>
ホ 主として肢体不自由（法第6条の2の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
入所定員が50人以下の場合	<u>715単位</u>
入所定員が51人以上60人以下の場合	<u>706単位</u>
入所定員が61人以上70人以下の場合	<u>694単位</u>
入所定員が71人以上の場合	<u>681単位</u>
注1 （略）	
2 （略）	
（略）	
指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第1項に規定する入所支	

援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合

(一) 入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合 100分の70

(二) 入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合 100分の50

3. 指定入所基準第41条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

援計画をいう。以下同じ。)が作成されていない場合 100分の95

3. 児童発達支援管理責任者(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。)を専任で配置しているものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。)に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

— <u>入所定員が5人以上10人以下の場合</u>	<u>148単位</u>
— <u>入所定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>74単位</u>
— <u>入所定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>49単位</u>
— <u>入所定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>37単位</u>
— <u>入所定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>29単位</u>
— <u>入所定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>24単位</u>
— <u>入所定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>21単位</u>
— <u>入所定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>18単位</u>
— <u>入所定員が81人以上90人以下の場合</u>	<u>16単位</u>
— <u>入所定員が91人以上100人以下の場合</u>	<u>14単位</u>
— <u>入所定員が101人以上110人以下の場合</u>	<u>13単位</u>
— <u>入所定員が111人以上120人以下の場合</u>	<u>12単位</u>

—	入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位
—	入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位
—	入所定員が141人以上160人以下の場合	9単位
—	入所定員が161人以上180人以下の場合	8単位
—	入所定員が181人以上の場合	7単位
□	主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
—	入所定員が30人以下の場合	49単位
—	入所定員が31人以上40人以下の場合	37単位
—	入所定員が41人以上50人以下の場合	29単位
—	入所定員が51人以上60人以下の場合	24単位
—	入所定員が61人以上70人以下の場合	21単位
—	入所定員が71人以上の場合	18単位
八	主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	
—	入所定員が5人以上10人以下の場合	148単位
—	入所定員が11人以上20人以下の場合	74単位
—	入所定員が21人以上30人以下の場合	49単位
—	入所定員が31人以上40人以下の場合	37単位
—	入所定員が41人以上50人以下の場合	29単位
—	入所定員が51人以上60人以下の場合	24単位
—	入所定員が61人以上70人以下の場合	21単位
—	入所定員が71人以上80人以下の場合	18単位
—	入所定員が81人以上90人以下の場合	16単位
—	入所定員が91人以上の場合	14単位
三	主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合	
—	入所定員が50人以下の場合	29単位
—	入所定員が51人以上60人以下の場合	24単位
—	入所定員が61人以上70人以下の場合	21単位
—	入所定員が71人以上の場合	18単位

4 職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事

4 職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事

(地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第 1 項の指定都市 (以下「指定都市」という。) 又は法第59条の 4 第 1 項の児童相談所設置市 (以下「児童相談所設置市」という。) にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。) に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、 1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

5 ~ 9 (略)

10 公認心理師を 1 人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設 (注 9 の心理担当職員配置加算を算定している福祉型障害児入所施設に限る。) において、指定入所支援を行った場合に、 1 日につき 10 単位を所定単位数に加算する。

11 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護職員 (保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。) を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、 1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ・ロ (略)

12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、 1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合

— <u>入所定員が10人以下の場合</u>	<u>145単位</u>
— <u>入所定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>96単位</u>
— <u>入所定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>58単位</u>
— <u>入所定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>41単位</u>
— <u>入所定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>32単位</u>
— <u>入所定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>26単位</u>

に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、 1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

5 ~ 9 (略)

(新設)

10 指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護師を 1 以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、 1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ・ロ (略)

(新設)

—	<u>入所定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>22単位</u>
—	<u>入所定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>19単位</u>
—	<u>入所定員が81人以上90人以下の場合</u>	<u>17単位</u>
—	<u>入所定員が91人以上100人以下の場合</u>	<u>15単位</u>
—	<u>入所定員が101人以上110人以下の場合</u>	<u>14単位</u>
—	<u>入所定員が111人以上120人以下の場合</u>	<u>13単位</u>
—	<u>入所定員が121人以上130人以下の場合</u>	<u>12単位</u>
—	<u>入所定員が131人以上140人以下の場合</u>	<u>11単位</u>
—	<u>入所定員が141人以上160人以下の場合</u>	<u>10単位</u>
—	<u>入所定員が161人以上170人以下の場合</u>	<u>9単位</u>
—	<u>入所定員が171人以上190人以下の場合</u>	<u>8単位</u>
—	<u>入所定員が191人以上の場合</u>	<u>7単位</u>
□	<u>主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合</u>	
—	<u>入所定員が40人以下の場合</u>	<u>36単位</u>
—	<u>入所定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>32単位</u>
—	<u>入所定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>26単位</u>
—	<u>入所定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>22単位</u>
—	<u>入所定員が71人以上の場合</u>	<u>19単位</u>
八	<u>主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合</u>	
—	<u>入所定員が5人以上10人以下の場合</u>	<u>145単位</u>
—	<u>入所定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>96単位</u>
—	<u>入所定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>58単位</u>
—	<u>入所定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>41単位</u>
—	<u>入所定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>32単位</u>
—	<u>入所定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>26単位</u>
—	<u>入所定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>22単位</u>
—	<u>入所定員が71人以上80人以下の場合</u>	<u>19単位</u>
—	<u>入所定員が81人以上90人以下の場合</u>	<u>17単位</u>
—	<u>入所定員が91人以上の場合</u>	<u>15単位</u>

三	<u>主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合</u>	
—	<u>入所定員が50人以下の場合</u>	<u>29単位</u>
—	<u>入所定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>26単位</u>
—	<u>入所定員が61人以上70人以下の場合</u>	<u>22単位</u>
—	<u>入所定員が71人以上の場合</u>	<u>19単位</u>

13 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。5の注3の において同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員（イにおいて「理学療法士等」という。）又は児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）若しくは別に厚生労働大臣が定める基準に適合する者（ロにおいて「児童指導員等」という。）を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

（新設）

イ	<u>理学療法士等を配置する場合</u>	
—	<u>主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合</u>	
	<u>(一) 入所定員が10人以下の場合</u>	<u>151単位</u>
	<u>(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合</u>	<u>101単位</u>
	<u>(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合</u>	<u>61単位</u>
	<u>(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合</u>	<u>43単位</u>
	<u>(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合</u>	<u>34単位</u>
	<u>(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合</u>	<u>28単位</u>

七	入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
八	入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
九	入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
十	入所定員が91人以上100人以下の場合	16単位
十一	入所定員が101人以上120人以下の場合	14単位
十二	入所定員が121人以上130人以下の場合	12単位
十三	入所定員が131人以上150人以下の場合	11単位
十四	入所定員が151人以上180人以下の場合	9単位
十五	入所定員が181人以上の場合	8単位
— 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合		
一	入所定員が40人以下の場合	38単位
二	入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
三	入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
四	入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
五	入所定員が71人以上の場合	20単位
— 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行う場合		
一	入所定員が5人以上10人以下の場合	151単位
二	入所定員が11人以上20人以下の場合	101単位
三	入所定員が21人以上30人以下の場合	61単位
四	入所定員が31人以上40人以下の場合	43単位
五	入所定員が41人以上50人以下の場合	34単位
六	入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
七	入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
八	入所定員が71人以上80人以下の場合	20単位
九	入所定員が81人以上90人以下の場合	18単位
十	入所定員が91人以上の場合	16単位
— 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合		

(一) 入所定員が50人以下の場合	30単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	28単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	23単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	20単位
□ 児童指導員等を配置する場合	
— 主として知的障害児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が10人以下の場合	112単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上100人以下の場合	12単位
(十一) 入所定員が101人以上120人以下の場合	10単位
(十二) 入所定員が121人以上130人以下の場合	9単位
(十三) 入所定員が131人以上150人以下の場合	8単位
(十四) 入所定員が151人以上180人以下の場合	7単位
(十五) 入所定員が181人以上の場合	6単位
— 主として自閉症児に対し指定入所支援を行った場合	
(一) 入所定員が40人以下の場合	28単位
(二) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(三) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(四) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(五) 入所定員が71人以上の場合	15単位
— 主として盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合	

(一) 入所定員が5人以上10人以下の場合	112単位
(二) 入所定員が11人以上20人以下の場合	75単位
(三) 入所定員が21人以上30人以下の場合	45単位
(四) 入所定員が31人以上40人以下の場合	32単位
(五) 入所定員が41人以上50人以下の場合	25単位
(六) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(七) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(八) 入所定員が71人以上80人以下の場合	15単位
(九) 入所定員が81人以上90人以下の場合	13単位
(十) 入所定員が91人以上の場合	12単位

— 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場

合

(一) 入所定員が50人以下の場合	22単位
(二) 入所定員が51人以上60人以下の場合	20単位
(三) 入所定員が61人以上70人以下の場合	17単位
(四) 入所定員が71人以上の場合	15単位

2 入院・外泊時加算（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の注6に規定する体験的な指定共同生活援助の利用、介護給付費等単位数表第15の1の2の注8又は注9に規定する体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助の利用及び介護給付費等単位数表第15の1の2の注6に規定する体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊

2 入院・外泊時加算（1日につき）

イ・ロ（略）

注1 イについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第15の1の注1に規定する指定共同生活援助及び介護給付費等単位数表第15の1の2の注6に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助における体験的な利用に伴う外泊を含む。以下この2において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ から までに掲げる単位数（地方公共団

した翌日から起算して8日を限度として所定単位数に代えて、入所定員に応じ、それぞれ から までに掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、 から までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

3・4 (略)

5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は

体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、 から までに掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

2 (略)

3・4 (略)

5 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の児童指導員をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、児童指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は

、算定しない。

指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。

7～9 （略）

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を

、算定しない。

指定入所基準第4条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定福祉型障害児入所施設にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）（において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。

6 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあつては、加算しない。

7～9 （略）

10 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。11において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を

行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間（二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ（略）

11（略）

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）

主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 349単位

主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
173単位

主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
909単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで 417単位

(二) 61日目以降90日目まで 381単位

(三) 91日目以降180日目まで 349単位

(四) 181日目以降 317単位

主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで 204単位

(二) 61日目以降90日目まで 188単位

(三) 91日目以降180日目まで 173単位

(四) 181日目以降 158単位

主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

(一) 60日目まで 1,095単位

(二) 61日目以降90日目まで 997単位

行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ（略）

11（略）

第2 医療型障害児入所施設

1 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）

イ 指定医療型障害児入所施設の場合（口に該当する場合を除く。）

主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合 323単位

主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合
148単位

主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合
880単位

ロ 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合

主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合

（新設）

(一) 90日目まで 355単位

(二) 91日目以降180日目まで 323単位

(三) 181日目以降 291単位

主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合

（新設）

(一) 90日目まで 163単位

(二) 91日目以降180日目まで 148単位

(三) 181日目以降 133単位

主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合

（新設）

(一) 90日目まで 968単位

(三) 91日目以降180日目まで	<u>909単位</u>
(四) 181日目以降	<u>820単位</u>
八 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>125単位</u>
主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>885単位</u>
二 指定発達支援医療機関で短期有目的の支援を行う場合	
主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>151単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>137単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>125単位</u>
(四) 181日目以降	<u>113単位</u>
主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
(一) 60日目まで	<u>1,071単位</u>
(二) 61日目以降90日目まで	<u>973単位</u>
(三) 91日目以降180日目まで	<u>885単位</u>
(四) 181日目以降	<u>796単位</u>
注1・1の2（略）	
2（略）	
（略）	
指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 <u>次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合</u>	
(一) <u>入所支援計画が作成されていない期間が3月未満の場合</u>	
<u>100分の70</u>	
(二) <u>入所支援計画が作成されていない期間が3月以上の場合</u>	
<u>100分の50</u>	
3 <u>やむを得ず指定入所基準第41条第1項に規定する身体拘束等</u>	

(二) 91日目以降180日目まで	<u>880単位</u>
(三) 181日目以降	<u>792単位</u>
八 指定発達支援医療機関の場合（二に該当する場合を除く。）	
主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	<u>124単位</u>
主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	<u>880単位</u>
二 指定発達支援医療機関で短期有目的の支援を行う場合	
主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
（新設）	
(一) 90日目まで	<u>136単位</u>
(二) 91日目以降180日目まで	<u>124単位</u>
(三) 181日目以降	<u>112単位</u>
主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
（新設）	
(一) 90日目まで	<u>968単位</u>
(二) 91日目以降180日目まで	<u>880単位</u>
(三) 181日目以降	<u>792単位</u>
注1・1の2（略）	
2（略）	
（略）	
指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合 <u>100分の95</u>	
（新設）	
（新設）	
3 <u>児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都</u>	

を行ったにもかかわらず、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

4～7 (略)

8 公認心理師を1人以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(注7の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。)において、指定入所支援を行った場合に、1日につき10単位を所定単位数に加算する。

2 (略)

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。注3において同じ。))であるものを除く。注2において同じ。)のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設

道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき24単位を所定単位数に加算する。

4～7 (略)

(新設)

2 (略)

3 福祉専門職員配置等加算

イ～ハ (略)

注1 イについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)であるものを除く。以下注2において同じ。)のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達

又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

- 3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。3の2の注1において同じ。）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士に限る。）（において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

（略）

3の2 保育職員加配加算 20単位

注1 保育機能の充実を図るため、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- 2 保育機能の充実を図るため、別に厚生労働大臣が定める施設

支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

- 3 ハについては、次の 又は のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算()又はロの福祉専門職員配置等加算()を算定している場合は、算定しない。

指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定医療型障害児入所施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する保育士（特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定発達支援医療機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は指導員であるものに限る。）（において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。

（略）

（新設）

基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中2回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、1の口又は二を算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(二及びホについては、別に厚生労働大臣が定める日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 (略)

4 地域移行加算 500単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、当該障害児が、1の口又は二を算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しない。

5 (略)

6 福祉・介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設(国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。7において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ～ホ (略)

7 (略)



厚生労働省告示第百一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第三項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 出 後	改 出 前
<p>別表</p> <p>第 1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費</p> <p>イ 地域移行支援サービス費() 3,044単位</p> <p>ロ 地域移行支援サービス費() 2,336単位</p> <p>注 1 <u>イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第5条第23項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</u></p> <p>1の2 <u>ロについては、注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業者以外の指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して指定地域移行支援を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（法第5条第20項に規定する精神科病院をいう。以下同じ。）、障害者支援施設等（指定基準第1条第2号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、救護施設等（同条第3号に規定す</p>	<p>別表</p> <p>第 1 地域移行支援</p> <p>1 地域移行支援サービス費 2,323単位</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>注 1 <u>地域移行支援サービス費は、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ。）が、地域相談支援給付決定障害者（法第5条第21項に規定する地域相談支援給付決定障害者をいう。以下同じ。）に対して指定地域移行支援（指定基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</u></p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める地域の精神科病院（法第5条第18項に規定する精神科病院をいう。以下同じ。）、障害者支援施設等（指定基準第1条第2号に規定する障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、救護施設等（同条第3号に規定する救護施</p>

る救護施設等をいう。以下同じ。)又は刑事施設等(同条第4号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。)に入院、入所等をしている地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合(注2に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

1の2~3 (略)

4 障害福祉サービスの体験利用加算

イ 障害福祉サービスの体験利用加算() 500単位

ロ 障害福祉サービスの体験利用加算() 250単位

注1 イについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。)を提供した場合(1の注2に定める場合を除く。注2において同じ。)に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イ又はロを算定する場合に、さらに1日につき所定単位数に50単位を加算する。

5 体験宿泊加算

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものと

設等をいう。以下同じ。)又は刑事施設等(同条第4号に規定する刑事施設等をいう。以下同じ。)に入院、入所等をしている地域相談支援給付決定障害者に対して、指定地域移行支援を行った場合(注2に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

1の2~3 (略)

4 障害福祉サービスの体験利用加算

300単位

(新設)

(新設)

注 指定地域移行支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、障害福祉サービスの体験的な利用支援(指定基準第22条に規定する障害福祉サービスの体験的な利用支援をいう。以下同じ。)を提供した場合(1の注2に定める場合を除く。)に、15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

5 体験宿泊加算

イ・ロ (略)

注1・2 (略)

(新設)

して都道府県知事に届け出た指定地域移行支援事業所において、イの体験宿泊加算()又はロの体験宿泊加算()を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数に50単位を加算する。

第2 地域定着支援

地域定着支援サービス費

- イ 体制確保費 304単位
- ロ 緊急時支援費
 - 緊急時支援費() 709単位
 - 緊急時支援費() 94単位

注1 (略)

2 ロのについては、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援(指定基準第44条第2項に規定する一時的な滞在による支援をいう。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

2の2 ロのについては、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。)に電話による相談援助を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。ただし、この場合において、ロのの緊急時支援費()を算定している場合は、算定しない。

3・4 (略)

第2 地域定着支援

地域定着支援サービス費

- イ 体制確保費 302単位
- ロ 緊急時支援費 705単位
 - (新設)
 - (新設)

注1 (略)

2 ロについては、指定地域定着支援事業者が、地域相談支援給付決定障害者に対して、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援(指定基準第44条第2項に規定する一時的な滞在による支援をいう。)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

(新設)

3・4 (略)

厚生労働省告示第百二二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十七第二項の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に法第五条第一項に規定する障害福祉サービス（同条第六項に規定する療養介護、同条第九項に規定する重度障害者等包括支援、同条第十項に規定する施設入所支援、同条第十五項に規定する就労定着支援、同条第十六項に規定する自立生活援助及び同条第十七項に規定する共同生活援助（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第二百十三条の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助に限る。）を除く。）、同条第二十項に規定する地域移行支援又は同条第二十一項に規定する地域定着支援を利用する者に対し、法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援又は同項第二号に規定する指定継続サービス利用支援を行った場合については、当該期間におけるこの告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（以下「新基準」という。）の規定の適用につ

として、新基準別表の「1,458単位」又は「1,611単位」又は「729単位」又は「806単位」又は「1,207単位」又は「1,310単位」又は「603単位」又は「655単位」又は「減算する。」又は「減算する。ただし、継続サービス利用支援費()を算定する場合は、1月につき50単位を所定単位数から減算する。」又は「602単位」又は「705単位」又は「854単位」及び「904単位」又は「1,007単位」又は「125単位」又は「202単位」又は「300単位」又は「352単位」又は「400単位」又は「指定サービス利用支援費()」又は「継続サービス利用支援費()」又は「指定サービス利用支援費()」又は「9単位」又は「112単位」又は「新基準別表の3の初回加算は算定しない。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 出 後	改 出 前
<p>別表</p> <p>計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費</p> <p>— サービス利用支援費() 1,458単位</p> <p>— サービス利用支援費() 729単位</p> <p>ロ 継続サービス利用支援費</p> <p>— 継続サービス利用支援費() 1,207単位</p> <p>— 継続サービス利用支援費() 603単位</p> <p>注1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。注1の を除き、以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>— サービス利用支援費() 指定特定相談支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）における計画相談支援対象障害者等の数（指定基準第3条第2項に規定する計画相談支援対象障害者等の数をいう。以下この1において同じ。）を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（指定基準第3条第1項に規定する</p>	<p>別表</p> <p>計画相談支援給付費単位数表</p> <p>1 計画相談支援費</p> <p>イ サービス利用支援費 1,611単位</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>ロ 継続サービス利用支援費 1,310単位</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>注1 サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者（法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等（同項に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>（新設）</p>

相談支援専門員をいう。以下同じ。) の員数 (前六月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。) (以下「相談支援専門員の平均員数」という。) で除して得た数 (以下「取扱件数」という。) の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

サービス利用支援費 () 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

- 2 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援 (法第51条の17第1項第2号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。) を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

継続サービス利用支援費 () 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

継続サービス利用支援費 () 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

- 3 指定特定相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第6号 (同条第3項第3号において準用する場合を含む。)、第9号、第10号若しくは第11号から第13号まで (同条第3項第3号において準用する場合を含む。) 又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

4・5 (略)

(新設)

- 2 継続サービス利用支援費は、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援 (法第51条の17第1項第2号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。以下同じ。) を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

- 3 指定特定相談支援事業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年厚生労働省令第28号。以下「指定基準」という。) 第15条第2項第6号 (同条第3項第3号において準用する場合を含む。)、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで (同条第3項第3号において準用する場合を含む。) 又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。

4・5 (略)

6 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算()として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

— サービス利用支援費() 552単位

— 継続サービス利用支援費() 602単位

7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算()として、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算する。

— サービス利用支援費() 854単位

— サービス利用支援費() 125単位

— 継続サービス利用支援費() 904単位

— 継続サービス利用支援費() 300単位

8 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援（以下「指定介護予防支援」という。）と一体的に指定継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費()を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき9単位を所定単位数から減算する。

9 (略)

2 (略)

6 相談支援専門員（指定基準第3条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分（以下「要介護状態区分」という。）が要介護1又は要介護2のものに対して、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援（以下「指定居宅介護支援」という。）と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算()として、1月につき705単位を所定単位数から減算する。

(新設)

(新設)

7 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算()として、1月につき1,007単位を所定単位数から減算する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

8 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第7条第2項に規定する要支援状態区分が要支援1又は要支援2のものに対して、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、介護予防支援費重複減算として、1月につき112単位を所定単位数から減算する。

9 (略)

2 (略)

3 初回加算 300単位 (新設)

注 指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（法第5条第22項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。

4 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

- イ 特定事業所加算() 500単位
- ロ 特定事業所加算() 400単位
- ハ 特定事業所加算() 300単位
- ニ 特定事業所加算() 150単位

5 入院時情報連携加算

注 計画相談支援対象障害者等が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況や生活環境等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

- イ 入院時情報連携加算() 200単位
- ロ 入院時情報連携加算() 100単位

6 退院・退所加算 200単位 (新設)

3 特定事業所加算

300単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所（指定基準第3条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）は、1月につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

注 障害者支援施設、のぞみの園（法第5条第1項に規定するのぞみの園をいう。）、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する救護施設若しくは同条第3項に規定する更生施設に入所していた計画相談支援対象障害者等、病院等に入院していた計画相談支援対象障害者等、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第3条に規定する刑事施設、少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第7項に規定する更生保護施設に収容されていた計画相談支援対象障害者等又は法務省設置法（平成11年法律第93号）第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法（平成19年法律第88号）第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた計画相談支援対象障害者等が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該計画相談支援対象障害者等の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の計画相談支援対象障害者等について、当該障害福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合を除く。）。

7 居宅介護支援事業所等連携加算 100単位

（新設）

注 計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに

当たり、当該指定居宅介護支援を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する（当該指定居宅介護支援等の利用開始日前6月以内において、当該計画相談支援対象障害者等による当該指定居宅介護支援事業所等における指定居宅介護支援等の利用について本加算を算定している場合を除く。）。

8 医療・保育・教育機関等連携加算 100単位 (新設)

注 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（障害福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、計画相談支援対象障害者等に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する（3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。）。

9 サービス担当者会議実施加算 100単位 (新設)

注 指定継続サービス利用支援を行うに当たり、指定基準第15条第2

項第11号に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

10 サービス提供時モニタリング加算 100単位 (新設)

注 指定特定相談支援事業所が、当該指定特定相談支援事業所がサービス等利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス又は地域相談支援の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの計画相談支援対象障害者等の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。

11 行動障害支援体制加算 35単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

12 要医療児者支援体制加算 35単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

13 精神障害者支援体制加算 35単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

14 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に

届け出た指定特定相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下この注において「要支援者」という。）が指定短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援者が指定短期入所を利用していない場合であっても、サービス等利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する（当該指定特定相談支援事業者が指定地域定着支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定計画相談支援の事業と指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該指定地域定着支援事業者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）別表の第2の地域定着支援サービス費を算定する場合を除く。）。

15 地域体制強化共同支援加算 2,000単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定特定相談支援事業所の相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等の同意を得て、当該計画相談支援対象障害者等に対

して、当該計画相談支援対象障害者等に指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行っている指定特定相談支援事業所において、当該計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

厚生労働省告示第百三三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改 出 後	改 正 前
<p>別表 障害児相談支援給付費単位数表</p> <p>1 (略)</p> <p>イ 障害児支援利用援助費</p> <p>— 障害児支援利用援助費() 1,620単位</p> <p>— 障害児支援利用援助費() 811単位</p> <p>□ 継続障害児支援利用援助費</p> <p>— 継続障害児支援利用援助費() 1,318単位</p> <p>— 継続障害児支援利用援助費() 659単位</p> <p>注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>— 障害児支援利用援助費() 指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（指定基準第3条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。以下この1において同じ。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（指定基準第3条第1項に規定す</p>	<p>別表 障害児相談支援給付費単位数表</p> <p>1 障害児相談支援費</p> <p>イ 障害児支援利用援助費 1,611単位</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>□ 継続障害児支援利用援助費 1,310単位</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助(同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。</p> <p>(新設)</p>

る相談支援専門員をいう。以下同じ。)の員数(前六月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。)(以下「相談支援専門員の平均員数」という。)で除して得た数(以下「取扱件数」という。)の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

― 障害児支援利用援助費() 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

- 2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助(法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

― 継続障害児支援利用援助費() 取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

― 継続障害児支援利用援助費() 取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。

- 3 指定障害児相談支援事業者が、指定基準第15条第2項第6号(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定しない。

4 (略)

(新設)

- 2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助(法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。)を行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

(新設)

(新設)

- 3 指定障害児相談支援事業者が、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。)第15条第2項第6号(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)、第8号、第9号若しくは第10号から第12号まで(同条第3項第3号において準用する場合を含む。)又は同条第3項第2号に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定しない。

4 (略)

- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障害児に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注3に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 2 (略)
- 3 初回加算 500単位
- 注 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第8項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- 4 特定事業所加算
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合には、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。
- | | |
|--------------|-------|
| イ 特定事業所加算() | 500単位 |
| ロ 特定事業所加算() | 400単位 |
| ハ 特定事業所加算() | 300単位 |
| ニ 特定事業所加算() | 150単位 |
- 5 入院時情報連携加算
- 注 障害児通所支援を利用する障害児が医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所（以下「病院等」という。）に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、当該病院等の職員に対して、当該障害児の心身の状況や生活環境等の当該障害児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、当該障害児1人につき1月に1回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算す

- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（注3に定める場合を除く。）に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 2 (略)
- 3 初回加算 500単位
- 注 指定障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画（法第6条の2の2第7項に規定する障害児支援利用計画をいう。）を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。
- 4 特定事業所加算 300単位
- 注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所（指定基準第3条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）は、1月につき所定単位数を加算する。
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)

る。ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合
においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しない。

イ 入院時情報連携加算() 200単位

ロ 入院時情報連携加算() 100単位

6 退院・退所加算 200単位

(新設)

注 法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。)若しくは障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。)に入所していた障害児、病院等に入院していた障害児、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第3条に規定する刑事施設、少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院若しくは更生保護事業法(平成7年法律第86号)第2条第7項に規定する更生保護施設に收容されていた障害児又は法務省設置法(平成11年法律第93号)第15条に規定する保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設若しくは更生保護法(平成19年法律第88号)第62条第3項若しくは第85条第3項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第62条第2項の救護若しくは同法第85条第1項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設(更生保護施設を除く。)に宿泊していた障害児が退院、退所等をし、障害児通所支援を利用する場合において、当該障害児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行った場合(同一の障害児について、当該障害児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。)には、入所、入院、收容又は宿泊の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算する(3の初回加算を算定する場合を除く。)

- | | | | |
|--|------------------------|-------|------|
| 7 | <u>医療・保育・教育機関等連携加算</u> | 100単位 | (新設) |
| <p><u>注 指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等(障害児通所支援及び障害福祉サービス(障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいう。))を除く。)</u>を提供する機関の職員等と面談を行い、障害児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、<u>障害児支援利用計画を作成した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する(3の初回加算を算定する場合及び6の退院・退所加算を算定する場合であって、退院、退所等をする施設の職員のみから情報の提供を受けている場合を除く。)</u>。</p> | | | |
| 8 | <u>サービス担当者会議実施加算</u> | 100単位 | (新設) |
| <p><u>注 指定継続障害児支援利用援助を行うに当たり、指定基準第15条第2項第10号に規定するサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況(障害児についての継続的な評価を含む。)</u>について説明を行うとともに、<u>同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。</u></p> | | | |
| 9 | <u>サービス提供時モニタリング加算</u> | 100単位 | (新設) |
| <p><u>注 指定障害児相談支援事業所が、当該指定障害児相談支援事業所が障害児支援利用計画を作成した障害児相談支援対象保護者に係る障害児が利用する障害児通所支援の提供現場を訪問することにより、障害児通所支援の提供状況等を確認し、及び当該提供状況等を記録した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、相談支援専門員1人当たりの障害児相談支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については、算定しない。</u></p> | | | |
| 10 | <u>行動障害支援体制加算</u> | 35単位 | (新設) |
| <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村</u></p> | | | |

長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

11 要医療児者支援体制加算 35単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

12 精神障害者支援体制加算 35単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

13 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下この注において「要支援児」という。）が指定短期入所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

14 地域体制強化共同支援加算 2,000単位 (新設)

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に

係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

厚生労働省告示第四百号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

	<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）第一号、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）第一号及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）第一号に規定する厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援若しくは児童発達支援若しくは放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する基準該当通所支援をいう。以下同じ。）を提供する事業を行う事業所若しくは法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等又は法第二十四条の二十八第一項に規定する障害児相談支援事業所が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げる支援の種類に応じた同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>																																
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="555 259 600 432">地域区分</th> <th colspan="2" data-bbox="555 432 600 909">支援の種類</th> <th data-bbox="555 909 600 1104">割合</th> </tr> <tr> <td data-bbox="517 259 555 432">一級地</td> <td data-bbox="352 432 517 685">(略)</td> <td data-bbox="352 685 517 909">(略)</td> <td data-bbox="517 909 555 1104">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="229 432 352 685">(略)</td> <td data-bbox="229 685 352 909">(略)</td> <td data-bbox="229 909 268 1104">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="185 432 229 1104">居宅訪問型児童発達支援</td> <td data-bbox="185 909 229 1104">(略)</td> </tr> </table>	地域区分	支援の種類		割合	一級地	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)		居宅訪問型児童発達支援		(略)	<table border="1"> <tr> <th data-bbox="555 1173 600 1346">地域区分</th> <th colspan="2" data-bbox="555 1346 600 1823">支援の種類</th> <th data-bbox="555 1823 600 2018">割合</th> </tr> <tr> <td data-bbox="517 1173 555 1346">一級地</td> <td data-bbox="352 1346 517 1599">放課後等デイサービス</td> <td data-bbox="352 1599 517 1823">主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合</td> <td data-bbox="517 1823 555 2018">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="229 1346 352 1599">(新設)</td> <td data-bbox="229 1599 352 1823">主として重症心身障害児を通わせる場合</td> <td data-bbox="229 1823 268 2018">千分の千五百十二</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="185 1346 229 2018">(新設)</td> <td data-bbox="185 1823 229 2018">千分の千五百十二</td> </tr> </table>	地域区分	支援の種類		割合	一級地	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	(略)		(新設)	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千五百十二		(新設)		千分の千五百十二
地域区分	支援の種類		割合																														
一級地	(略)	(略)	(略)																														
	(略)	(略)	(略)																														
	居宅訪問型児童発達支援		(略)																														
地域区分	支援の種類		割合																														
一級地	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	(略)																														
	(新設)	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千五百十二																														
	(新設)		千分の千五百十二																														

七級地		六級地				五級地					
(略)	(略)	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援		(略)	(略)	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援		(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

七級地		六級地				五級地					
放課後等デイサー ビス	(略)	(新設) 保育所等訪問支援	放課後等デイサー ビス		(略)	(新設) 保育所等訪問支援	放課後等デイサー ビス		(略)	(新設) 保育所等訪問支援	身障害児を通わ せる場合
主として重症心 身障害児以外の	(略)	七	主として重症心 身障害児以外の 障害児を 通わせる場合	六	(略)	二	主として重症心 身障害児以外の 障害児を 通わせる場合	六	(略)	四	一
千分の千十八	(略)	千分の千三十	千分の千四十	千分の千三十	(略)	千分の千六十	千分の千七十	千分の千六十	(略)	千分の千七十	

その他	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	(略)	(略)	(略)

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第七項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二 (略)

地域区分	都道府県	地	域
一級地	(略)	(略)	
二級地	(削る)	(削る)	

その他	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス (新設) 保育所等訪問支援 障害児入所支援 障害児相談支援	(略)	保育所等訪問支援	障害児を通わせる場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二十

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地	域
一級地	(略)	(略)	
二級地	埼玉県	取手市、つくば市	

四級地		三級地	
(略)	(略)	東京都	(略)
大阪府	(削る)	武蔵野市、町田市、国分寺市、狛江市、清瀬市、東久留米市、多摩市	
(削る)	(削る)	神奈川県	横浜市、川崎市
東京都	(削る)	大阪府	(削る)
神奈川県	(削る)	(削る)	大阪市
(略)	(略)	埼玉県	(削る)
茨城県	(略)	さいたま市、和光市	
埼玉県	(略)	東京都	(略)
(略)	(略)	八王子市、三鷹市、青梅市、府中市、調布市、小金井市、小平市、日野市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	
愛知県	(略)	名古屋市	(略)
大阪府	(略)	守口市、大東市、門真市	
(略)	(略)	取手市、牛久市、つくば市	
茨城県	(略)	東松山市、朝霞市、志木市	
埼玉県	(略)	立川市、昭島市、東村山市、東大和市	
(略)	(略)	相模原市、藤沢市、逗子市、厚木市	
東京都	(略)	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市	
神奈川県	(略)	屋川市、箕面市	

四級地		三級地	
(略)	(略)	東京都	(略)
大阪府	(略)	武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清瀬市、東久留米市、多摩市	
京都府	(略)	神奈川県	横浜市、川崎市、厚木市
三重県	(略)	愛知県	刈谷市、豊田市
神奈川県	(略)	大阪府	大阪市、守口市
東京都	(略)	茨城県	守谷市
埼玉県	(略)	埼玉県	さいたま市、志木市
(略)	(略)	東京都	(略)
茨城県	(略)	八王子市、青梅市、府中市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西東京市	
埼玉県	(略)	名古屋市	(略)
(略)	(略)	池田市、高槻市、大東市、門真市	
愛知県	(略)	牛久市	
大阪府	(略)	東松山市、朝霞市	
(略)	(略)	立川市、昭島市、東大和市	
茨城県	(略)	相模原市、藤沢市、海老名市、座間市、綾瀬市	
埼玉県	(略)	鈴鹿市	
(略)	(略)	京田辺市	
東京都	(略)	豊中市、吹田市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市、高石市	

千葉県	野田市、茂原市、柏市、流山市、白井市、酒々井町、栄町
東京都	武蔵村山市、奥多摩町
神奈川県	三浦市、秦野市、葉山町、大磯町、二宮町、清川村
(削る)	(削る)
(略)	(略)
静岡県	静岡市、沼津市、御殿場市
愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、稲沢市、大府市、知多市、知立市、愛西市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、大治町、蟹江町
三重県	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市
滋賀県	彦根市、守山市、栗東市、甲賀市
京都府	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町
大阪府	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、藤井寺市、泉南市、四條畷市、大阪狭山市、阪南市、島本町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、

千葉県	野田市、茂原市、東金市、柏市、流山市、白井市、酒々井町、栄町
(新設)	(新設)
神奈川県	三浦市、秦野市、伊勢原市、葉山町、二宮町
山梨県	甲府市
(略)	(略)
静岡県	静岡市、沼津市、磐田市、御殿場市
愛知県	岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、大府市、田原市、弥富市、豊山町
三重県	津市、桑名市、亀山市
滋賀県	彦根市、守山市、甲賀市
京都府	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、木津川市
大阪府	岸和田市、貝塚市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町

		七級地	
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、犬山市、常	茨城県	(略)
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、小山町、川根本町、森町	栃木県	栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、さくら市、壬生町
(略)	(略)	群馬県	前橋市、伊勢崎市、太田市、渋川市
山梨県	甲府市	埼玉県	熊谷市、飯能市、深谷市、日高市、毛呂山町、越生町、吉見町、鳩山町、寄居町
(略)	(略)	千葉県	木更津市、東金市、君津市、富津市、八街市、長柄町、長南町
神奈川県	箱根町	東京都	羽村市、瑞穂町、日の出町、檜原村
(略)	(略)	神奈川県	箱根町
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、小山町、川根本町、森町	兵庫県	明石市、猪名川町
(略)	(略)	奈良県	奈良市、大和高田市、大和郡山市、生駒市
山梨県	甲府市	(略)	(略)
(略)	(略)	(削る)	(削る)
神奈川県	箱根町	福岡県	春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸島市、粕屋町
(略)	(略)	(略)	(略)

		七級地	
愛知県	豊橋市、一宮市、半田市、常滑市、小	茨城県	(略)
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市	栃木県	栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市
(略)	(略)	群馬県	前橋市、太田市、渋川市
山梨県	南アルプス市	埼玉県	熊谷市
(略)	(略)	千葉県	木更津市、君津市、八街市
神奈川県	武蔵村山市	東京都	武蔵村山市
(新設)	(新設)	(略)	(略)
(略)	(略)	福岡県	太宰府市、糸島市、新宮町、粕屋町
山梨県	南アルプス市	香川県	高松市
(略)	(略)	(略)	(略)
静岡県	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市	兵庫県	明石市、赤穂市
(略)	(略)	奈良県	大和高田市、橿原市、香芝市、王寺町

三 前号の表の下欄に掲げる地域は、平成三十年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。	その他		
	府県	全ての都道	一級地から七級地まで以外の地域
	(略)	(略)	(略)
	福岡県	北九州市、飯塚市、筑紫野市	
	香川県	高松市	
	徳島県	徳島市	
	(略)	(略)	
			村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町
			、三宅町、田原本町、曾爾村、明日香町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町
			芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町
奈良県		天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町	
兵庫県		姫路市、加古川市、赤穂市、三木市	
大阪府		豊能町	
京都府		城陽市、大山崎町、久御山町	
滋賀県		長浜市、野洲市、湖南市、東近江市	
三重県		名張市、いなべ市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町	
		町、東栄町、豊根村	
		滑市、江南市、小牧市、東海市、尾張旭市、高浜市、日進市、田原市、清須市、長久手市、東郷町、豊山町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	

三 前号の表の下欄に掲げる地域は、平成二十八年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。	その他		
	府県	全ての都道	一級地から七級地まで以外の地域
	(略)	(略)	(略)
	福岡県	北九州市、筑紫野市、宇美町	
	香川県	坂出市	
	徳島県	徳島市、鳴門市、阿南市	
	(略)	(略)	
			市、飛鳥村
			牧市、稲沢市、東海市、知立市、愛西市、飛鳥村
	奈良県		桜井市、宇陀市、斑鳩町
兵庫県		姫路市、加古川市、三木市	
大阪府		四條畷市	
(新設)		(新設)	
滋賀県		長浜市、東近江市	
三重県		名張市、伊賀市	

厚生労働省告示第百五号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	附則 平成三十三年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七条の十二第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十二第一項第二号から第四号まで」とする。
改正前	附則 平成三十年三月三十一日までの間は、別表の二の項中「第二十七条の十二第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十二第一項第二号から第四号まで」とする。

厚生労働省告示第百六号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>三 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関(以下「障害児入所施設等」という。)において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して一年間(当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成三十年四月一日以降の場合にあつては平成三十一年三月三十一日までの間)は、前号の要件を満たしているものとみなす。</p>	<p>三 障害児通所支援事業所又は障害児入所施設若しくは指定発達支援医療機関(以下「障害児入所施設等」という。)において提供される障害児通所支援又は障害児入所支援の管理を行う者として配置される者であつて、実務経験者であるものについては、当該障害児通所支援事業所において行う事業の開始の日又は障害児入所施設等の開設の日から起算して一年間(当該事業の開始の日又は当該障害児入所施設等の開設の日が平成二十七年四月一日前の場合にあつては平成二十八年三月三十一日までの間、平成二十九年四月一日以降の場合にあつては平成三十年三月三十一日までの間)は、前号の要件を満たしているものとみなす。</p>

厚生労働省告示第七七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める送迎（平成二十四年厚生労働省告示第二百六十八号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第6の12の注1、注2及び注3の厚生労働大臣が定める送迎

一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第6の12の注1及び注2の厚生労働大臣が定める送迎

イ 送迎加算^(I)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 送迎加算^(I)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

指定生活介護事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）、「指定障害福祉サービス基準第九十三条の二に規定する共生型生活介護（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う事業所又は指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）（以下「指定生活介護事業所等」という。）が、当該指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）、「共生型生活介護又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービス（以下「指定生活介護等」という。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において行われる指定生活介護（指定障害福祉サービス基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。）又は指定障害者支援施設が行う生活介護に係る障害福祉サービスの利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

ロ (略)

ロ (略)

ハ 介護給付費等単位数表の第6の12の送迎加算の注3の厚生労働大

(新設)

臣が定める送迎

指定生活介護事業所等において行われる指定生活介護等の利用につき、指定生活介護事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で、指定生活介護事業所等の利用者の送迎を行った場合であること。

二 介護給付費等単位数表第7の12の注1及び注2の厚生労働大臣が定める送迎

イ 介護給付費等単位数表第7の12の注1の厚生労働大臣が定める送迎

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）又は指定障害福祉サービス基準第百二十五条の二に規定する共生型短期入所（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）が、当該指定短期入所事業所等において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）又は共生型短期入所の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

ロ 介護給付費等単位数表第7の12の注2の厚生労働大臣が定める送迎

前号八の規定を準用する。

三 介護給付費等単位数表第8の2の4の注1及び注2において厚生労働大臣が定める送迎

前号の規定を準用する。

四 介護給付費等単位数表第10の7の注1及び注2、第11の11の注1及び注2、第12の14の注1及び注2、第13の13の注1及び注2及び第14の14の注1及び注2において厚生労働大臣が定める送迎

第一号の規定を準用する。

（新設）

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

二 介護給付費等単位数表第7の12の注の厚生労働大臣が定める送迎

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

（新設）

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

（新設）

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

（新設）

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

（新設）

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

（新設）

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

（新設）

指定短期入所事業所（指定障害福祉サービス基準第百十五条第一項に規定する指定短期入所事業所をいう。）が、当該指定短期入所事業所において行われる指定短期入所（指定障害福祉サービス基準第百十四条に規定する指定短期入所をいう。）の利用につき、利用者の送迎を行った場合であること。

厚生労働省告示第百八号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成二十四年厚生労働省告示第百六十九号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、同日から平成三十一年三月三十一日までの間は、この告示による改正後の厚生労働大臣が定める施設基準第八号中「点以上」とあるのは、「点以上又はこれに準ずる状態」とする。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ 通所給付費等単位数表第1の1の二の二を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準 次の 及び 又は に該当すること。</p> <p>指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。</p> <p>障害児のうち小学校就学前のもの占める割合が百分の七十以上であること。</p> <p>指定通所基準第五条第三項の基準を満たしていること。</p> <p>口 通所給付費等単位数表第1の1の二の二を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準 指定通所基準第五条第一項の基準を満たしていること。</p> <p>八 (略)</p> <p>二の二 (略)</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準</p> <p>イ 通所給付費等単位数表第1の1の二を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準 当該指定児童発達支援の単位ごとに置くべき指定通所基準第五条第一項第一号に規定する指導員又は保育士及び同条第二項に規定する機能訓練担当職員の員数の総数が、次の 又は のいずれかに該当すること。</p> <p>障害児の数が十以下の指定児童発達支援の単位にあつては、二以上。</p> <p>障害児の数が十一以上の指定児童発達支援の単位にあつては、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上。</p> <p>(新設)</p> <p>口 通所給付費等単位数表第1の1の二を算定すべき基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)の施設基準 指定通所基準第五十四条の二から第五十四条の五までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所又は第五十四条の六から第五十四条の八までの規定による基準該当児童発達支援事業所(以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。)であること。</p> <p>八 (略)</p> <p>二の二 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の</p>

児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（指定通所基準第五十一条第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。）のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第五に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。

二の三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の3の厚生労働大臣が定める施設基準

指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所であること。

二の四 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注2の4の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1のトを算定すべき基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の九までの規定による基準に適合する基準該当児童発達支援事業所であること。

ロ 通所給付費等単位数表第1の1のトを算定すべき基準該当児童発達支援事業所の施設基準

指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所であること。

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注10の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第1の1の注10のイを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の又はのいずれか及びに該当すること。

通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する指定

2の厚生労働大臣が定める施設基準

児童指導員、保育士又は指導員のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号。以下「居宅介護従業者基準」という。）別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下第九号において同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。

（新設）

（新設）

三 通所給付費等単位数表第1の1の児童発達支援給付費の注6の厚生労働大臣が定める施設基準

基準該当児童発達支援事業所（みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。）であること。

児童発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が一以上であること。

通所給付費等単位数表第一の八又はホを算定する指定児童発達支援事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

口 通所給付費等単位数表第一の1の注10の口を算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の 又は のいずれか及び に該当すること。

通所給付費等単位数表第一の1のイ、ロ又はニを算定する事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

通所給付費等単位数表第一の1のハ又はホを算定する事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ハ 通所給付費等単位数表第一の1の注10のハを算定すべき指定児童発達支援の単位の施設基準

次の 及び のいずれにも該当すること。

通所給付費等単位数表第1の1のイ、ロ又は二を算定する事業所であつて、児童発達支援給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を三以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

四 (略)

次のイから八までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護職員又は厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)の教科を履修した者若しくはこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者(以下「理学療法士等」という。)を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第1の1のロを算定する指定児童発達支援事業所にあつては言語聴覚士を除き、通所給付費等単位数表第1の1のロ又はホを算定する指定児童発達支援事業所にあつては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ・ハ (略)

四の二 (略)

五 (略)

(略)

イ 指定通所基準第三十七条(指定通所基準第五十四条の五及び第五十四の九において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定

四 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイから八までに掲げる基準に適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ただし、加算の対象となる障害児が難聴児である場合にあつては言語聴覚士を除き、重症心身障害児(児童福祉法)昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)である場合にあつては理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。

ロ・ハ (略)

四の二 (略)

五 通所給付費等単位数表第1の12の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイから八までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第三十七条(同令第五十四条の五において準用する場合を含む。)に規定する運営規程に定められている営業時間が八

められている営業時間が八時間以上であること。

ロ・ハ (略)

六〇七 (略)

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注

1及び注2の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイの及びロの を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第六十六条第四項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)の施設基準

次の 及び 又は に該当すること。

指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第一に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十以上であること。

指定通所基準第六十六条第三項の基準を満たしていること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイの を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の から までのいずれにも該当すること。

指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

時間以上であること。

ロ・ハ (略)

六〇七 (略)

八 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注

1の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のイを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位(指定通所基準第六十六条第三項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。)の施設基準

(新設)

指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

(新設)

(新設)

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のイを算定すべき指定放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。)の施設基準
指定通所基準第七十一条の二及び第七十一条の三の規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所又は指定通所基準第七十一条の四において準用する指定通所基準第五十四条の六から第五十四条の八までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所(以下「みなし基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)であること。

(新設)

障害児のうち食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十以上であること。

指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。

八 通所給付費等単位数表第3の1のイの 及びロの を算定すべき

指定放課後等デイサービスの施設基準

次の 及び のいずれにも該当すること。

指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

障害児のうちに食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十未満であること。

二 通所給付費等単位数表第3の1のイの を算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の から までのいずれにも該当すること。

指定通所基準第六十六条第一項第一号の基準を満たしていること。

障害児のうちに食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの及び別表第二に掲げる項目の欄の区分に応じ、その項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十三点以上であると市町村が認めたものの占める割合が百分の五十未満であること。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

指定放課後等デイサービスの提供時間が3時間未満であること。

八の二 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の2及び注2の2の厚生労働大臣が定める施設基準

指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスの事業を行う事業所であること。

八の三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注1の3及び注2の3の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1のホの を算定すべき基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の三に規定する基準該当放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）の施設基準

指定通所基準第七十一条の三から第七十一条の六までの規定による基準に適合する基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

ロ 通所給付費等単位数表第3の1のホの を算定すべき指定放課後等デイサービス事業所の施設基準

指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当放課後等デイサービス事業所であること。

九（略）

第二号の二の規定を準用する。

十 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注10の厚生労働大臣が定める施設基準

イ 通所給付費等単位数表第3の1の注10のイを算定すべき指定放課

（新設）

（新設）

九 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注3及び注4の厚生労働大臣が定める施設基準
児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者（指定通所基準第六十六条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。）のうち強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを一以上配置していること。

十 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注7の厚生労働大臣が定める施設基準

基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デ

後等デイサービスの単位の施設基準

次の又はのいずれか及びに該当すること。

通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態のいずれかに該当する障害児の数が一以上であること。

通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

口 通所給付費等単位数表第3の1の注10のロを算定すべき指定放課後等デイサービスの単位の施設基準

次の又はのいずれか及びに該当すること。

通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

通所給付費等単位数表第3の1のハを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

ハ 通所給付費等単位数表第3の1の注10のハを算定すべき指定放課

イサービス事業所を除く。）であること。

後等デイサービスの単位の施設基準

次の及びのいずれにも該当すること。

通所給付費等単位数表第3の1のイ又はロを算定する事業所であつて、放課後等デイサービス給付費の算定に必要な従業者の員数に加え、看護職員を三以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が九以上であること。

別表第一の各項目に規定する状態に該当する障害児に対して児童発達支援を提供することができる旨を公表していること。

十一 (略)

(略)

イ 理学療法士等を配置していること。ただし、通所給付費等単位数表第3の1のロを算定する指定放課後等デイサービス事業所にあつては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ロ・ハ (略)

十一の二 (略)

十二 (略)

(略)

イ 指定通所基準第七十一条、第七十一条の二又は第七十一条の六において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ・ハ (略)

十二の二 通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

(略)

イ (略)

十一 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準に適合すること。

イ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は心理指導担当職員を配置していること。ただし、加算の対象となる障害児が重症心身障害児である場合にあつては、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。

ロ・ハ (略)

十一の二 (略)

十二 通所給付費等単位数表第3の10の注の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイからハまでに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定通所基準第七十一条若しくは第七十一条の四において準用する指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が八時間以上であること。

ロ・ハ (略)

十二の二 通所給付費等単位数表第4の1の保育所等訪問支援給付費の注1の2の厚生労働大臣が定める施設基準

次のイ及びロに掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害児通所支援事業若しくは障害児相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者若しくはこれに準ずる者又は障害児入所施設そ

理字療法師、作業療法師、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サ―ビス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

(略)

ロ (略)

十二の三 通所給付費等単位数表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注1の2の厚生労働大臣が定める施設基準

前号の規定を準用する。

十三 (略)

十四 (略)

イ・ロ (略)

八 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十一年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百六十九号)による改正前の入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

二〇八 (略)

十五 (略)

その他これに準ずる施設の従業者若しくはこれに準ずる者であつて(一)の期間が通算して五年以上であるもの又は(二)の期間が通算して十年以上であるものを配置していること。

(一) 理字療法師、作業療法師、言語聴覚士若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サ―ビス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務又は相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間

(二) (略)

ロ (略)

(新設)

十三 (略)

十四 (略)

イ・ロ (略)

八 福祉型障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一以上配置し、支援計画シート等を作成すること。ただし、平成三十年三月三十一日までの間は、平成二十七年三月三十一日において児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(平成二十七年厚生労働省告示第百六十九号)による改正前の入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7の強度行動障害児特別支援加算の算定を受けている指定福祉型障害児入所施設において、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の受講を予定している者を配置している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

二〇八 (略)

十五 (略)

十五の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費

の注12の厚生労働大臣が定める施設基準

(新設)

イ 入所給付費単位数表第1の1の注12のイ及びハを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準

入所給付費単位数表第1の1のイ、ハ又はニを算定する施設であつて、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を二以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

ロ 入所給付費単位数表第1の1の注12のロ及びニを算定すべき福祉型障害児入所施設の単位の施設基準

入所給付費単位数表第1の1のロ又はホを算定する施設であつて、指定入所基準に定める従業者の員数に加え、看護職員を一以上配置し、かつ、別表第一の各項目に規定する状態であり、同表のそれぞれのスコアを合算し、八点以上である障害児の数が五以上であること。

十六〇十九 (略)

十六〇十九 (略)

十九の二 入所給付費単位数表第2の3の2の注2の厚生労働大臣が定める施設基準

(新設)

次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関にあつては、従業者及びその員数について、次の から までのいずれにも該当すること。

児童指導員及び保育士の総数 通じておおむね障害児である乳幼児の数を十で除して得た数及び障害児である少年の数を二十で除して得た数の合計数以上

児童指導員 一以上

保育士 一以上

ロ 主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関にあつては、従業者及びその員数について、次の 及び のいずれにも

該当すること。

児童指導員 1以上

保育士 1以上

二十 (略)

別表第一

判定スコア

レスピレーター管理 8

気管内挿管、気管切開 8

鼻咽頭エアウェイ 5

O2吸入又はs p O2 90パーセント以下の状態が10パーセント以上 5

3 | 1回/時間以上の頻回の吸引 8、6回/日以上以上の頻回の吸引 3

ネブライザー 6回/日以上又は継続使用 3

IVH 8

経管(経鼻・胃ろうを含む) 5

腸ろう・腸管栄養 8

接続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時) 3

継続する透析(腹膜灌流を含む) 8

定期導尿3回/日以上 5

人工肛門 5

別表第二

項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーション	4. 独自のコミュニケーションできる

二十 (略)
(新設)

(新設)

多動・行動停止	異食行動	大声・奇声を出す	説明の理解	
1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 理解できる	
2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要		
3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要		
4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	2. 理解できない	3. 会話以外の方法でコミュニケーション
5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	5. ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	3. 理解できていない	5. コミュニケーションできない

不適切な 行為	他人を傷 つける行 為	自らを傷 つける行 為	不安定な 行動	
1. 支援 が不要	1. 支援 が不要	1. 支援 が不要	1. 支援 が不要	
2. 希に 支援が 必要	2. 希に 支援が 必要	2. 希に 支援が 必要	2. 希に 支援が 必要	
3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	要
4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	要
5. ほぼ 毎日(5 週以上) の支 援が必 要	5. ほぼ 毎日(5 週以上) の支 援が必 要	5. ほぼ 毎日(5 週以上) の支 援が必 要	5. ほぼ 毎日(5 週以上) の支 援が必 要	要

突発的な 行動	過食・反 すづ等	てんかん	その 状態	反復的 行動
1. 支援 が不要	1. 支援 が不要	1. 年に1回以上	1. 支援 が不要	1. 支援 が不要
2. 希に 支援が 必要	2. 希に 支援が 必要		2. 希に 支援が 必要	2. 希に 支援が 必要
3. 月に 1回以上 の支援 が必要	3. 月に 1回以上 の支援 が必要		3. 月に 1回以上 の支援 が必要	3. 月に 1回以上 の支援 が必要
4. 週に 1回以上 の支援 が必要	4. 週に 1回以上 の支援 が必要	2. 月に 1回以上	4. 週に 1回以上 の支援 が必要	4. 週に 1回以上 の支援 が必要
5. ほぼ 毎日(5 日以上) の支援 が必要	5. ほぼ 毎日(5 日以上) の支援 が必要	3. 週に 1回以上	5. ほぼ 毎日(5 日以上) の支援 が必要	5. ほぼ 毎日(5 日以上) の支援 が必要

読み書き	対人面の不安緊張、集団への不適応	
1・支援が不要	1・支援が不要	
	2・希に支援が必要	
	3・月に1回以上の支援が必要	
2・部分的な支援が必要	4・週に1回以上の支援が必要	
3・全面的な支援が必要	5・ほぼ毎日(週に5日以上)の支援が必要	要 援が必

厚生労働省告示第百九号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める児童等（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。)(第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの</p> <p>ロ 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)第六百一十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科(国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程(昭和五十五年厚生省告示第四号)第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。)(の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者</p> <p>一の二 通所給付費等単位数表第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)別表障害児通所給付費等単位数表(以下「通所給付費等単位数表」という。)(第1の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する指導員</p> <p>強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)(指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)別表第五に定める内容以上の研修をいう。以下同じ。)(の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者</p>

一の三 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

(略)

イ 特別支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)に係る児童発達支援計画(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)(第二十七條第一項(指定通所基準第五十四條の五)において準用する場合を含む。))に規定する児童発達支援計画をいう。)を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下この号において「特別支援計画」という。))を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ (略)

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)(第六條の二の二第九項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。))及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 (略)

一の四 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると市町村が認めた障害児

行動障害の内容	一点	二点	五点
ひびく自分の体を	週に一回以上	一日に一回	一日中

一の二 通所給付費等単位数表第1の9の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援

次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。)に係る児童発達支援計画(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)(第二十七條第一項に規定する児童発達支援計画をいう。))を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下この号において「特別支援計画」という。))を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。

ロ (略)

ハ 特別支援計画の作成又は見直しに当たって、加算対象児に係る通所給付決定保護者(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)(第六條の二の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下同じ。))及び加算対象児に対し、当該特別支援計画の作成又は見直しについて説明するとともに、その同意を得ること。

二 (略)

(新設)

沈静化が困難なパ ニック			あり
他人に恐怖感を与 える程度の粗暴な 行為			あり

一の五 通所給付費等単位数表第1の9の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者が指定児童発達支援又は共生型児童発達支援を行うこと。

二 (略)

イ (略)

(略)

(略)

指定児童発達支援事業所等（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。）、共生型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。）又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）において、の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」と

(新設)

二 通所給付費等単位数表第1の13の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(一)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(略)

指定児童発達支援事業所等（指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所等をいう。以下同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。）において、の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の福祉・介護職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知し、都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては登録先で

という。()にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては登録先である市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。()に届け出ていること。

三〇六 (略)

三〇六 (略)

七 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員
第一号の規定を準用する。

七の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者
第一号の二の規定を準用する。

八 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス又は共生型放課後等デイサービス (略)

イ 特別支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。()に係る放課後等デイサービス計画(指定通所基準第七十一条又は第七十一条の二において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。)を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下この号において「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に

ある市町村の市町村長とする。以下この号において同じ。()に届け出ていること。

三〇六 (略)

三〇六 (略)

七 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注2の厚生労働大臣が定める児童
障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十四年政令第二十六号)第四十一条の規定により放課後等デイサービスに係る法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなされた通所給付決定保護者に係る障害児が学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学していないもの。

(新設)

八 通所給付費等単位数表第3の7の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定放課後等デイサービス
次のイからニまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 特別支援加算の対象となる障害児(以下この号において「加算対象児」という。()に係る放課後等デイサービス計画(指定通所基準第七十一条において準用する指定通所基準第二十七条第一項に規定する放課後等デイサービス計画をいう。)を踏まえ、加算対象児の自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画(以下この号において「特別支援計画」という。)を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を

行動障害の内容	一点	三点	五点	<p>訓練又は心理指導を行うこと。</p> <p>ロ二 (略)</p> <p>八の二 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童</p> <p>第一号の四の規定を準用する。</p> <p>八の三 通所給付費等単位数表第3の7の2の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する指定児童発達支援又は共生型児童発達支援</p> <p>第一号の五の規定を準用する。</p> <p>九・十 (略)</p> <p>十の二 通所給付費等単位数表第4の4の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第二号の規定を準用する。</p> <p>十の三 通所給付費等単位数表第4の5の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第三号の規定を準用する。</p> <p>十一 通所給付費等単位数表第5の3の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)</p> <p>十二 通所給付費等単位数表第5の4の注の厚生労働大臣が定める基準 (略)</p> <p>十二の二 (略)</p> <p>第一号の五の規定を準用する。</p> <p>十三 (略)</p>
行動障害の内容	一点	三点	五点	<p>行うこと。</p> <p>ロ二 (略)</p> <p>八の二 通所給付費等単位数表第3の1の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する者</p> <p>第一号の規定を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>九・十 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十一 通所給付費等単位数表第4の3の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第二号の規定を準用する。</p> <p>十二 通所給付費等単位数表第4の4の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>第三号の規定を準用する。</p> <p>十二の二 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)別表障害児入所給付費単位数表(以下「入所給付費単位数表」という。)(第1の1の福祉型障害児入所給付費の注5の2及び注7の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>従業者であつて強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものが支援を行うこと。</p> <p>十三 (略)</p>

<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>沈静化が困難なパニック</td> <td></td> <td></td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為</td> <td></td> <td></td> <td>あり</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	沈静化が困難なパニック			あり	他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり	<table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>パニックへの対応が困難</td> <td></td> <td></td> <td>困難</td> </tr> <tr> <td>他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難</td> <td></td> <td></td> <td>困難</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	(略)	パニックへの対応が困難			困難	他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難
(略)	(略)	(略)	(略)																						
沈静化が困難なパニック			あり																						
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為			あり																						
(略)	(略)	(略)	(略)																						
パニックへの対応が困難			困難																						
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難																						
<p>十三の二 入所給付費単位数表第1の1の注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する専門職員 第一号の規定を準用する。</p> <p>十三の三 入所給付費単位数表第1の1の注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する者 第二号の二の規定を準用する。</p> <p>十四、十六 (略)</p> <p>十六の二 (略)</p> <p>第一号の五の規定を準用する。</p> <p>十七、十八 (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>十四、十六 (略)</p> <p>十六の二 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2の厚生労働大臣が定める基準 第十二号の二の規定を準用する。</p> <p>十七、十八 (略)</p>																								

厚生労働省告示第百十号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）及び児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成二十四年厚生労働省告示第百七十一号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

<p>指定児童発達支援事業所等の障害児の数が次のとおり又は、いずれかに該当する場合 過去三月間の障害児の数</p>	<p>百分の七十</p>	<p>イ 指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）<u>、共生型児童発達支援（指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「共生型児童発達支援事業所」という。）又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところとする。</u></p>
<p>指定児童発達支援事業所等の障害児の数が次のとおり又は、いずれかに該当する場合 過去三月間の障害児の数</p>	<p>百分の七十</p>	<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注3の「及び注4の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合」 イ 指定児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）<u>又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の二に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところとする。</u></p>

<p>□ 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。以下この□において同じ。）又は基準該当児童発達支援事業所（みなし基準</p>	<p>の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第五十四条の十から第五十四条の十二までの規定による基準該当児童発達支援事業所）以下「みなし基準該当児童発達支援事業所」という。）を除く。）の場合にあつては指定通所基準第三十七条（指定通所基準第五十四条の五及び第五十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定められている利用定員を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にあつてはこれに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(一)・(二) 略</p>
---	---

<p>□ 指定児童発達支援事業所等の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割</p>	<p>の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員（指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当児童発達支援事業所の場合であつては同令第五十四条の五において準用する同令三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(一)・(二) 略</p>
--	---

準該当児童発達支援事業所を除く。以下この口において同じ。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所の従業者の員数が次の場合は、のいずれかに該当する場合 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は障害福祉サービス経験者（指定通所基準第五条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。以下同</p>	<p>百分の七十（三月以上継続している場合は、百分の五十）</p>

合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定児童発達支援事業所等（児童発達支援センターを除く。）の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき指導員若しくは保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。（児童発達支援管</p>	<p>百分の七十</p>

<p>じ。)の員数を満たして ないこと。</p> <p>基準該当児童発達支援事 業所の場合にあつては指定 通所基準第五十四条の六第 一項第一号の基準を満たし ていないこと。</p>	<p>指定児童発達支援事業所又 は基準該当児童発達支援事業 所の従業者の員数が次の 又 は のいずれかに該当する場 合 指定児童発達支援事業所 の場合にあつては指定通所 基準の規定により置くべき 児童発達支援管理責任者の 員数を満たしていないこと 。</p> <p>基準該当児童発達支援事 業所の場合にあつては指定 通所基準第五十四条の六第 一項第二号の基準を満たし ていないこと。</p>	<p>百分の七十(五月以上継続し ている場合は、百分の五十)</p>	
---	---	--	--

八 (略)

<p>理責任者の員数については 、指定通所基準附則第二条 の規定により、適用しない 場合も含む。)</p> <p>基準該当児童発達支援事 業所の場合にあつては指定 通所基準第五十四条の二第 一項第一号又は第二号の基 準を満たしていないこと。</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>	
---	-------------	-------------	--

八 指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に
掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じ
る割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定児童発達支援事業所等の営業時間（指定児童発達支援事業所、共生型児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（みなし基準該当児童発達支援事業所を除く。）の場合にあつては指定通所基準第三十七条（指定通所基準第五十四条の五及び第五十四条の九において準用する場合を含む。）に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当児童発達支援事業所の場合にあつてはこれに準ずるものをいう。以下この号において同じ。）が四時間以上六時間未満である場合</p> <p>（削る）</p>	<p>百分の八十五</p>

<p>厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定児童発達支援事業所等の営業時間の時間数が次の又はのいずれかに該当する場合</p> <p>指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては指定</p>	<p>百分の八十五</p>

<p>指定児童発達支援事業所等の営業時間が四時間未満である場合</p>	<p>(削る)</p>
<p>百分の七十</p>	<p>(略)</p>

<p>通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p>	<p>指定児童発達支援事業所等の営業時間が次の又はのいずれかに該当する場合 指定児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。 基準該当児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p>
<p>百分の七十</p>	<p>(略)</p>

三 通所給付費等単位数表第3の1の放課後等デイサービス給付費の注5の及び注6の厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割

イ 指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）、共生型放課後等デイサービス（指定通所基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「共生型放課後等デイサービス事業所」という。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の三に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合について、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める障害児の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の障害児の数が次の又は のいずれかに該当する場合 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当児童発達支援事業所）（指定通所基準第七十一条の六において準用する指定通所基準第五十四条の十から第五十</p>	<p>百分の七十</p>

イ 合
 指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）又は基準該当放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第七十一条の二に規定する基準該当放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」と総称する。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>厚生労働大臣が定める障害児の数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の障害児の数が次の又は のいずれかに該当する場合 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)に掲げる利用定員（指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている利用定員を、基準該当児童発達支援事業所の場合であつては同令第七十一条の四</p>	<p>百分の七十</p>

<p>厚生労働大臣が定める従業員 の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単 位数に乘じる割合</p>	<p>四条の十二までの規定によ る基準該当放課後等デイサ ービス事業所（以下「みな し基準該当放課後等デイサ ービス事業所」という。） を除く。）の場合にあつて は指定通所基準第七十一 条、第七十一条の二又は七十 一条の六において準用する 指定通所基準第三十七条に 規定する運営規程に定めら れている利用定員を、みな し基準該当放課後等デイサ ービス事業所の場合にあつ てはこれに準ずるものをい う。以下この号において同 じ。）の区分に応じ、それ ぞれ(一)又は(二)に定める場合 に該当する場合</p> <p>(一)・(二) (略)</p>	
---------------------------------	-----------------------------------	---	--

<p>厚生労働大臣が定める従業員 の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単 位数に乘じる割合</p>	<p>において準用する同令六十 三条に規定する運営規程に 定められている利用定員を いう。以下この号において 「利用定員」という。）の 区分に応じ、それぞれ(一)又 は(二)に定める場合に該当す る場合</p> <p>(一)・(二) (略)</p>	
---------------------------------	-----------------------------------	--	--

<p>指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の 又は のいずれかに該当する場合</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員、保育士（特区法第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は障害福祉サービス経験者の員数を満たしていないこと。</p> <p>基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつ</p>	<p>百分の七十（三月以上継続している場合は、百分の五十）</p>
<p>指定放課後等デイサービス事業所等の従業者の員数が次の 又は のいずれかに該当する場合</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準の規定により置くべき児童指導員、保育士（特区法第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）若しくは障害福祉サービス経験者（指定通所基準第六十六条第一項第一号に規定する障害福祉サービス経験者をいう。）又は児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。（児童発達支援管理責任者の員数については、指定通所基準附則第二条の規定により、適用しない場合も含む。）</p> <p>基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつ</p>	<p>百分の七十</p>

<p>ては指定通所基準第七十一 条の三第一項第一号の基準 を満たしていないこと。</p>	<p>指定放課後等デイサービス 事業所又は基準該当放課後等 デイサービス事業所の従業者 の員数が次の 又は のい れかに該当する場合 指定放課後等デイサービ ス事業所の場合にあつては 指定通所基準の規定により 置くべき児童発達支援管理 責任者の員数を満たしてい ないこと。 基準該当放課後等デイサ ービス事業所の場合にあつ ては指定通所基準第七十一 条の三第一項第二号の基準 を満たしていないこと。</p>		<p>百分の七十（五月以上継続し ている場合は、百分の五十）</p>
<p>厚生労働大臣が定める営業時 間の時間数の基準</p>	<p>指定放課後等デイサービス</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単 位数に乘じる割合</p>	<p>百分の八十五</p>

八
(略)

<p>ては指定通所基準第七十一 条の二第一項第一号又は第 二号の基準を満たしていな いこと。</p>	<p>(新設)</p>		<p>(新設)</p>
<p>厚生労働大臣が定める営業時 間の時間数の基準</p>	<p>指定放課後等デイサービス</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単 位数に乘じる割合</p>	<p>百分の八十五</p>

八
指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の表
の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合には、所定単位
数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

事業所等の営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所）（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。）の場合にあつては指定通所基準第七十一条、第七十一条の二又は第七十一条の六において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつてはこれに準ずるものをいう。以下同じ。）が四時間以上六時間未満である場合

（削る）

（削る）

事業所等の営業時間の時間数が次の又はのいずれかに該当する場合

指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。

基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規

<p>厚生労働大臣が定める従業員の員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>	<p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間が四時間未満である場合</p> <p>(削る)</p>	<p>百分の七十</p>
----------------------------	------------------------------	---	--------------

三の二 通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注3の の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

<p>(新設)</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>	<p>指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の 又は のいずれかに該当する場合</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p> <p>基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあつては指定通所基準第五十四条の五において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p>	<p>百分の七十</p>
-------------	------------------------------	--	--------------

<p>指定通所基準の規定により置 くべき児童発達支援管理責任者 の員数を満たしていない場合</p>	<p>百分の七十（五月以上継続して いる場合は百分の五十）</p>				
<p>三の三 通所給付費等単位数表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注 2の の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に 乗じる割合</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="981 257 1109 683"> <p>厚生労働大臣が定める従業員の 員数の基準</p> </td> <td data-bbox="981 683 1109 1131"> <p>厚生労働大臣が定める所定単位 数に乗じる割合</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="821 257 981 683"> <p>指定通所基準の規定により置 くべき児童発達支援管理責任者 の員数を満たしていない場合</p> </td> <td data-bbox="821 683 981 1131"> <p>百分の七十（五月以上継続して いる場合は百分の五十）</p> </td> </tr> </table>	<p>厚生労働大臣が定める従業員の 員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位 数に乗じる割合</p>	<p>指定通所基準の規定により置 くべき児童発達支援管理責任者 の員数を満たしていない場合</p>	<p>百分の七十（五月以上継続して いる場合は百分の五十）</p>	<p>（新設）</p>
<p>厚生労働大臣が定める従業員の 員数の基準</p>	<p>厚生労働大臣が定める所定単位 数に乗じる割合</p>				
<p>指定通所基準の規定により置 くべき児童発達支援管理責任者 の員数を満たしていない場合</p>	<p>百分の七十（五月以上継続して いる場合は百分の五十）</p>				
<p>四（略）</p>	<p>四（略）</p>				

厚生労働省告示第百一十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号。以下「基準告示」という。）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成三十年厚生労働省告示第 号。以下「改正告示」という。）による改正前の算定告示別表の3の特定事業所加算を算定していた指定特定相談支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。）が、改正告示による改正後の算定告示別表の4の8の特定事業所加算(Ⅲ)を算定する場合は、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間におけるこの告示による改正後の基準告示第二号八 中「、及び」とあるのは、「及び」とする。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。以下「算定告示」という。）別表の3の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ 新規にサービス等利用計画（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五条第二十二項に規定するサービス等利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等（法第五十一条の十七第一項に規定する計画相談支援対象障害者等）をいう。以下同じ。）に対して指定サービス利用支援（同項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。以下同じ。）を行った場合</p> <p>ロ サービス等利用計画を作成する月の前六月間において、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用していない計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合</p> <p>二 算定告示別表の4の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>専ら指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が別</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）別表計画相談支援給付費単位数表3の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 専ら指定計画相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。）の提供に当たる常勤の相談支援専門員（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「指定基準」という。）第三条に規定する相談支援専門員をい</p>

に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であること。

（略）

（略）

指定特定相談支援事業所（指定基準第三条第一項に規定する指定特定相談支援事業所をいう。以下同じ。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

（略）

（略）

算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数（以下単に「取扱件数」という。）が四十未満であること。

特定事業所加算^{（Ⅱ）}

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの、及びの基準に適合すること。

専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第一号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していること。

う。二において同じ。）を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。二において同じ。）を修了していること。

ロ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

ハ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

ニ 指定特定相談支援事業所（指定基準第三条に規定する指定特定相談支援事業所をいう。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、イに規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

ホ 基幹相談支援センター（法第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。へにおいて同じ。）等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。

ヘ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

（新設）

（新設）

指定特定相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

八 特定事業所加算^Ⅲ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの、及びの基準に適合すること。

ロの基準に適合すること。

専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

二 特定事業所加算^Ⅳ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの、及びの基準に適合すること。

ロの基準に適合すること。

専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

三 算定告示別表の5の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 入院時情報連携加算^Ⅰ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（以下「病院等」という。）を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

ロ 入院時情報連携加算^Ⅱ イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

算定告示別表の11の注の厚生労働大臣が定める基準

四 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第八に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

五 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

六 算定告示別表の13の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

七 算定告示別表の14の注及び15の注の厚生労働大臣が定める基準

指定基準第十九条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。）であることを定めていなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

厚生労働省告示第百十二号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号。以下「基準告示」という。）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。ただし、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成三十年厚生労働省告示第 号。以下「改正告示」という。）による改正前の算定告示別表の4の特定事業所加算を算定していた指定障害児相談支援事業者（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第一項第一号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。）が、改正告示による改正後の算定告示別表の4の8の特定事業所加算Ⅲを算定する場合は、平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間におけるこの告示による改正後の基準告示第二号八中「、及び」とあるのは、「及び」とする。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。)(別表の3の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 障害児支援利用計画を作成する月の前六月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)(第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。)(を利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合</p> <p>二 算定告示別表の4の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>一 専ら指定障害児相談支援(法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。)(の提供に当たる常勤の相談支援専門員(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。)(第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)(を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が別に厚生労働大臣が定める者(以下「主任相談支援専門員」という。)(であること。</p>	<p>一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号)(別表障害児相談支援給付費単位数表(以下「障害児相談支援給付費単位数表」という。)(第3の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 障害児支援利用計画を作成する月の前六月間において、障害児通所支援(法第六の二の二第一項に規定する障害児通所支援をいう。)(又は障害福祉サービス(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)(第五条第一項に規定する障害福祉サービスをいう。)(を利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合</p> <p>二 障害児相談支援給付費単位数表第4の注の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>(新設)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 専ら指定障害児相談支援(法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。)(の提供に当たる常勤の相談支援専門員(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。)(第三条に規定する相談支援専門員をいう。二において同じ。)(を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修(指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告</p>

障害児に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。

二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。

指定障害児相談支援事業所（指定基準第三条第一項に規定する指定特定障害児支援事業所をいう。以下同じ。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

（略）

算定告示別表の1の注1に規定する取扱件数（以下単に「取扱件数」という。）が四十未満であること。

特定事業所加算Ⅱ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの、及び の基準に適合すること。

専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。）を修了していること。

指定障害児相談支援事業所が新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

特定事業所加算Ⅲ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

示第二百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。二において同じ。）を修了した相談支援専門員を一名以上配置していること。

利用者に関する情報又はサービス提供に当たつての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。

二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

指定障害児相談支援事業所（指定基準第三条に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。）の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、イに規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

（略）

（新設）

（新設）

（新設）

イの、及びの基準に適合すること。

ロの基準に適合すること。
専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

二 特定事業所加算^(ⅳ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イの、及びの基準に適合すること。

ロの基準に適合すること。

専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

三 算定告示別表の5の注の厚生労働大臣が定める基準

イ 入院時情報連携加算^(ⅴ) 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所（以下「病院等」という。）を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

ロ 入院時情報連携加算^(ⅴ) イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

四 算定告示別表の10の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第八に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨

の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

五 算定告示別表の11の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

イ 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち障害者総合支援法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

六 算定告示別表の12の注の厚生労働大臣が定める基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

七 算定告示別表の13の注及び14の注の厚生労働大臣が定める基準指定基準第十九条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第百十六号）第一の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。）であることを定めていなければならない。

（新設）

（新設）

厚生労働省告示第百十三号

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成二十七年厚生労働省告示第百八十二号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第4の1の居宅訪問型児童発達支援給付費の注4及び同表第5の1の保育所等訪問支援給付費の注3に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十 (略)</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第4の1の保育所等訪問支援給付費の注5に規定する厚生労働大臣が定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。</p> <p>一〇十 (略)</p>

厚生労働省告示第百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号）別表地域相談支援給付費単位数表第1の1の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- 一 指定地域移行支援事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）。

以下「指定基準」という。）第三条第一項に規定する指定地域移行支援事業所をいう。以下同じ。
（）の従業者のうち、一人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又はこれらに準ずる者であること。

二 指定地域移行支援事業所において、指定基準第一条第十一号に規定する指定地域移行支援を利用した同条第五号に規定する地域相談支援給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において一人以上いること。

三 指定地域移行支援事業所が、精神科病院（法第五条第二十項に規定する精神科病院をいう。）指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。

厚生労働省告示第百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第二号イの規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第二号イ に規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十七

号) 第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。) を修了した後、相談支援又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号) 第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。

別表

区分	講義		時間数
	講義	演習	
科目	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義		三
	運営管理に関する講義		三
	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習		十一
	地域援助技術に関する講義及び演習		十一

厚生労働省告示第百十六号

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号）第二号イの規定に基づき、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める者

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号）第二号イに規定する厚生労働大臣が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。）を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十八項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。

別表

区分	科目	時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	三
講義	運営管理に関する講義	三
講義及び	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	十三
演習	地域援助技術に関する講義及び演習	十一